

能登町一般廃棄物処理基本計画
【ごみ処理基本計画編】

令和 5 年 1 月

能 登 町

ごみ処理基本計画編

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

1. 1	計画策定の目的	1
1. 2	ごみ処理基本計画の位置づけ	2
1. 3	計画の構成	4

第 2 章 地域の概況

2. 1	地域の特性	5
2. 2	人口及び産業	8
2. 3	まちづくりの将来像と環境分野に係る基本方針	10

第 3 章 ごみ処理の現況及び課題

3. 1	ごみ処理の概況	11
3. 2	収集運搬	15
3. 3	中間処理	23
3. 4	最終処分	28
3. 5	資源化	31
3. 6	ごみ減量化のための施策等	32
3. 7	ごみ処理経費	35
3. 8	ごみ処理の評価と課題	37

第 4 章 ごみ処理基本計画

4. 1	基本理念	43
4. 2	基本方針	44
4. 3	ごみ排出量の予測	45
4. 4	ごみ処理施設処理量等の予測	57
4. 5	ごみ処理に係る目標値	65
4. 6	ごみの排出抑制、再使用、再生利用のための施策	70
4. 7	ごみの種類及び分別の区分	74
4. 8	ごみ処理に関する基本的事項	76
4. 9	ごみ処理施設の整備等	80
4. 10	その他ごみの処理に関し必要な事項	81

第1章 計画策定の趣旨

1. 1 計画策定の目的

平成27年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール（目標）が掲げられました。

国においては、SDGs等を踏まえて平成30年に第五次環境基本計画、第四次循環型社会形成推進基本計画を改定し、環境・経済・社会を統合的に向上させるための方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、実現に向けた施策を講じています。

また、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定、令和4年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）」の施行、令和元年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行など、近年、循環型社会の形成に関して様々な取組が進められています。

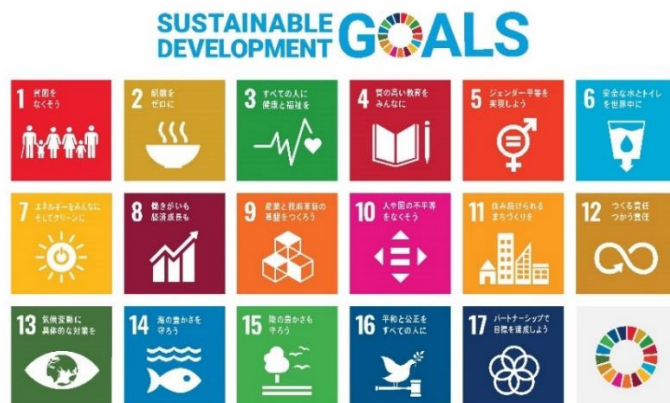
石川県においても、国の計画を踏まえ、令和2年に「石川県環境総合計画」を作成（令和4年に一部改訂）し、石川県の健全で豊かな環境の維持向上を図ることとしています。

本町では、平成25年2月に、計画期間を15年間とする「能登町ごみ処理基本計画」を策定し、ごみの適正処理及びごみ減量化・資源化に向けた取組を推進してきました。今後は、こうした新たな廃棄物処理に関する社会情勢や国・県の動向を踏まえ、新しい課題への対応を町民・事業者・行政協働のもと進めていく必要があります。

また、本町では、令和5年1月より、ごみ処理の方法をRDF化処理から焼却処理に移行しています。今後、この移行に伴い、ごみの分別区分などの見直しを行っていきます。

これらのことを踏まえ、適切なごみ処理体制の整備を行っていくとともに、多様な課題に対応した循環型社会の形成を図るため、「能登町ごみ処理基本計画」の見直しを行います。

SDGs（エス・ディー・ジー・ズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で2015年9月の国連サミットで採択され「貧困の撲滅」や「気候変動」対策といった世界各国が解決すべき課題に関する17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的な目標）から構成されています。2030年までに「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際的な開発目標です。



1. 2 ごみ処理基本計画の位置づけ

1) 法的根拠

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき「当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画」を定めるものであり、その内容は、第2項で次のように示されています。

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
2. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

また、同条第4項において策定または変更した一般廃棄物処理基本計画の公表義務を示しています。

2) 計画目標年度

本計画は、平成25年度を初年度とし、令和9年度を最終年度とする15年間を計画期間としています。また、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととしています。

本町では、令和4年度で計画策定より10年を迎えますが、令和5年1月より可燃ごみの処理をRDF化処理より焼却処理に移行する等、ごみ処理体制の大きな変更を行います。これを踏まえ、現行計画の中間見直しを行うこととし、令和9年度までの今後5年間の基本施策の方向づけを行います。

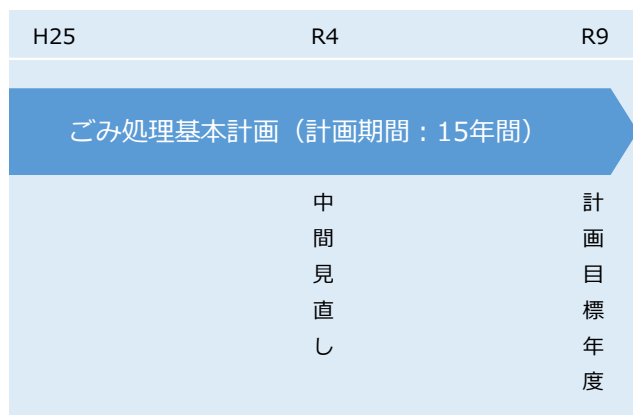


図 1.2.1 計画期間と計画目標年度

3) 他の計画との関連

ごみ処理基本計画の策定に当たっては、国や県の計画等を踏まえたものとし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることはもとより、循環型社会の実現に努めます。

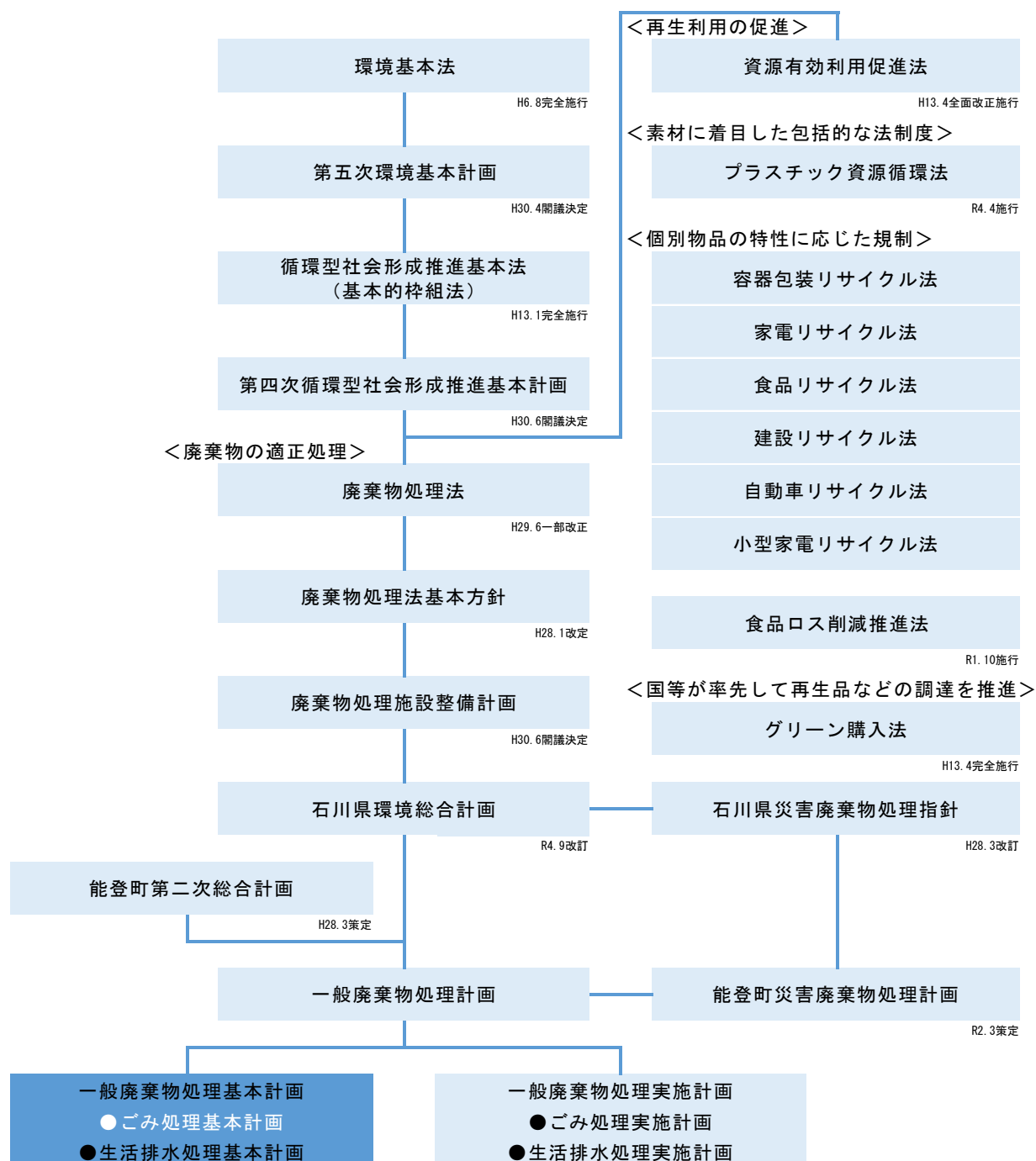


図 1.2.2 ごみ処理基本計画と他の計画との関係

1. 3 計画の構成

第1章と第2章では、計画策定の基本的事項を示します。第1章では計画の目的と位置づけ、第2章では本町の地域特性について整理します。

第3章では、ごみ処理の現況と課題について示します。本町のごみ処理体制やごみの排出量・処理量などの実績について整理するほか、目標値や他都市との比較などによりごみ処理の課題について抽出します。

第4章では、今後のごみ処理に係る基本方針を示します。また、第3章で整理した実績に基づき、将来のごみ量を予測して減量化・資源化の目標値を設定します。そして、その目標の達成に向け、町・住民・事業者が協働してごみの排出抑制、再使用、再生利用に取り組むため、それぞれの役割について示します。



図 1.3.1 計画の構成

第2章 地域の概況

2. 1 地域の特徴

1) 位置及び地勢

能登町は、平成17年に能都町・柳田村・内浦町が合併して誕生しました。

能登半島の北東部に位置し、北は珠洲市と輪島市、南西は穴水町に隣接しています。また、東と南は富山湾に面して海岸線が続き、その大半は能登半島国定公園に含まれています。外浦の海食崖景観に対して、内浦の柔和な沈水景観は、九十九湾や遠島山などの好風景を現しています。

北西端にはブナ林で知られる鉢伏山があり、町域の約8割が丘陵地となっています。

これらを水源として、町野川、山田川、寺田川、梶川、松波川、九里川尻川が日本海に注いでいます。

丘陵地は海岸にせまり、海岸段丘の発達が見られます。特に東側の海岸線は、屈曲に富んで天然の良港を形成し、山、川、海の豊かな自然環境に恵まれています。



図 2.1.1 位置図

2) 歴史

海岸部では古くから漁業が行われ、旧柳田村、町野川中上流地域や旧内浦町一帯では、中世に大規模な公田を含む荘園が開発されました。

戦国時代には、松波畠山氏が松波に居城し、藩政期には一部を除いて前田家の所領に組み込まれ、その後宇出津港や小木港は、漁業・商業で栄えてきました。

また、国指定地域である縄文時代の真脇遺跡など、旧石器、縄文、弥生時代の遺跡が多く残っています。

3) 文化

本地域は、自然の恵みへの感謝の気持ちや神への信仰心が篤く、あばれ祭をはじめとする祭りが各地区で盛んに行われているほか、国指定重要無形民俗文化財のアエノコトやアマメハギなどの民俗風習が今も受け継がれています。

4) 気候

気候は、日本海特有の四季が明瞭で、冬季の降雪量も全国的に見れば多い地域ですが、年平均気温は14℃前後、年降水量は1,900mm前後と、北陸地方としては比較的住みよい風土です。

降水量と気温の推移は、表2.1.1に示すとおりです。また、令和3年度の月降水量と日平均気温は、図2.1.2に示すとおりです。

表2.1.1 降水量及び気温の推移

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
降水量 (mm)	年間降水量	1669.5	1917.0	1942.5	2214.5	1629.0	1943.0	2129.5
	日最大降水量	83.5	72.0	85.0	146.0	81.0	119.0	89.5
気温 (℃)	最高気温	35.1	33.3	35.0	36.3	38.2	37.1	35.9
	最低気温	-3.5	-3.6	-3.6	-5.9	-4.7	-4.5	-7.4
	日平均気温	13.7	13.8	13.2	13.7	13.8	14.2	13.8

出典：気象庁気象統計情報（観測地点 珠洲観測所 珠州市正院町正院）

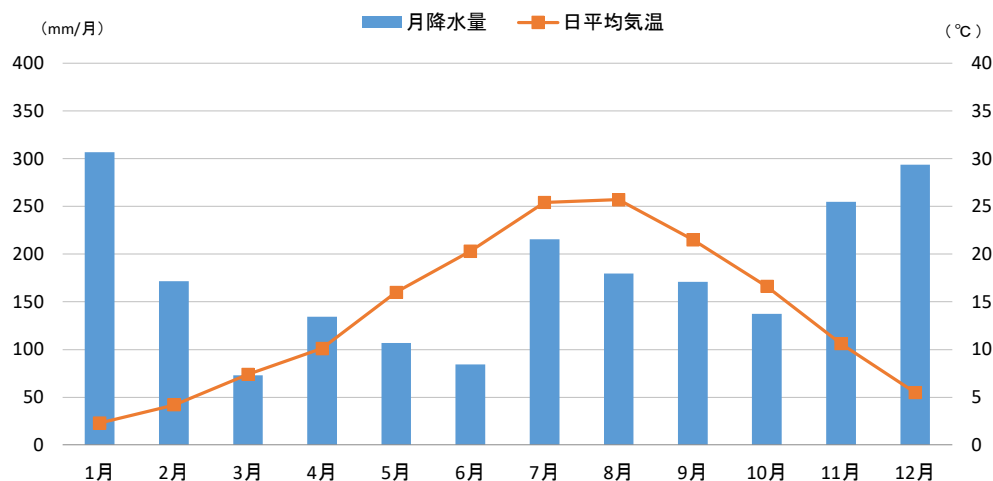


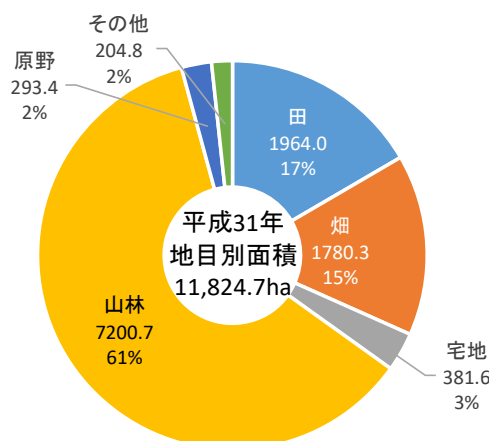
図2.1.2 月降水量及び日平均気温（令和3年）

5) 土地利用

本町は、273.27 km²の面積を有しています。

本町の地目別面積は、図 2.1.3 に示すとおりです。

地目別面積は 11,824.7ha であり、田畑や山林が大部分を占めています。宅地はその 3%であり、豊かな自然に恵まれた居住環境を有しています。なお、市街地や集落は、海岸部や山間部の川沿いを中心に形成されています。



出典：能登町勢要覧（令和2年）

図 2.1.3 地目別面積

6) 公害苦情件数

公害苦情件数は、表 2.1.2 に示すとおりです。

平成 27 年度に水質汚濁に関する苦情が 1 件、平成 30 年度に騒音に関する苦情が 1 件ありました。近年、大気汚染、土壌汚染、悪臭などに関する苦情は寄せられていません。

表 2.1.2 公害苦情件数

	(件)					
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総数	—	—	1	—	—	1
大気汚染	—	—	—	—	—	—
水質汚濁	—	—	1	—	—	—
土壌汚染	—	—	—	—	—	—
騒音	—	—	—	—	—	1
振動	—	—	—	—	—	—
悪臭	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

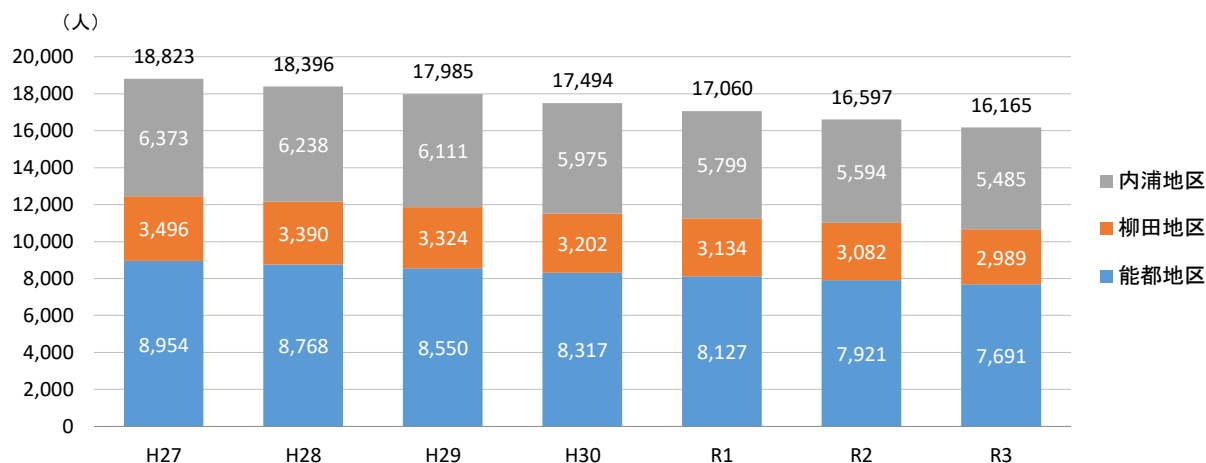
出典：能登町勢要覧（平成 27 年～令和 2 年）

2. 2 人口及び産業

1) 人口

人口の推移は、図 2. 2. 1 に示すとおりです。

人口は、減少傾向にあり、令和 3 年では 16, 165 人になっています。



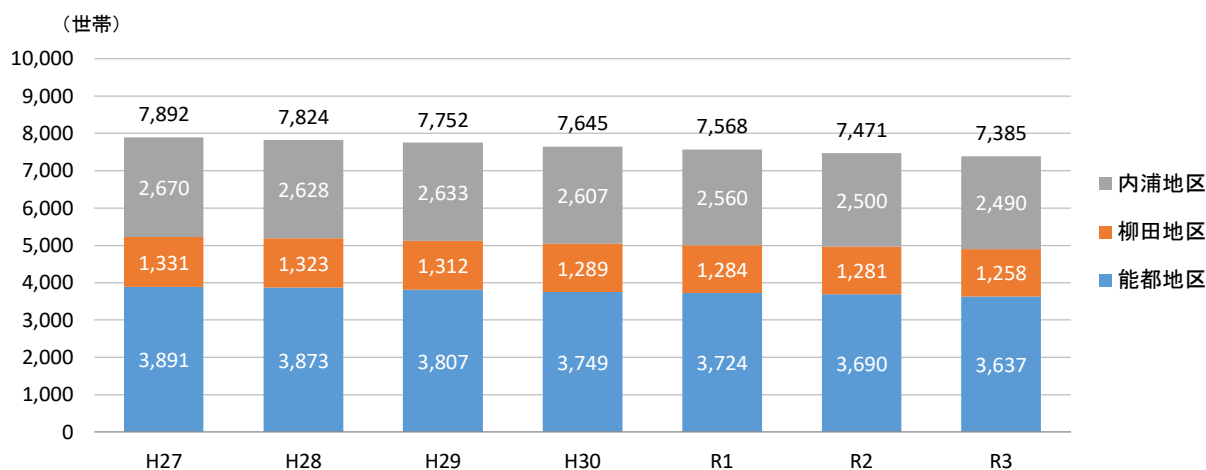
出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

図 2. 2. 1 人口の推移

2) 世帯数

世帯数の推移は、図 2. 2. 2 に示すとおりです。

世帯数は、減少傾向にあり、令和 3 年では 7, 385 世帯となっています。



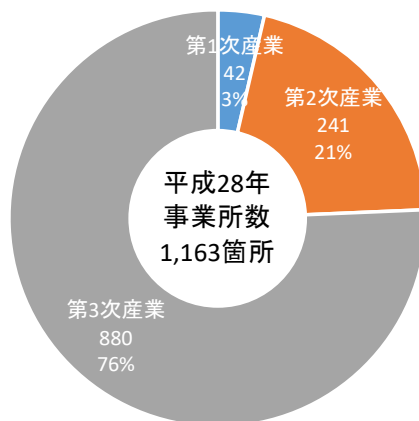
出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

図 2. 2. 2 世帯数の推移

3) 事業所数

本町の事業所数は、図 2.2.3 に示すとおりです。

事業所数は 1,163 箇所であり、第 3 次産業が 76% を占めています。



出典：能登町町勢要覧（令和 2 年）

図 2.2.3 事業所数

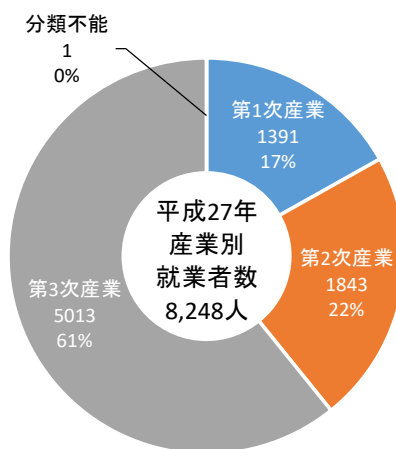
4) 産業別就業者数

産業別就業者数は、図 2.2.4 に示すとおりです。

第 3 次産業就業者数が 61% を占めています。

一方、豊かな自然を背景とした第 1 次産業が町の基幹産業となっていますが、第 1 次産業就業者数は、全体の 17% となっています。

また、農業では、稲作をはじめとして、ブルーベリーや能登牛が特産品となっているほか、漁業では、イカ釣漁業と定置網漁業が全国的にも有名で、定置網で獲られたブリは「宇出津港のと寒ぶり」としてブランド化されています。第 2 次産業就業者数は、全体の 22% となっています。



出典：能登町町勢要覧（令和 2 年）

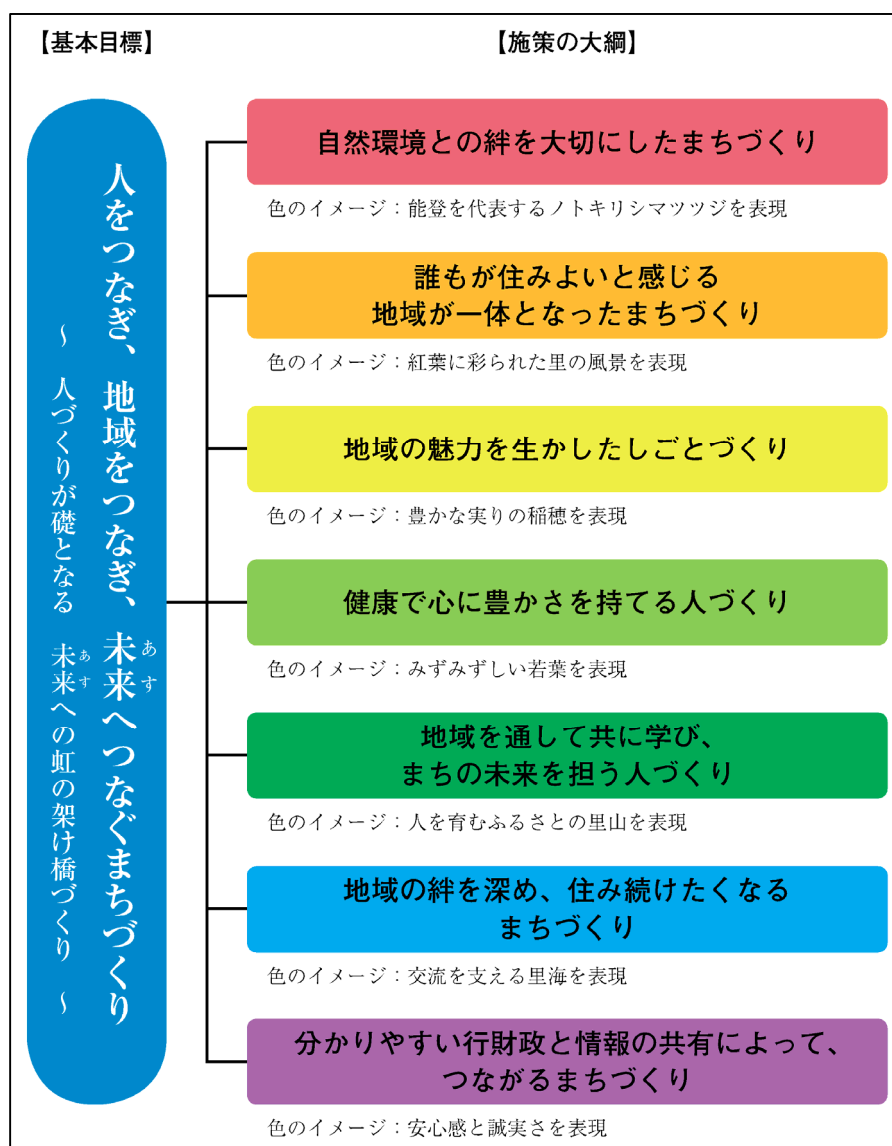
図 2.2.4 産業別就業者数

2. 3 まちづくりの将来像と環境分野に係る基本方針

本町では、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする第二次総合計画に基づき未来を見据えたまちづくりを行っています。

本町のまちづくりの基本目標は「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来(あす)へつなぐまちづくり」と掲げており、「人」と「地域」の絆を大切にしながら地域力の向上をとおり、これから先も町民が自信と誇りを持てる力強い町づくりを目指すことを表しています。また、基本目標の実現に向けて、施策を具体的に転換するための7つの目標と施策の大綱を定めています。

その一つ「自然環境との絆を大切にしたまちづくり」において、「環境教育を通じた能登の里山里海の保全」や「環境にやさしい社会の構築」を基本方針とし、「環境教育の普及活動・実践」「リサイクルの推進」などをまちづくり施策として推進しています。



出典：能登町第二次総合計画

第3章 ごみ処理の現況及び課題

3. 1 ごみ処理の概況

1) ごみ処理の経緯

ごみ処理の経緯は、表 3. 1. 1 に示すとおりです。

本町では、平成 12 年度より珠洲市と奥能登クリーン組合を設立し、ごみの広域処理を行っています。

本町では、可燃ごみの RDF 化処理を行ってきましたが、令和 4 年 12 月をもって石川北部 RDF センターの RDF 受入れが終了することに伴い、令和 5 年 1 月より、可燃ごみの焼却処理に移行しました。

表 3. 1. 1 一般廃棄物の処理の経緯

年	月	経 緯
H 8	3	能都埋立処分場竣工
H 9	3	内浦クリーンセンター竣工
H 12	4	奥能登クリーン組合設立（珠洲市、能都町、柳田村、内浦町）
H 14	12	奥能登クリーンセンターで試験運転開始
H 15	4	奥能登クリーンセンター竣工（可燃ごみ（内浦町除く）、粗大・不燃ごみ及び資源ごみの処理を移行）
H 17	3	能都町、柳田村、内浦町が合併し、能登町誕生
		能登町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を制定
H 19	3	能登町一般廃棄物処理基本計画を策定
H 21	4	内浦クリーンセンターを休止し、RDF化処理へ移行
H 23	3	旧能登三郷生活環境振興組合ごみ焼却炉解体撤去
H 25	2	能登町一般廃棄物処理基本計画を策定
R 2	9	内浦クリーンセンター母屋棟解体撤去
R 4	9	柳田埋立処分場管理棟他解体撤去
R 4	12	内浦埋立処分場管理棟解体撤去
R 5	1	可燃ごみ処理方式の変更（RDF化処理⇒焼却処理）

2) 処理対象ごみの種類

廃棄物（ごみ）は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。本町では、家庭より排出される生活系ごみ（家庭系廃棄物）及び事業所より排出される事業系ごみ（事業系一般廃棄物）を処理対象としています。

なお、海岸などの清掃ごみや災害ごみなど、町内の環境を維持していく上で処理が必要なごみも処理対象です。

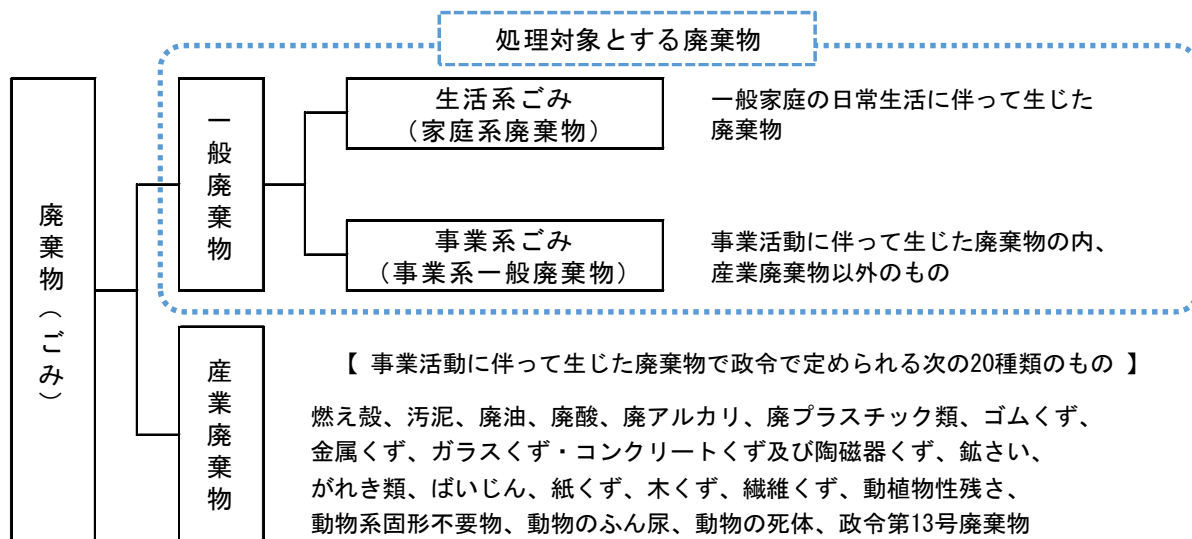


図 3.1.1 処理対象ごみの種類

3) 計画処理区域

計画収集人口は、表 3.1.2 に示すとおりです。

計画処理区域は、能登地区、柳田地区、内浦地区の能登町全域です。

自家処理人口（計画処理区域内で、ごみの収集を行っていない人口）は、0 人です。

表 3.1.2 計画収集人口

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
能登町総人口	18,823	18,396	17,985	17,494	17,060	16,597	16,165
計画収集人口	18,823	18,396	17,985	17,494	17,060	16,597	16,165
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0
能都地区人口	8,954	8,768	8,550	8,317	8,127	7,921	7,691
計画収集人口	8,954	8,768	8,550	8,317	8,127	7,921	7,691
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0
柳田地区人口	3,496	3,390	3,324	3,202	3,134	3,082	2,989
計画収集人口	3,496	3,390	3,324	3,202	3,134	3,082	2,989
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0
内浦地区人口	6,373	6,238	6,111	5,975	5,799	5,594	5,485
計画収集人口	6,373	6,238	6,111	5,975	5,799	5,594	5,485
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0

4) ごみ処理の流れ

本町のごみ処理の流れは、図 3.1.2 に示すとおりです。

本町で排出されるごみは、委託収集、個人持込及び許可業者による運搬により奥能登クリーンセンターや能都埋立処分場へ搬入し、中間処理、最終処分を行います。

可燃ごみ及び布・ひも類は、令和4年12月までは、奥能登クリーンセンターのごみ固形燃料化施設（以下「RDF化施設」という。）で中間処理を行ってきました。令和5年1月からは、処理方式の移行により、奥能登クリーンセンターのごみ焼却施設で処理を行っています（令和5年3月までは試運転）。

資源ごみは、奥能登クリーンセンターのリサイクルプラザ及び民間処理業者により破碎・圧縮・梱包等の中間処理された後、資源化されます。有害ごみは、リサイクルプラザで保管された後、民間の最終処分業者にて処理されます。

粗大・不燃ごみは、リサイクルプラザで破碎選別処理が行われます。そこで発生する鉄やアルミは資源化、可燃性の残さは可燃ごみと合わせて処理、不燃残さは最終処分されます。

埋立ごみは、能都埋立処分場で最終処分されます。

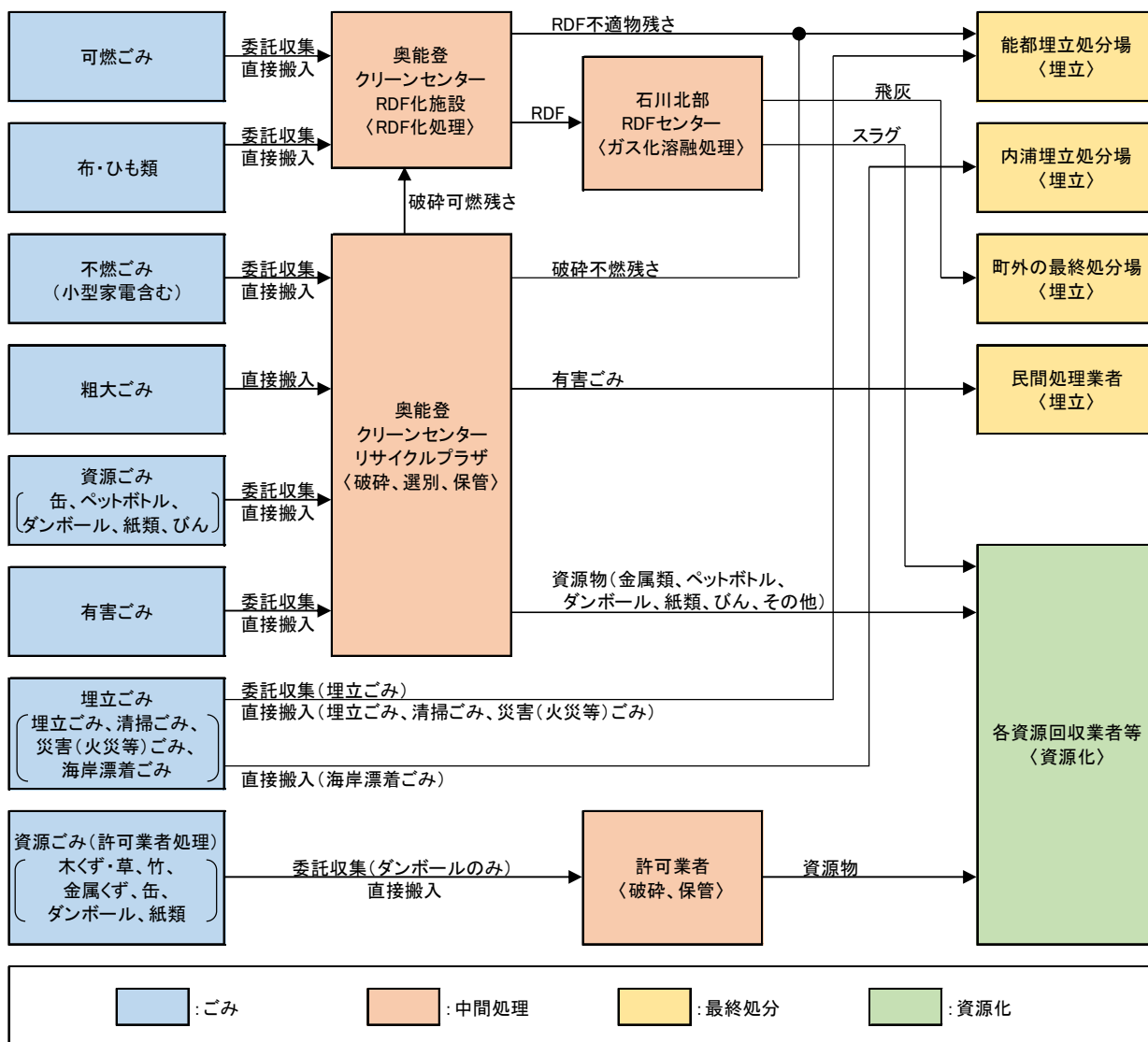


図 3.1.2 ごみ処理の流れ

5) 分別区分と排出方法

(1) 分別区分と排出方法

分別区分の方法と排出方法は、表 3.1.3 に示すとおりです。

本町では、12 の区分でごみの収集を行っています。

なお、RDF 化処理の過程でひもの巻き付きや衣類のからみ等を防ぐため、可燃ごみと布・ひも類を区分しています。

また、平成 12 年 4 月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）が完全施行されましたが、プラスチック製容器包装は RDF 化することで熱回収（サーマルリサイクル）してきました。

さらに、平成 25 年 4 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が施行されましたが、本町では、小型家電を不燃ごみと合わせて収集し、クリーンセンターにてピックアップ回収することにより資源化を行っています。

表 3.1.3 分別区分と排出方法

収集区分		具体例	出し方など	指定袋
可燃ごみ (もやせる)		生ごみ類、食料品や日用品の容器、 カップ・パック・トレイ類など ※プラスチック・木製品	台所ごみは十分に水切りする。 食品トレイ類はなるべくスーパーの回収 ボックスへ	ピンク色「もやせる」の指定袋 又は収集シール
布・ひも類		衣類、タオル類、布団類、靴、履物、 ござ類など	附属ボタン・金属類が取り外し可能であれ ばなるべく取り外す。	ピンク色「もやせる」の指定袋 又は収集シール
不燃ごみ (もやせない)		金属で出来ているもの 一部にでも金属が付随しているもの 家庭用電化製品類	家電製品の電池 ・ 灯油類は必ず抜く。	緑色「もやせない」の指定袋 又は収集シール
資源 ごみ	新聞・紙パック	新聞紙 牛乳・ジュース・酒類の紙パック	チラシは「その他紙」へ 内側がアルミの物は「もやせる」へ サッと水洗いし開いて水分を切る。	十文字に結束して出す (テープ止め不可)
	ダンボール	ダンボール (間に波形の紙が入ってい るもの)	ホッチキス等の金具を外す。	十文字に結束して出す (テープ止め不可)
	その他紙	本、雑誌、チラシ、包装紙、紙袋類な ど	ビニール・フィルム類は取り除く。	十文字に結束して出す (テープ止め不可)
	空き缶	飲料缶、食品缶	サッと水洗いする。 缶の中に異物を入れない。	中が確認できる透明な袋
	ペットボトル	ペットボトルマークがあるもの	サッと水洗いする。 キャップは外す。	中が確認できる透明な袋
	空きびん	飲料 ・ 食品用の空きびん	サッと水洗いする。 無色透明、茶色、その他の３色に分ける。	中が確認できる透明な袋
有害ごみ		蛍光灯、乾電池、水銀の温度計	蛍光灯は割れないように必ず紙・箱等に包 んで出す。	中が確認できる透明な袋
粗大ごみ		自転車、机、家具類、ロッカーなど	搬入前に奥能登クリーンセンターへ電話で 申込みする。 スプリング入りのマットレスなどは埋立処 分場へ	—
埋立ごみ		ガラス、食器 ・ コップ類、陶磁器、 スプレー缶、電気毛布類、草・枝木・ 汚泥など	割れたものは危険の無いように紙等に包ん で出す。 スプレー缶はガス抜きする。	緑色「もやせない」の指定袋 又は収集シール

(2) 町内清掃ごみ等の受け入れ

本町では、町の環境を維持するために町内清掃等により発生するごみ等を埋立ごみとして受け入れています。

【埋立ごみとして受け入れるごみ】

・免除車持込ごみ ・町内清掃ごみ ・不法投棄ごみ ・災害ごみ ・海岸漂着ごみ

3. 2 収集運搬

1) 収集方法

ごみの収集方法は、表 3. 2. 1 に示すとおりです。

生活系ごみの粗大ごみ以外のごみは、ステーション方式で収集しています。粗大ごみや可燃ごみなどでステーションに出せないごみは、排出者が奥能登クリーンセンターに電話申し込みの上、処理施設に直接持ち込むものとしています。

事業系ごみは、事業者が自らの責任において適正に処理するものとしませんが、町内の体制が整うまでは、生活系ごみと同じ収集方法により、町の委託業者が収集・運搬を行います。事業者が自ら処理する場合は、事業者自ら処理施設に持ち込むか、許可業者に収集・運搬を依頼するものとします。

表 3. 2. 1 ごみの収集方法

ごみの種類		収集方式	収集回数			収集体制
			能都地区	柳田地区	内浦地区	
可燃ごみ (もやせるごみ)		ステーション	週2回	週2回	週2回	委託収集 または直接搬入
布・ひも類		ステーション	月1回	月1回	月1回	委託収集 または直接搬入
不燃ごみ (もやせないごみ)		ステーション	月1回	月1回	月1回	委託収集 または直接搬入
資源ごみ	新聞・紙パック	ステーション	月2回	月2回	月2回	委託収集 または直接搬入
	ダンボール	ステーション	月1回	月2回	月1回	委託収集 または直接搬入
	その他紙	ステーション	月2回	月2回	月2回	委託収集 または直接搬入
	空き缶	ステーション	月1回	月2回	月1回	委託収集 または直接搬入
	ペットボトル	ステーション	月1回	月1回	月1回	委託収集 または直接搬入
	空きびん	ステーション	月2回 (色で収集日異なる)	月1回	月1回	委託収集 または直接搬入
有害ごみ		ステーション	3か月に1回	月1回	3か月に1回	委託収集 または直接搬入
粗大ごみ		—	—	—	—	直接搬入
埋立ごみ		ステーション	月1回	月1回	月1回	委託収集 または直接搬入

2) 民間許可業者による資源化

本町では、町の収集のほかに、民間許可業者が木くず・草・竹などを収集、資源化しています。

【民間許可業者による資源化ごみ】

・木くず、草、竹 ・金属くず ・缶 ・ダンボール ・紙類

3) 処理できないごみ

主な収集・搬入できないごみは、表 3.2.2 に示すとおりです。

適正処理困難物として、町で収集・処理できないごみは、排出者自らが販売店や専門業者、メーカー等に依頼することとしています。

表 3.2.2 主な収集・処理できないごみ

品 目	主な依頼相談先
消火器	販売店、消防署、ガソリンスタンド
農機具	販売店、JAおおぞら東部農機センター、金属回収業者
農業系廃棄物	JAおおぞら、産廃処理業者 JA内浦町営農経済課（おくのといち）
自動車・自動二輪車	販売店、整備工場
タイヤ・バッテリー	販売店、ガソリンスタンド、整備工場
テレビ・エアコン・冷蔵（凍）庫・洗濯機・衣類乾燥機	販売店 家電リサイクルセンター（日本通運(株)金沢支店七尾営業課）
漁業系廃棄物	漁協、産廃処理業者
パソコン	各メーカー 一般社団法人パソコン3R推進協会

4) 収集車両

収集車両の整備状況は、表 3.2.3 に示すとおりです。

なお、許可車両には、シルバー人材センターの車両も含み、住民からの依頼を受けて粗大ごみ等の収集運搬も行っています。

表 3.2.3 収集車両

車両種類		台数(台)	積載量(t)
委託業者 計		13	28.00
能都地区	塵芥車	5	10.00
	塵芥車	2	6.00
	貨物車	1	2.00
内浦地区	塵芥車	5	10.00
許可業者 計		69	434.65
塵芥車		11	38.05
貨物車		57	396.25
乗用車		1	0.35

5) ごみ排出量と収集量

令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）により、生活様式や企業活動に変化が生じました。その結果、ごみ排出量等にも影響があると考えられるため、ごみ排出量等の実績は、平成27年度から令和3年度までの7年間で整理しました。

(1) ごみ排出量

①能登町全体のごみ排出量

町全体のごみ排出量の推移は、図3.2.1に示すとおりです。

可燃ごみや資源ごみは、概ね減少の傾向にあるほか、令和2年度に大きく減っています。可燃ごみは、ごみ排出量の約6割となっています。不燃・粗大ごみは、やや増加の傾向です。埋立ごみや許可業者処理の資源ごみは、増減が大きいです。

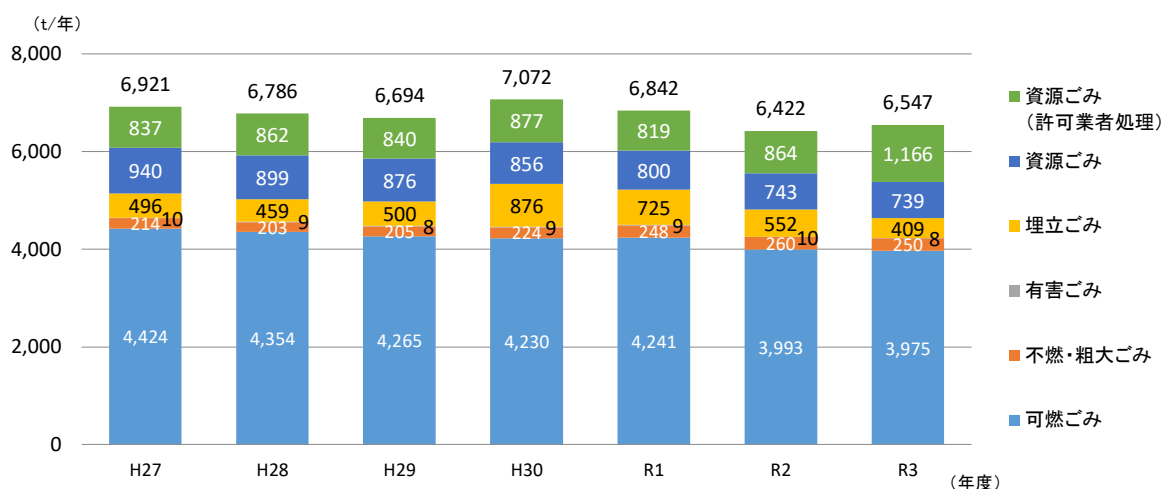
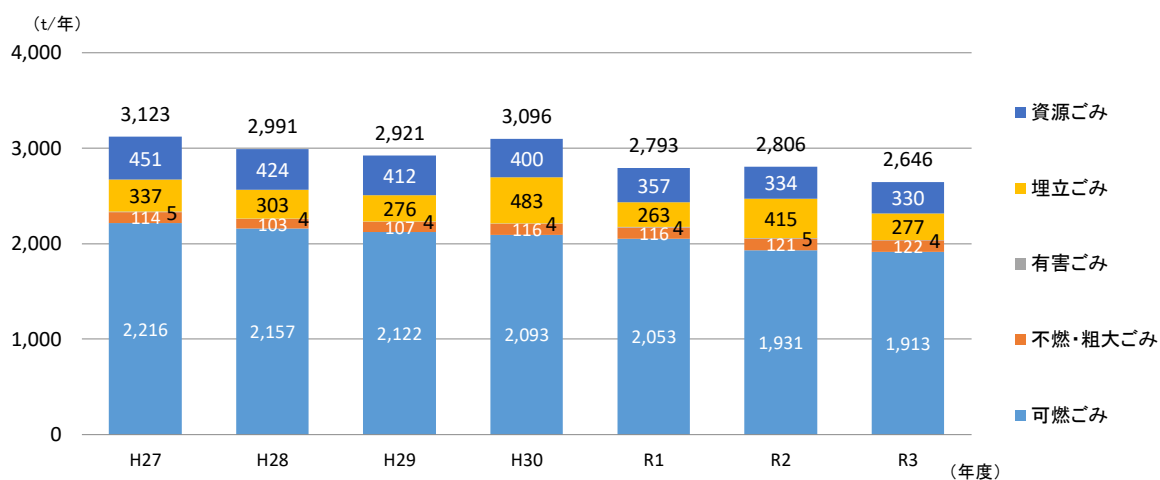


図3.2.1 ごみ排出量の推移（能登町全体）

②能都地区のごみ排出量

能都地区のごみ排出量の推移は、図3.2.2に示すとおりです。

可燃ごみや資源ごみは減少、不燃・粗大ごみは、やや増加の傾向がみられます。



※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

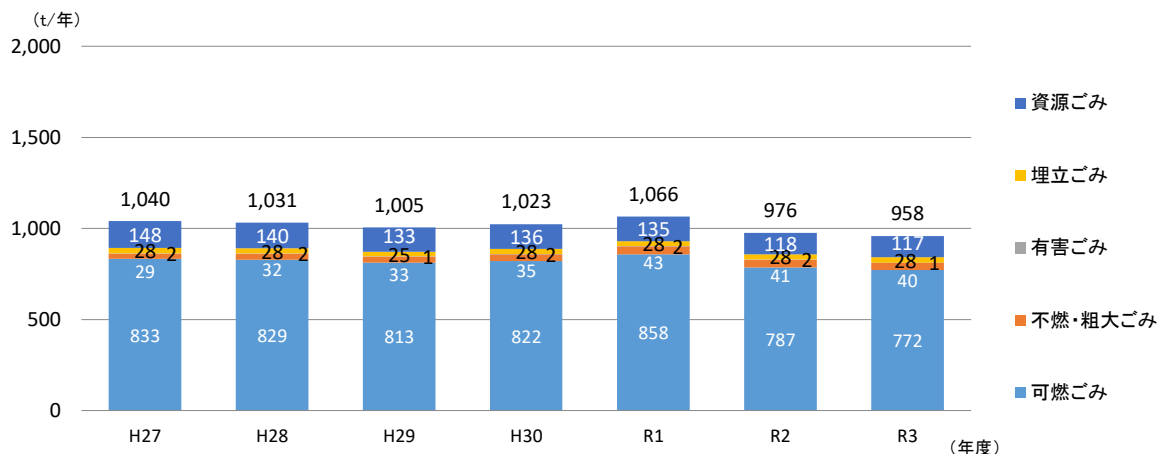
図3.2.2 ごみ排出量の推移（能都地区）

③柳田地区のごみ排出量

柳田地区のごみ排出量の推移は、図 3.2.3 に示すとおりです。

可燃ごみや資源ごみは、平成 27 年度から平成 29 年度まで減少後、増加に転じています。その後、令和 2 年度に大きく減少しています。

不燃・粗大ごみは、横ばいで推移しています。



※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

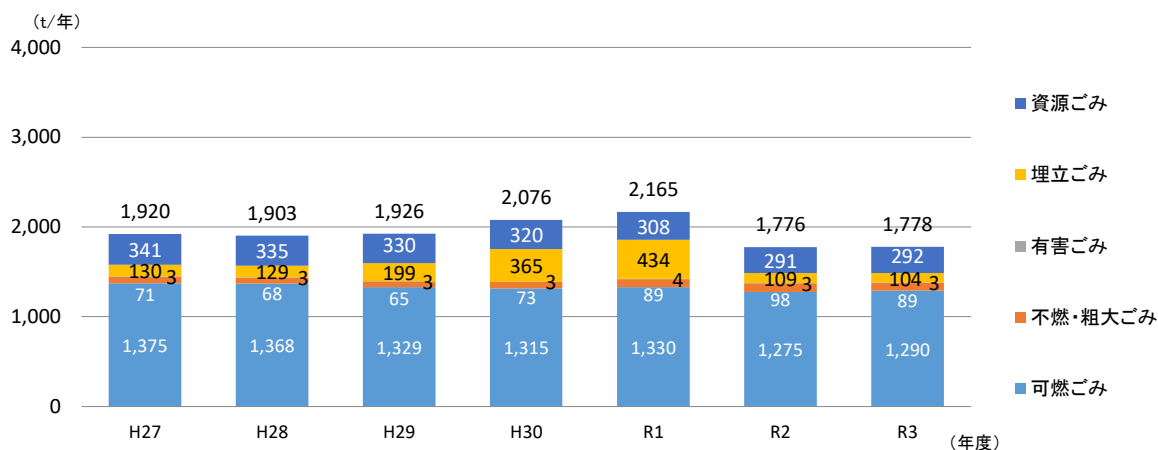
図 3.2.3 ごみ排出量の推移（柳田地区）

④内浦地区のごみ排出量

内浦地区のごみ排出量の推移は、図 3.2.4 に示すとおりです。

可燃ごみや資源ごみは減少の傾向にあります。

不燃・粗大ごみは、横ばいで推移しています。



※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図 3.2.4 ごみ排出量の推移（内浦地区）

(2) 1人1日当たりのごみ排出量

①能登町全体のごみ排出量の推移

町全体のごみ排出量の推移は、図3.2.5に示すとおりです。

1人1日当たりのごみ排出量は、増減はあるものの全体的に増加傾向です。

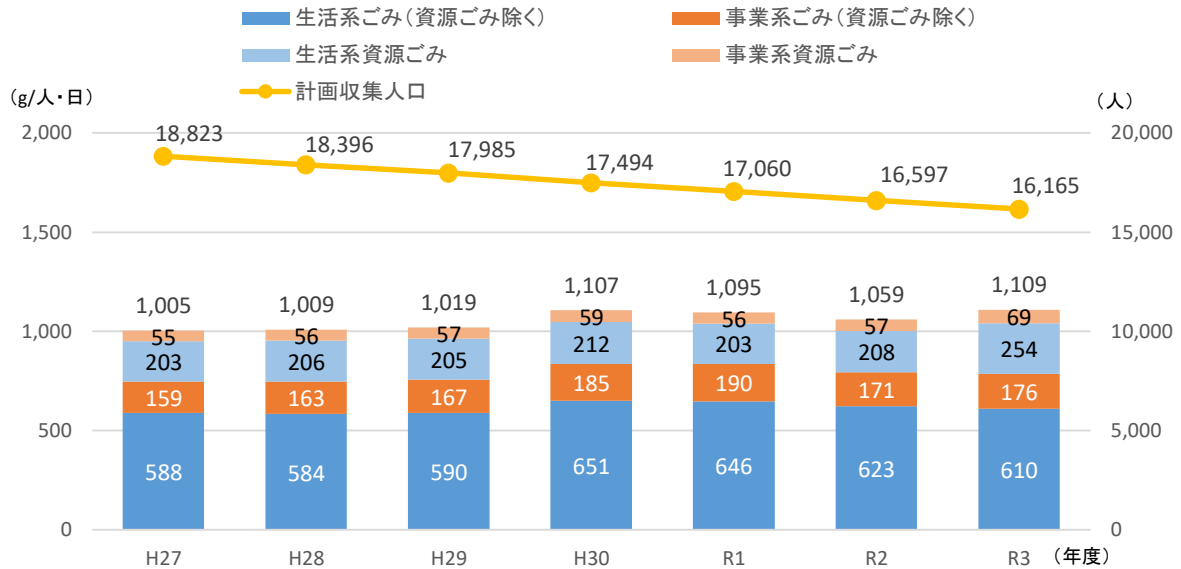
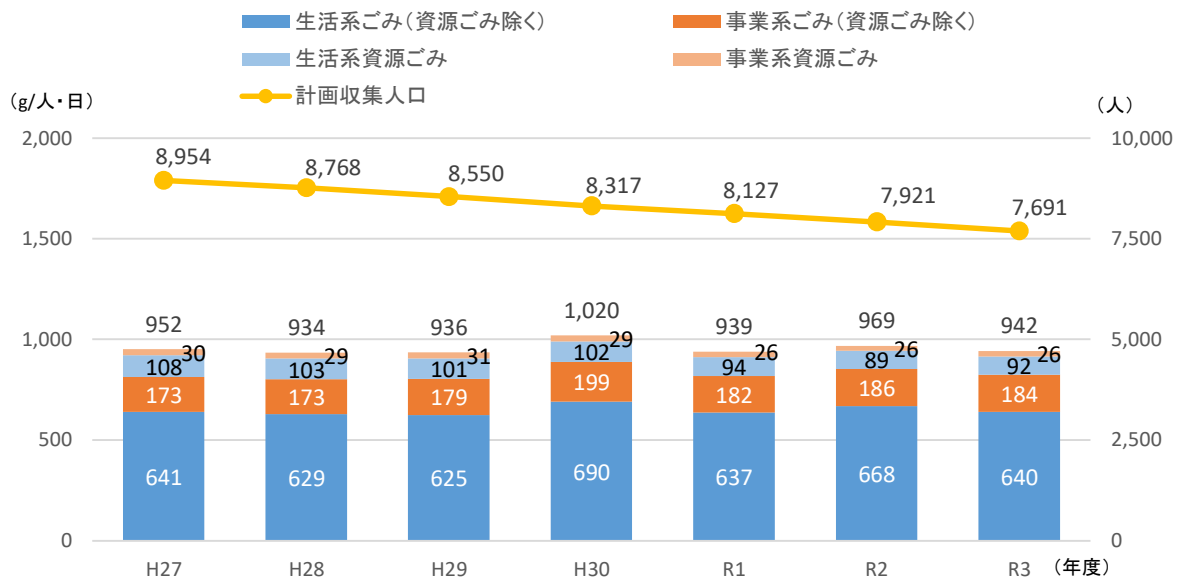


図 3.2.5 1人1日当たりのごみ排出量の推移（能登町全体）

②能都地区のごみ排出量の推移

能都地区のごみ排出量の推移は、図3.2.6に示すとおりです。

1人1日当たりのごみ排出量は、増減はあるものの全体的に横ばいの傾向です。



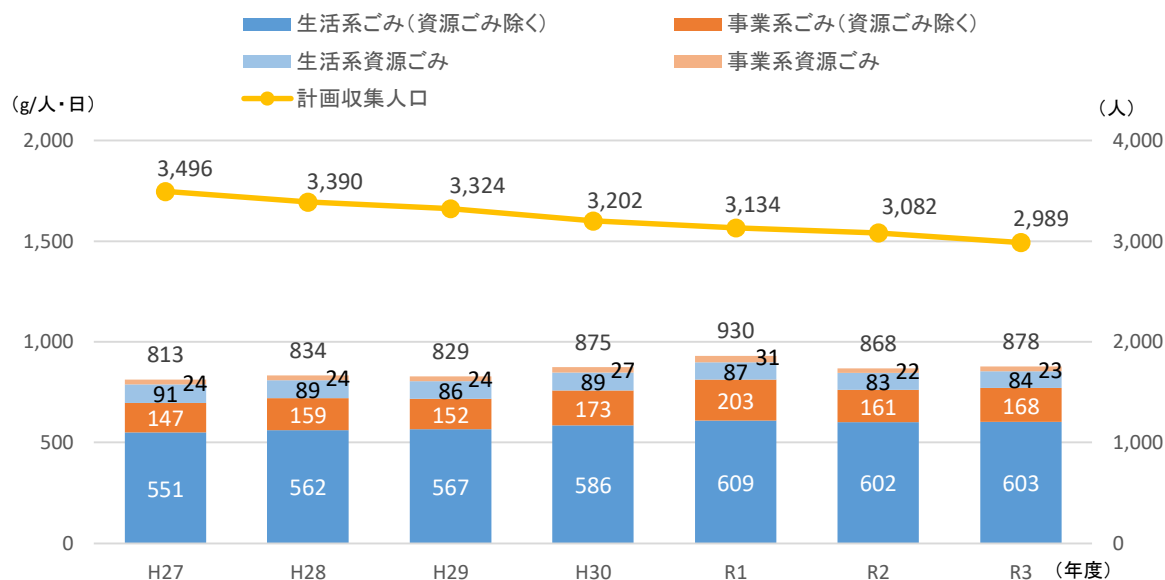
※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図 3.2.6 1人1日当たりのごみ排出量の推移（能都地区）

③柳田地区の1人1日当たりのごみ排出量

柳田地区の1人1日当たりのごみ排出量の推移は、図3.2.7に示すとおりです。

1人1日当たりのごみ排出量は、増減はあるものの全体的に増加の傾向です。



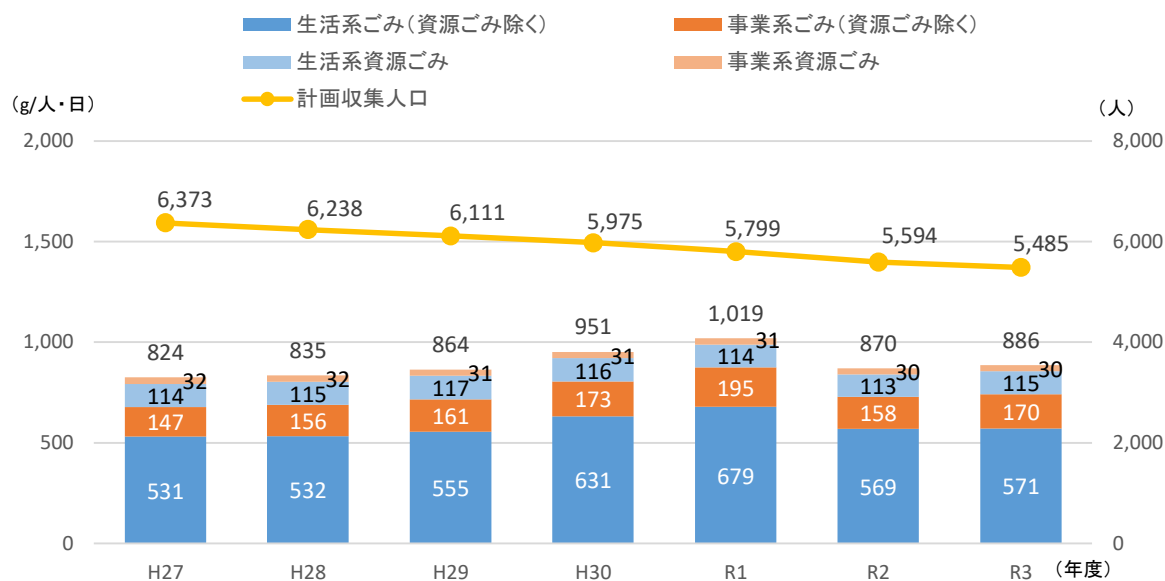
※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図 3.2.7 1人1日当たりのごみ排出量の推移（柳田地区）

④内浦地区の1人1日当たりのごみ排出量

内浦地区の1人1日当たりのごみ排出量の推移は、図3.2.8に示すとおりです。

1人1日当たりのごみ排出量は、増減はあるものの全体的に増加の傾向です。



※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図 3.2.8 1人1日当たりのごみ排出量の推移（内浦地区）

(3) ごみ収集量

①能登町全体のごみ収集量

町全体のごみ収集量の推移は、図 3.2.9 に示すとおりです。

委託収集量は、減少傾向です。直接搬入量は増減しています。

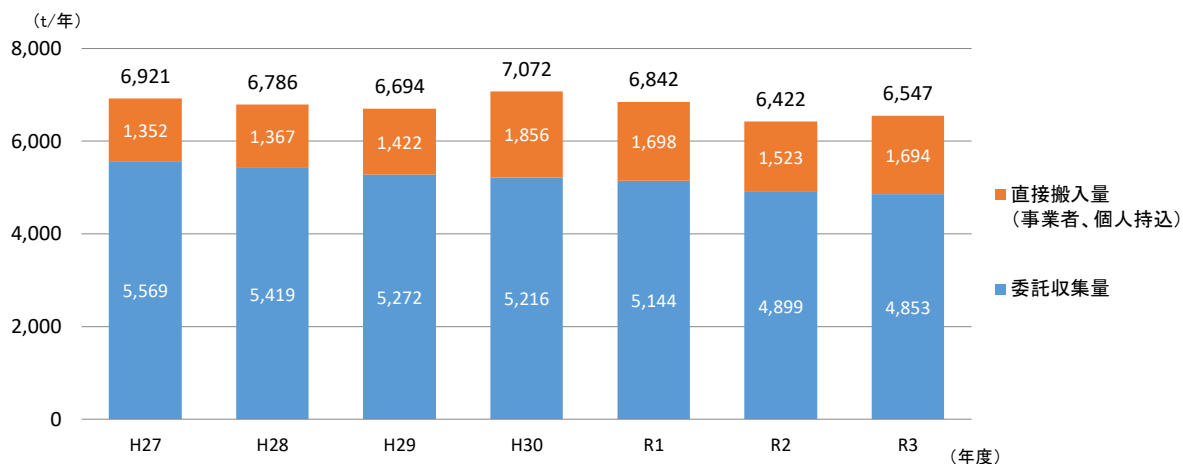
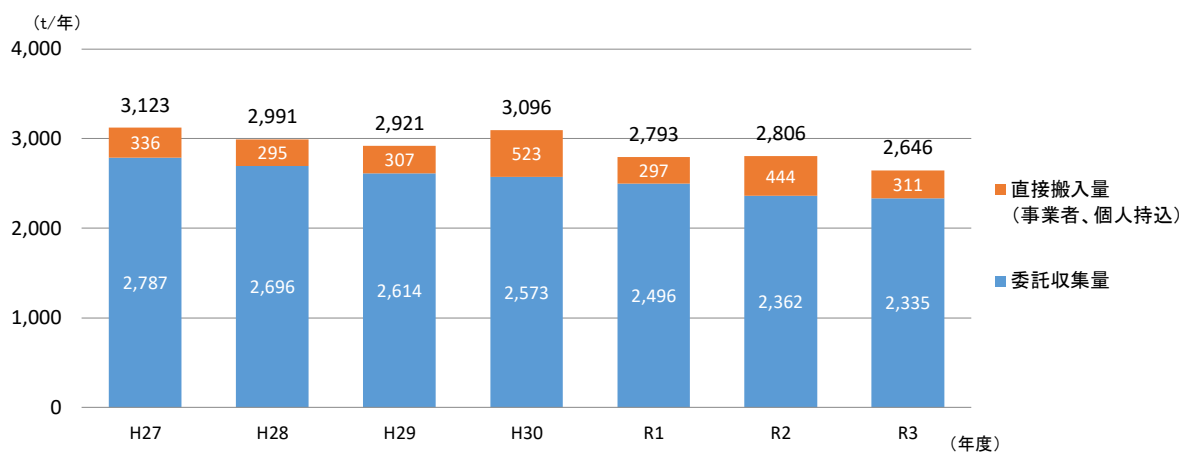


図 3.2.9 ごみ収集量の推移（能登町全体）

②能都地区のごみ収集量

能都地区のごみ収集量の推移は、図 3.2.10 に示すとおりです。

委託収集量は、減少傾向です。



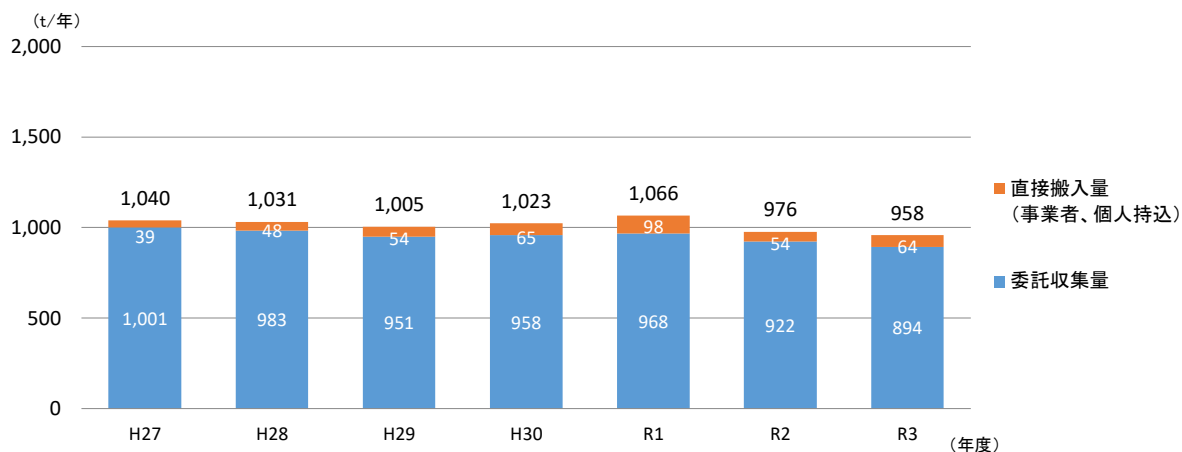
※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図 3.2.10 ごみ収集量の推移（能都地区）

③柳田地区のごみ収集量

柳田地区のごみ収集量の推移は、図 3. 2. 11 に示すとおりです。

委託収集量は、平成 27 年度から平成 29 年度まで減少後、増加に転じています。その後、令和 2 年度に大きく減少しています。



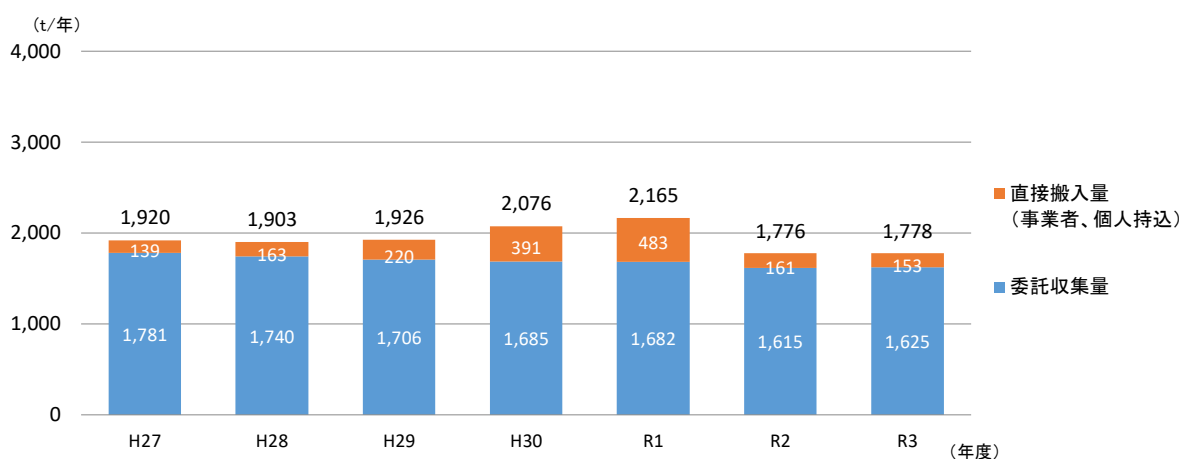
※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図 3. 2. 11 ごみ収集量の推移（柳田地区）

④内浦地区のごみ収集量

内浦地区のごみ収集量の推移は、図 3. 2. 12 に示すとおりです。

委託収集量は、減少傾向です。



※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図 3. 2. 12 ごみ収集量の推移（内浦地区）

3. 3 中間処理

1) 中間処理の概要

可燃ごみ及び布・ひも類は、令和4年12月までは、奥能登クリーンセンターのRDF化施設で中間処理（RDF化処理）を行っていました。そこで製造されたRDFは、石川北部アール・ディー・エフ広域処理組合が保有する石川北部RDFセンターへ搬送され、ガス化溶融処理されていました。令和5年1月からは、奥能登クリーンセンターのごみ焼却施設にて焼却処理しています（令和5年3月までは試運転）。

粗大・不燃ごみは、リサイクルプラザで破碎選別処理を行っています。

資源ごみは、奥能登クリーンセンターのリサイクルプラザ及び民間処理業者により破碎・圧縮・梱包等の中間処理を行っています。有害ごみは、リサイクルプラザで保管処理しています。

2) 中間処理施設の概要

(1) RDF化施設

RDF化施設の概要は、表3.3.1に示すとおりです。

RDF化施設は、平成15年4月より令和4年12月まで稼働していました。珠洲市、能登町で発生する可燃ごみと布・ひも類の処理を行い、RDFを製造していました。

RDF化施設は、受入設備、破碎設備、乾燥設備、選別設備、成形設備、脱臭設備等から構成されています。ごみピットに投入したごみを破碎処理、乾燥処理、選別処理を行った後、成形設備でφ15×50mm程度の円柱状のRDFに成形し、貯留後石川北部RDFセンターへ搬出していました。

表 3.3.1 RDF 化施設の概要

施設名称	奥能登クリーンセンター ごみ固形燃料化施設
所在地	能登町字上町タ字7
建築面積	3,030.24㎡
竣工年月	平成15年3月
処理能力	48 t / 日 (24 t / 日 × 2系統)
稼働時間	1日8時間
処理対象ごみ	可燃ごみ、布・ひも類、 リサイクルプラザ選別可燃残さ
運営方式	包括的長期責任管理委託
建設メーカー	日立造船株式会社
施設の外観	

(2) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設の概要は、表 3.3.2 に示すとおりです。

ごみ焼却施設は、令和 5 年 1 月より可燃ごみ等を 1 日 12 時間の運転で 30 t 焼却処理しています。

焼却により発生する排ガスの熱を利用して温水を施設内のシャワー等で利用しています。

焼却後の焼却灰および飛灰固化物は、場外搬出しています。

表 3.3.2 ごみ焼却施設の概要

施設名称	奥能登クリーンセンター ごみ焼却施設
所在地	能登町字上町タ字7
建築面積	1,500㎡
竣工年月	令和5年3月
処理能力	30 t / 日 (15 t / 日 × 2 系統)
稼働時間	1日12時間
処理方式	ストーカ
処理対象ごみ	可燃ごみ、 リサイクルプラザ選別可燃残さ
運営方式	包括的長期責任管理委託
建設メーカー	エスエヌ環境テクノロジー株式会社
施設の外観	

(3) リサイクル施設

リサイクル施設の概要は、表 3.3.3 に示すとおりです。

リサイクルプラザには5つの処理系統があり、ごみの種類に対応した処理を行っています。

粗大・不燃ごみは、ガスボンベ等の処理不適物や危険物の除去、小型家電類の回収を行います。その後破碎して、「鉄」、「アルミ類」、「不燃物」、「可燃物」に選別して、コンテナに保管します。

びん類は、透明、茶色、その他の色の3種類で分別し、コンテナに保管します。

指定袋で収集した缶類・ペットボトルは、破集袋機で袋を破り、袋を選別除去した後、磁選機でスチール缶を、アルミ選別機でアルミ缶を、残ったものをペットボトルとして選別回収します。スチール缶、アルミ缶は圧縮機で、ペットボトルは圧縮成形機で成型後、保管します。

紙類は、新聞、ダンボール、紙パック、その他紙を種類ごとにコンテナに保管します。

有害ごみは、それぞれドラム缶に入れて保管します。蛍光灯は、破碎した後ドラム缶で保管します。なお、水銀灯の有害物は、活性炭に吸着させています。

表 3.3.3 リサイクル施設の概要

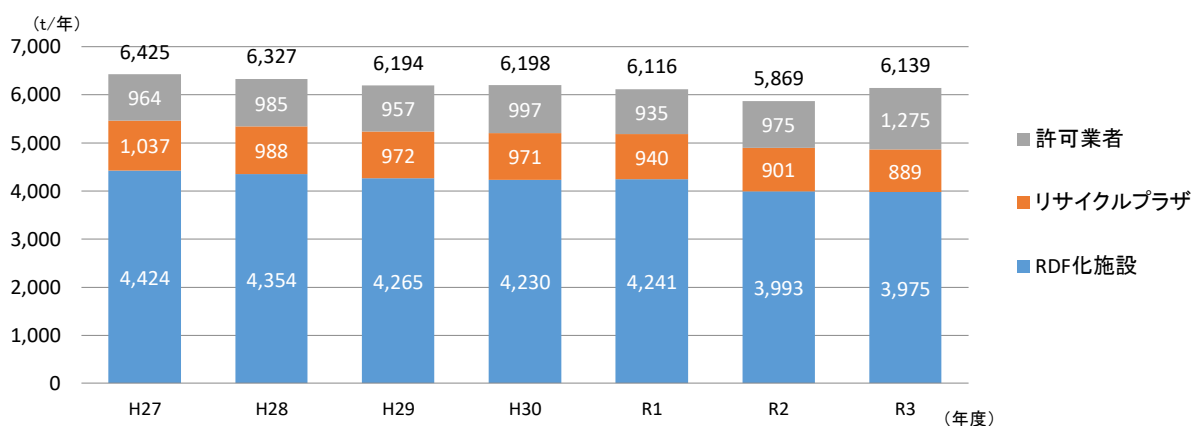
施設名称		奥能登クリーンセンター リサイクルプラザ
所在地		能登町字上町タ字7
建築面積		1,644.57㎡
竣工年月		平成15年3月
処理能力		14 t / 日
稼働時間		1日5時間
主要 処理 系列	粗大ごみ	2.7t/5h 処理品目：不燃粗大（暖房器具、自転車等） 可燃粗大（家具類等）
	資源ごみ	11.2t/5h 処理品目：缶、びん、ペットボトル、紙類
	有害ごみ	0.1t/5h 処理品目：蛍光灯、乾電池等
運営方式		組合直営
建設メーカー		新明和工業株式会社
施設の外観		

3) 中間処理量

(1) 中間処理量

中間処理量の推移は、図 3.3.1 に示すとおりです。また、その内訳は、表 3.3.4 に示すとおりです。

RDF 化施設やリサイクルプラザでの処理量は概ね減少傾向にあるほか、令和 2 年度に大きく減少しています。許可業者による処理量は増減していますが、全体的には増加しています。



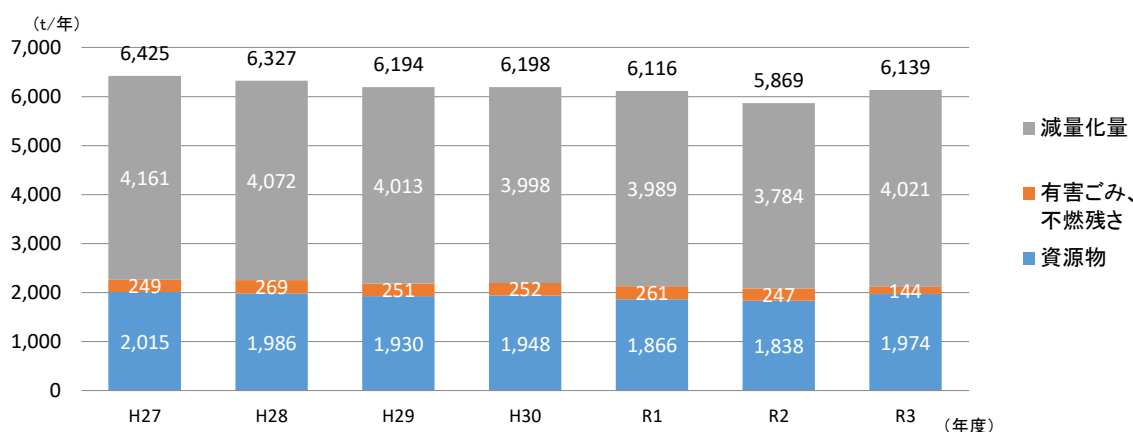
※RDF 化施設の可燃残さ処理量、石川北部 RDF センターの RDF 処理量は、含んでいません。

図 3.3.1 中間処理量の推移

(2) 搬出量及び減量化量

中間処理後の搬出量及び減量化量の推移は、図 3.3.2 に示すとおりです。また、その内訳は、表 3.3.4 に示すとおりです。

中間処理後の搬出量は、増減しています。



※RDF 化施設の RDF、リサイクルプラザの可燃残さは、含んでいません。

図 3.3.2 搬出量及び減量化量の推移

表 3.3.4 中間処理量の内訳

(t)

項 目		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
R D F 化 施 設	処理量	4,468	4,433	4,342	4,301	4,333	4,056	4,094
	可燃ごみ	4,424	4,354	4,265	4,230	4,241	3,993	3,975
	リサイクルプラザ可燃残さ	44	79	77	71	92	63	119
	搬出量	2,215	2,357	2,185	2,251	2,326	2,225	2,269
	RDF	2,166	2,303	2,144	2,200	2,275	2,175	2,220
	RDF不適物残さ（埋立）	49	54	41	51	51	50	49
R D F 専 焼 炉	処理量	2,166	2,303	2,144	2,200	2,275	2,175	2,220
	RDF	2,166	2,303	2,144	2,200	2,275	2,175	2,220
	搬出量	291	313	302	291	305	299	0
	スラグ（資源化）	167	179	169	161	168	166	0
	飛灰（埋立）	124	134	133	130	137	133	0
リ サ イ ク ル プ ラ ザ	処理量	1,037	988	972	971	940	901	889
	不燃・粗大ごみ	214	203	205	224	248	260	250
	資源ごみ	813	776	759	738	683	631	631
	発泡スチロール	2	2	0	0	0	0	0
	缶	55	52	55	56	54	54	54
	ペットボトル	56	60	59	60	62	60	64
	ダンボール	3	4	2	4	4	2	2
	紙類	552	523	515	496	449	408	408
	びん	145	135	128	122	114	107	103
	有害ごみ	10	9	8	9	9	10	8
	搬出量	1,004	982	958	932	928	824	913
	資源物	884	822	804	790	763	697	699
	発泡スチロール	2	2	0	0	0	0	0
	金属類	121	112	113	124	131	132	124
	缶	46	43	45	46	45	44	44
	処理選別物	75	69	68	78	86	88	80
	ペットボトル	49	49	48	51	55	50	56
	ダンボール	6	5	5	6	5	4	3
	紙類	556	516	503	480	452	401	405
	びん	149	134	127	121	116	105	106
	その他	1	4	8	8	4	5	5
	有害ごみ	6	11	6	5	11	6	11
	処理残さ	114	149	148	137	154	121	203
	可燃残さ（RDF化）	44	79	77	71	92	63	119
	不燃残さ（埋立）	70	70	71	66	62	58	84
許 可 業 者	処理量（資源化量）	964	985	957	997	935	975	1,275
	木くず・草・竹	476	511	431	484	484	510	720
	金属くず	11	11	12	10	5	2	5
	缶	7	7	7	7	7	6	5
	ダンボール	454	434	486	468	407	437	520
	許可業者回収分	327	312	369	348	290	326	411
	町収集分	127	122	117	120	117	111	109
	紙類	16	22	21	28	32	20	25

※端数処理により合計が合わないことがあります。

3. 4 最終処分

1) 最終処分の概要

収集及び持ち込みの埋立ごみのほか、町内清掃ごみ、災害ごみ、不法投棄ごみ、奥能登クリーンセンターで中間処理後に発生する不燃残さなどは、能都埋立処分場で最終処分しています。

また、海岸漂着ごみは、平成 22 年度より内浦埋立処分場で最終処分しています。

有害ごみは、リサイクルプラザで保管した後、民間の最終処分業者にて処理します。

石川北部 RDF センターで RDF のガス化熔融処理を行った後の残さ（飛灰）は、町外の最終処分場で最終処分します。

2) 最終処分場の概要

本町の最終処分場の概要は、表 3.4.1 に示すとおりです。

能都埋立処分場は、平成 8 年度に竣工した表面遮水工を敷設した埋立地です。奥能登クリーンセンターの中間処理残さ、埋立ごみ、町内清掃ごみ等の埋立処分を行っています。残余容量は、約 80,000 m³となっており、長期の埋立が可能です。

内浦埋立処分場は、昭和 45 年度に竣工した埋立地です。平成 22 年度からは、海岸漂着ごみを埋立処分しており、災害（震災、水害等）の緊急時には臨時対応する計画です。

柳田埋立処分場は、昭和 49 年度に竣工した埋立地です。現在埋立処分を休止していますが、災害（震災、水害等）の緊急時には臨時対応する計画です。

表 3.4.1 最終処分場の概要

施設名称	能都埋立処分場	内浦埋立処分場	柳田埋立処分場
所在地	能登町字宇出津子字53	能登町字福光4字22	能登町字柳田コ部1
埋立面積	17,300m ²	15,145m ²	10,000m ²
埋立容量	131,610m ³	20,000m ³	15,000m ³
残余容量※1	79,598m ³	10,257m ³	2,388m ³
埋立方式	セル&サンドイッチ方式	セル&サンドイッチ方式	セル&サンドイッチ方式
埋立対象物※2	埋立ごみ・免除車持込ごみ・ 清掃ごみ・不法投棄ごみ・ 災害（火災等）ごみ・ 奥能登クリーンセンターの 中間処理残渣	海岸漂着ごみ （平成22年度より）	— （休止中）
竣工年月	平成8年3月	昭和45年4月	昭和49年6月
運転管理方式	町直営	町直営	町直営

※1：令和3年度末現在

※2：災害（震災や水害等）の緊急時は、臨時対応します。

3) 最終処分量

(1) 最終処分量

最終処分量の推移は、図 3.4.1 に示すとおりです。また、その内訳は、表 3.4.2 に示すとおりです。

直接最終処分量は、平成 30 年度から令和 2 年度が多くなっています。

処理後最終処分量は、多少の増減があるものの横ばいで推移しています。

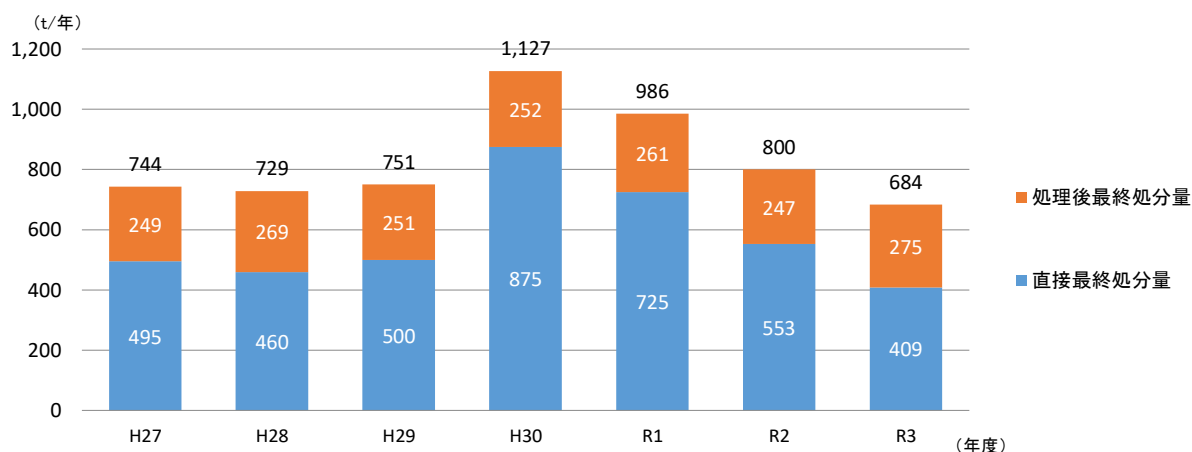


図 3.4.1 最終処分量の推移

(2) 施設別の最終処分量

施設別の最終処分量の推移は、図 3.4.2 に示すとおりです。また、その内訳は、表 3.4.2 に示すとおりです。

能都埋立処分場、内浦埋立処分場の最終処分量は、差が大きいです。

その他の施設は、ほぼ横ばいで推移しています。

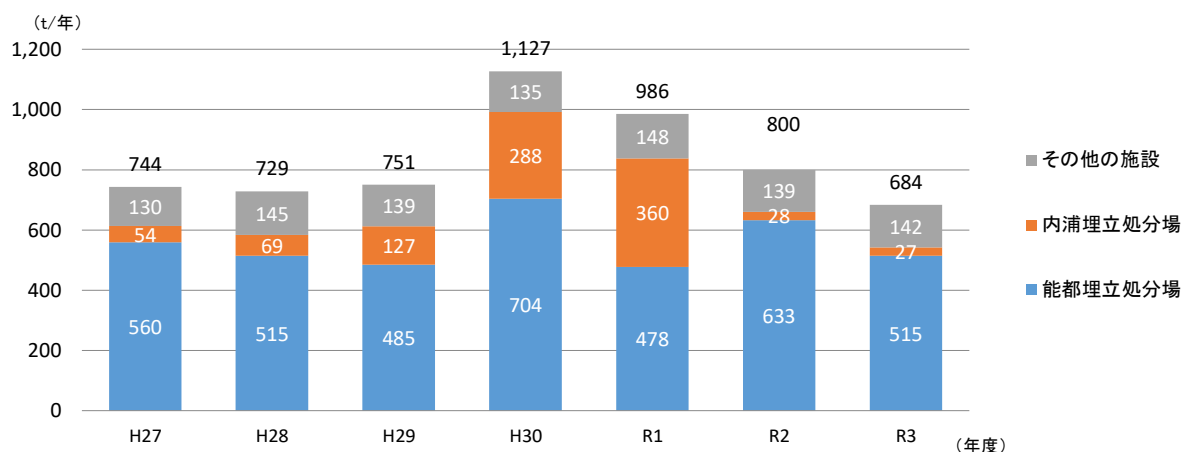


図 3.4.2 最終処分量の推移 (施設別)

表 3. 4. 2 最終処分量の内訳

(t)

項 目		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
能 都 処 分 場	最終処分量	560	515	485	704	478	633	515
	直接最終処分量	441	391	373	587	365	525	382
	収集ごみ	251	237	226	240	232	250	240
	持込ごみ	44	38	43	34	37	45	34
	その他持込ごみ	146	116	104	313	96	230	108
	中間処理残さ最終処分量	119	124	112	117	113	108	133
	RDF不適物残さ	49	54	41	51	51	50	49
	リサイクルプラザ不燃残さ	70	70	71	66	62	58	84
内 浦 処 分 場	最終処分量	54	69	127	288	360	28	27
	直接最終処分量	54	69	127	288	360	28	27
	その他持込ごみ	54	69	127	288	360	28	27
	中間処理残さ最終処分量	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 施 設	最終処分量	130	145	139	135	148	139	142
	直接最終処分量	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理残さ最終処分量	130	145	139	135	148	139	142
	有害ごみ	6	11	6	5	11	6	11
	RDF専焼炉飛灰	124	134	133	130	137	133	131

※端数処理により合計が合わないことがあります。

3. 5 資源化

1) 資源化の概要

収集した資源ごみは、リサイクルプラザで種類ごとに選別・保管・圧縮梱包等の必要な処理を行います。不燃・粗大ごみは、リサイクルプラザで小型家電の選別回収後に破砕し、資源物（鉄、アルミ類）を回収しています。処理後の資源物は、再資源化事業者に引き渡し、資源化されます。

木くず・草・竹などは、民間許可業者で中間処理を行い、資源化しています。

また、令和4年度までは、石川北部 RDF センターで RDF のガス化溶融処理を行った際に発生するスラグについても資源化しています。

2) 資源化量・リサイクル率

総資源化量及びリサイクル率の推移は、図 3.5.1 に示すとおりです。また、資源化量等の内訳は、表 3.5.1 に示すとおりです。

リサイクル率は、平成 28 年度から令和元年度にかけて低下傾向にありましたが、令和元年度以降上昇しています。

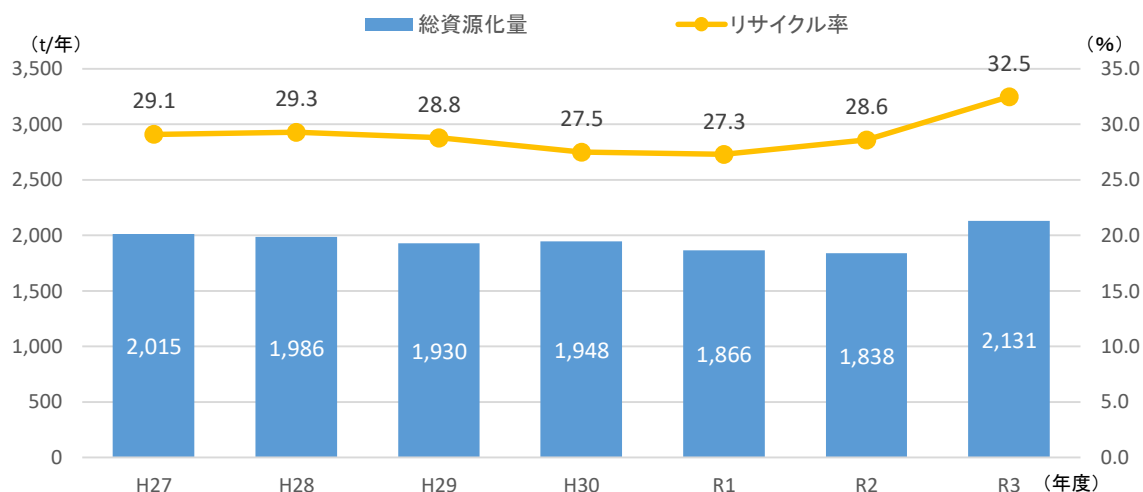


図 3.5.1 資源化量及びリサイクル率の推移

表 3.5.1 資源化量等の内訳

（リサイクル率以外：t）（リサイクル率：%）

項 目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総排出量	6,921	6,786	6,694	7,072	6,842	6,422	6,547
ごみ処理量	6,921	6,786	6,694	7,072	6,842	6,422	6,547
中間処理量	6,425	6,327	6,194	6,198	6,116	5,869	6,139
直接資源化量	0	0	0	0	0	0	0
直接最終処分量	495	460	500	875	725	553	409
総資源化量	2,015	1,986	1,930	1,948	1,866	1,838	2,131
直接資源化量	0	0	0	0	0	0	0
処理後再生利用量	2,015	1,986	1,930	1,948	1,866	1,838	2,131
リサイクル率	29.1	29.3	28.8	27.5	27.3	28.6	32.5
最終処分量	744	729	751	1,127	986	800	684
直接最終処分量	495	460	500	875	725	553	409
処理後最終処分量	249	269	251	252	261	247	275
減量化量	4,161	4,072	4,013	3,998	3,989	3,784	3,733

※端数処理により合計が合わないことがあります。

3. 6 ごみ減量化のための施策等

1) ごみ有料化

ごみ処理手数料は、表 3. 6. 1、表 3. 6. 2 に示すとおりです。

収集ごみ（可燃ごみ、布・ひも類、不燃ごみ、埋立ごみ）は指定袋の購入、排出者等が直接持ち込むごみは従量制による持込料金の徴収により、ごみ処理手数料を徴収しています。

奥能登クリーンセンターでは、可燃ごみの処理方式の移行に伴い、令和 5 年 1 月よりごみ処理手数料の改定を行っています。

なお、一般家庭から出る新聞、ダンボール等は十文字に結束、空き缶やペットボトル、有害ごみ等は中身の分かる透明な袋により搬出することとしています。

表 3. 6. 1 ごみ処理手数料（指定袋）

対象ごみ	袋の種類	徴収金額
可燃ごみ 布・ひも類	「もやせるごみ」 ピンク色半透明	特大（70L）：400円/10袋
		大（45L）：300円/10袋
		中（20L）：200円/10袋
		小（10L）：100円/10袋
		シール※：40円/1枚
不燃ごみ	「もやせないごみ」 緑色半透明	大（45L）：300円/10袋
		中（20L）：200円/10袋
		小（10L）：100円/10袋
		シール※：40円/1枚

※袋に入らない場合はシール

表 3. 6. 2 ごみ処理手数料（持込料金）

施設	対象ごみ	料金種類	徴収金額	
			一般家庭	事業所
奥能登クリーンセンター RDF化施設（～R4. 12） ↓ ごみ焼却施設（R5. 1～）	可燃ごみ 布・ひも類	基本額	R4. 12まで：500円/100kg ↓ R5. 1から：500円/50kg	R4. 12まで：2,000円/100kg ↓ R5. 1から：2,000円/50kg
			R4. 12まで：50円/10kg ↓ R5. 1から：100円/10kg	R4. 12まで：200円/10kg ↓ R5. 1から：400円/10kg
	不燃ごみ 資源ごみ 粗大ごみ	基本額	R4. 12まで：100円/100kg ↓ R5. 1から：250円/50kg	R4. 12まで：500円/100kg ↓ R5. 1から：1,000円/50kg
			R4. 12まで：10円/10kg ↓ R5. 1から：50円/10kg	R4. 12まで：50円/10kg ↓ R5. 1から：200円/10kg
能都埋立処分場	埋立ごみ	基本額	100円/10kg	200円/10kg
		加算額	100円/10kg	200円/10kg

2) 生ごみ処理機の設置補助

生ごみ処理機補助額は表 3. 6. 3 に、生ごみ処理機の補助の実績は図 3. 6. 1 に示すとおりです。

生ごみ減量対策として、町内に住所を有する方や事業者を対象に、生ごみ処理機、コンポスト容器購入の補助を行っています。

毎年数件の申請があります。

表 3. 6. 3 生ごみ処理機補助額

種類	補助額	備考
生ごみ処理機 (コンポスト)	購入額の1/2 (限度額 3,000円)	1世帯2台まで
電気式生ごみ処理機	購入額の1/3 (限度額 20,000円)	1世帯1台まで
業務用生ごみ処理機	購入額の1/3 (限度額 200,000円)	1事業者1台まで

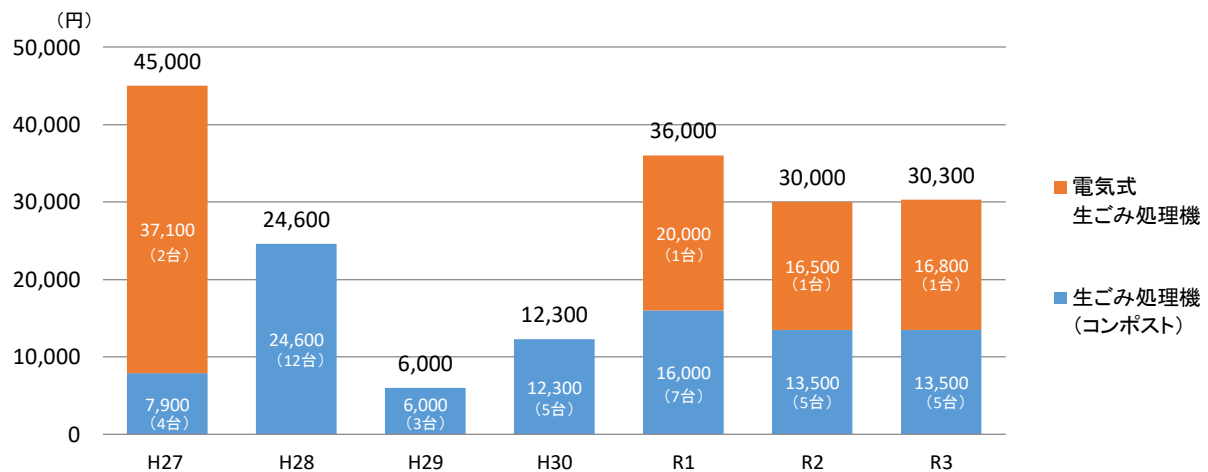


図 3. 6. 1 生ごみ処理機の補助の実績

3) 食品ロス削減の取り組み

食品ロス削減のため、住民や事業者に対してホームページや広報等で啓発を行っています。また、令和3年度には啓発グッズとしてペーパーコースターを作成しました。

【食品ロス削減に関する啓発】

- ・ 食べきり運動「30・10 運動」等の啓発
- ・ 生ごみの減量化、エコクッキング、水切り等の啓発
- ・ 啓発グッズ「ペーパーコースター」の作成
- ・ 石川県と連携して「美味しいいしかわ食べきり協力店」の募集

(令和4年末時点で能登町内の登録店舗数：26件)

など

4) 条例

本町のごみ処理は、「能登町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（H17.3.1 制定）」に従い実施しています。

また、「能登町環境美化に関する条例（H25.3.13 制定）」によりポイ捨て（不法投棄）の規制等を行っています。

3. 7 ごみ処理経費

1) 歳入

歳入の推移は、図 3. 7. 1 に示すとおりです。

歳入のほとんどが一般財源であり、特定財源は 5%程度となっています。

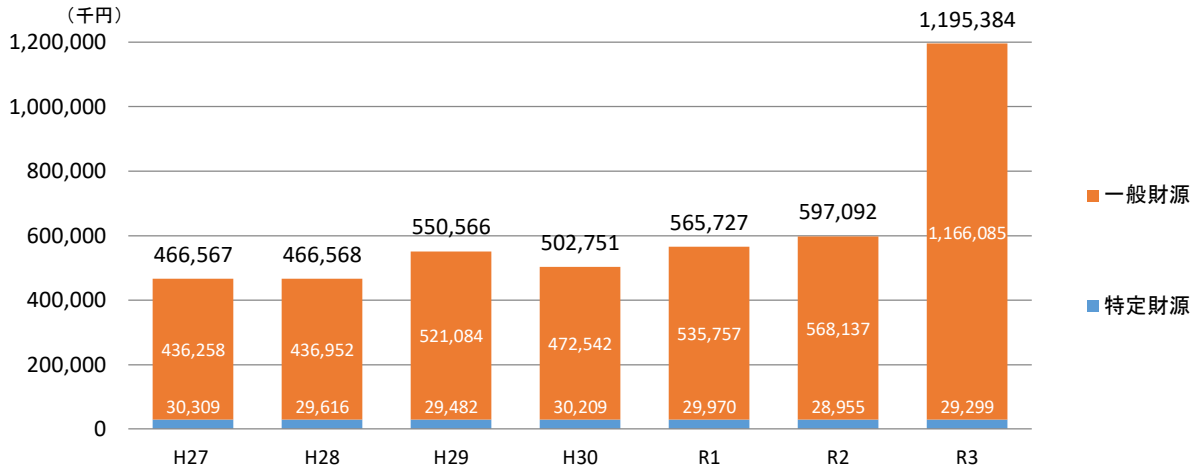


図 3. 7. 1 歳入の推移

(2) 歳出

歳出の推移は図 3. 7. 2 に、その内訳は表 3. 7. 1 に示すとおりです。

令和元年度以降は、奥能登クリーン組合の焼却施設建設に係る工事が始まったため、建設改良費の組合分担金があります。

処理及び維持管理費は、平成 30 年以降令和 2 年度までは増加傾向にありましたが令和 3 年度は減少に転じており、約 4 億 6 千万円となっています。

なお、処理及び維持管理費の約 4 割は、組合分担金となっています。

また、収集運搬費が増加の傾向にあり、令和 3 年度は、約 1 億 4 千万円となっています。

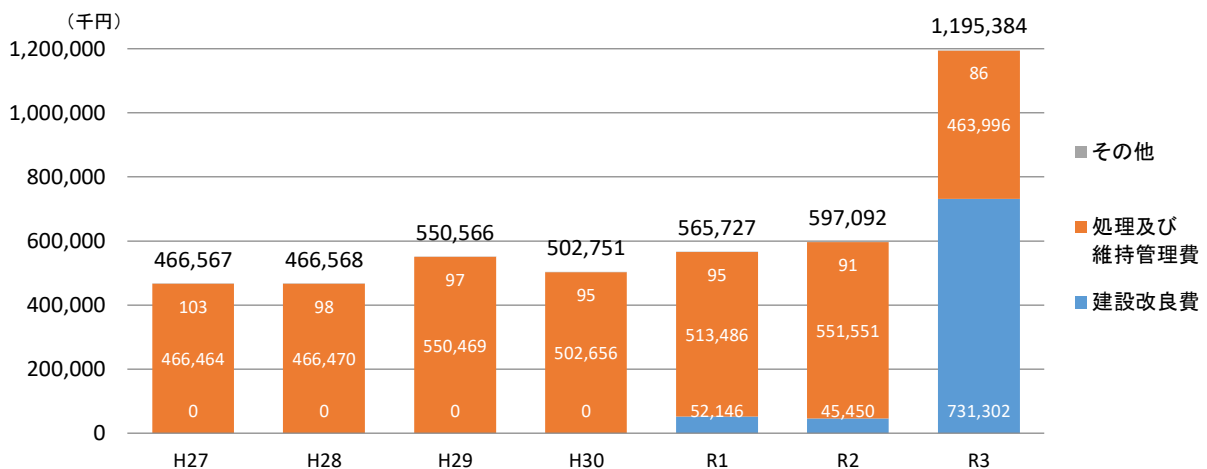


図 3. 7. 2 歳出の推移

表 3.7.1 歳出の内訳

(千円)

			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
	調査費		0	0	0	0	0	0	0	
	組合分担金		0	0	0	0	52,146	45,450	731,302	
	小計		0	0	0	0	52,146	45,450	731,302	
	分担金除く		0	0	0	0	0	0	0	
処理及び維持管理費	人件費	一般職	52,895	50,303	52,864	39,880	40,973	37,125	23,434	
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0	0	0
			最終処分	22,992	18,653	20,874	18,641	15,878	11,017	8,236
	処理費	収集運搬費	482	654	0	0	0	0	0	
		中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分費	8,981	17,980	20,822	11,214	14,576	13,730	20,237	
		車両等購入費	0	0	11,556	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	128,301	128,652	130,429	133,566	139,079	141,714	141,666	
		中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分費	7,588	5,420	4,862	4,666	5,028	7,465	5,250	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
	組合分担金		245,225	244,808	309,062	294,689	297,952	340,500	265,173	
	調査研究費		0	0	0	0	0	0	0	
	小計		466,464	466,470	550,469	502,656	513,486	551,551	463,996	
	分担金除く		221,239	221,662	241,407	207,967	215,534	211,051	198,823	
その他			103	98	97	95	95	91	86	
合計			466,567	466,568	550,566	502,751	565,727	597,092	1,195,384	
分担金除く			221,342	221,760	241,504	208,062	215,629	211,142	198,909	

3. 8 ごみ処理の評価と課題

1) 目標値に対する評価

本計画では、国や県の目標をふまえて平成27年度の目標値を設定しています。この目標値と実績値を比較し、ごみの排出抑制や資源化等の中間評価を行います。

(1) ごみ排出抑制

ごみ排出量は、目標を達成しています。

1人1日当たりのごみ排出量は、目標を達成できていませんが、集団回収・資源ごみを除く1人1日当たりのごみ排出量は、目標を達成しています。

(2) 資源化

リサイクル率は、目標を達成しています。

(3) 最終処分量

最終処分量は、目標を達成しています。

表 3. 8. 1 ごみの減量化等の目標値と中間評価

項 目		国・県の目標値 平成17・27年度	設定目標値 平成27年度	実績値 平成27年度	中間評価
廃 棄 物 処 理 法	一般廃棄物排出量 (t/年)	8,721	7,345	6,921	達成
	再生利用量 (t/年) [一般廃棄物排出量の25%]	2,180	1,836	2,015	達成
	最終処分量 (t/年)	1,552	1,109	744	達成
循 環 基 本 計 画	1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	1,115	991	1,005	未達成
	集団回収、資源ごみを除く 1人1日当たりの排出量※1 (g/人・日)	951	832	747	達成
石 川 県 環 境 総 合 計 画	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	800	800	1,005	未達成
	一般廃棄物のリサイクル率 (%)	23.0	23.0	29.1	達成
	家庭ごみの容器包装廃棄物の 収集量の割合※2 (%)	40.0	40.0	—	—
	一般廃棄物の最終処分量 (t/年)	3,848	1,109	744	達成

※1 国の目標値は、生活系ごみのみとなっているが、本町では、生活系ごみと事業系ごみをあわせた削減目標として設定しています。

※2 調査を行っていないため実績値は分かりませんが、容器包装廃棄物（空き缶、ペットボトル、びん、紙、ダンボール等）の分別収集は、40%以上と考えられます。

2) 他都市との比較による評価

本町のごみ処理実績と県内の市町及び全国の類似都市（都市形態、人口、産業構造が類似した都市）の実績との比較により評価を行います。

(1) 県内市町との比較

「廃棄物からの資源回収率」は、県内で最も高いです。本町では、木くずや草、竹などの資源化を行っていることが要因の一つと考えられます。

一方、「人口1人1日当たりごみ総排出量」は、平均よりも高くなっています。「人口1人当たりの年間処理経費」は、県内で最も高いほか、「最終処分減量に要する費用」は、県内で2番目に高くなっています。ごみ処理経費が高い要因としては、RDF化処理を行ってきたことや過疎地域で収集運搬効率が悪いことなどが考えられます。また、「廃棄物のうち最終処分される割合」は、平均よりも高くなっています。これらのことから、ごみの減量化、最終処分量の削減、処理経費の削減が課題と考えられます。



備考: エネルギー回収量及び温室効果ガスについては、データの把握状況が市町村によって異なるため、参考値として取扱って下さい。また、民間施設への委託分も指標には反映されていないにご注意ください。

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.918	0.156	0.1	17,668	55,887
最大	1.284	0.276	0.222	34,633	106,247
最小	0.664	0.075	0.044	8,705	23,967
標準偏差	0.136	0.055	0.049	7,844	23,328
当該市町村実績	1.1	0.276	0.14	34,633	93,482
指数値	80.2	176.9	60.0	4.0	32.7

出典: 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 平成30年度実績版

図 3.8.1 県内市町との比較結果

表 3.8.2 県内市町の実績

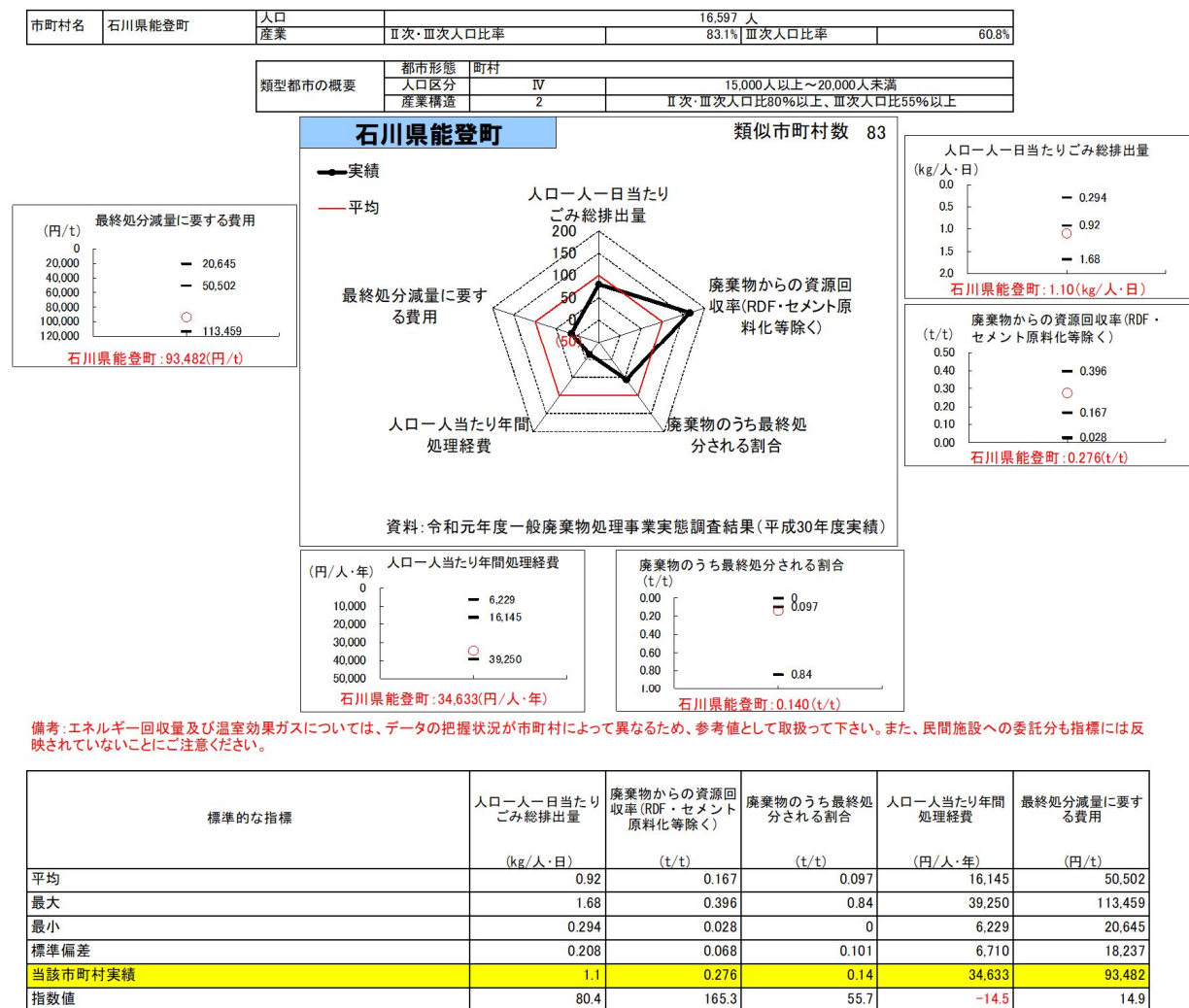
都道府県	コード	市町村名	街の区分	人口	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント原 料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
石川県	17201	石川県金沢市	中核市00	450,955	0.901	0.127	0.142	9,487	30,012
石川県	17202	石川県七尾市	都市Ⅱ1	51,343	1.109	0.222	0.077	15,186	38,143
石川県	17203	石川県小松市	都市Ⅲ2	107,820	0.83	0.158	0.122	9,359	34,231
石川県	17204	石川県輪島市	都市Ⅰ1	25,821	1.284	0.132	0.204	29,051	72,613
石川県	17205	石川県珠洲市	都市Ⅰ1	13,781	0.86	0.182	0.13	30,333	106,247
石川県	17206	石川県加賀市	都市Ⅱ2	65,511	0.98	0.118	0.102	15,132	46,227
石川県	17207	石川県羽咋市	都市Ⅰ1	21,025	0.889	0.208	0.102	22,063	74,325
石川県	17209	石川県かほく市	都市Ⅰ2	35,709	0.776	0.091	0.089	15,394	57,109
石川県	17210	石川県白山市	都市Ⅲ2	113,598	0.937	0.1	0.049	8,728	24,076
石川県	17211	石川県能美市	都市Ⅰ2	49,908	0.929	0.079	0.222	8,705	30,351
石川県	17212	石川県野々市市	都市Ⅱ3	53,448	0.947	0.093	0.044	8,910	23,967
石川県	17324	石川県川北町	町村Ⅱ2	6,167	0.856	0.075	0.051	13,221	39,791
石川県	17361	石川県津幡町	町村Ⅴ2	37,546	0.773	0.183	0.069	14,224	51,802
石川県	17365	石川県内灘町	町村Ⅴ2	26,452	0.803	0.167	0.056	15,306	52,979
石川県	17384	石川県志賀町	町村Ⅳ2	19,654	0.942	0.229	0.086	26,261	82,129
石川県	17386	石川県宝達志水町	町村Ⅲ2	12,816	0.864	0.184	0.097	22,068	76,131
石川県	17407	石川県中能登町	町村Ⅳ2	17,671	0.664	0.141	0.066	13,919	60,869
石川県	17461	石川県穴水町	町村Ⅱ2	7,924	0.993	0.202	0.054	23,719	67,371
石川県	17463	石川県能登町	町村Ⅳ2	16,597	1.1	0.276	0.14	34,633	93,482

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 平成30年度実績版

(2) 全国類似都市との比較

「廃棄物からの資源回収率」は、平均よりも高いです。

一方、「人口1人1日当たりごみ総排出量」は、平均よりも高くなっています。「人口1人当たりの年間処理経費」は、全国類似都市で2番目に高いほか、「最終処分減量に要する費用」は、全国類似都市で3番目に高くなっています。「廃棄物のうち最終処分される割合」は、平均よりも高くなっています。ごみの減量化、最終処分量の削減、処理経費の削減が課題と考えられます。



出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 平成30年度実績版

図 3.8.2 全国類似都市との比較結果

表 3.8.3 全国類似都市の実績

都道府県	コード	市町村名	街の区分	人口	人口一人当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント原 料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
北海道	01303	北海道当別町	町村IV2	15,676	0.791	0.176	0.135	13,073	52,371
北海道	01400	北海道倶知安町	町村IV2	15,278	0.859	0.28	0.076	22,392	73,742
北海道	01408	北海道余市町	町村IV2	18,056	0.921	0.224	0.097	17,704	55,641
北海道	01543	北海道美幌町	町村IV2	19,001	1.292	0.16	0.84	13,736	100,082
北海道	01555	北海道遠軽町	町村IV2	19,147	1.103	0.137	0.252	29,267	68,004
北海道	01578	北海道白老町	町村IV2	16,394	1.075	0.113	0.106	20,360	50,075
北海道	01661	北海道釧路町	町村IV2	19,285	1.069	0.24	0.055	15,427	40,664
青森県	02402	青森県七戸町	町村IV2	15,199	1.019	0.127	0.123	17,385	50,526
岩手県	03301	岩手県雫石町	町村IV2	16,170	1.106	0.244	0.031	24,416	60,636
宮城県	04406	宮城県七ヶ浜町	町村IV2	18,510	0.987	0.1	0.155	10,853	34,324
福島県	07368	福島県南会津町	町村IV2	15,016	1.079	0.137	0.169	27,906	77,465
福島県	07421	福島県会津坂下町	町村IV2	15,490	0.832	0.1	0.156	9,132	34,275
福島県	07447	福島県会津美里町	町村IV2	19,878	0.943	0.126	0.157	12,325	40,800
福島県	07521	福島県三春町	町村IV2	16,861	0.986	0.221	0.124	17,013	50,004
福島県	07547	福島県浪江町	町村IV2	16,797	0.294	0.028	0.131	7,196	76,058
茨城県	08309	茨城県大洗町	町村IV2	16,512	1.432	0.111	0.155	24,900	54,149
茨城県	08310	茨城県城里町	町村IV2	18,988	0.888	0.111	0.096	9,061	25,916
茨城県	08564	茨城県利根町	町村IV2	15,732	0.924	0.175	0.062	11,719	36,919
群馬県	10421	群馬県中之条町	町村IV2	15,544	1.072	0.136	0.125	14,122	39,082
群馬県	10449	群馬県みなかみ町	町村IV2	18,337	0.864	0.23	0.042	26,357	87,193
埼玉県	11341	埼玉県滑川町	町村IV2	19,452	0.748	0.212	0.049	17,001	64,194
埼玉県	11342	埼玉県嵐山町	町村IV2	17,753	0.86	0.223	0.044	18,660	60,942
埼玉県	11346	埼玉県川島町	町村IV2	19,751	0.982	0.251	0	15,598	43,377
埼玉県	11347	埼玉県吉見町	町村IV2	18,693	0.829	0.191	0	10,485	28,931
千葉県	12403	千葉県九十九里町	町村IV2	15,381	1.032	0.189	0.029	12,282	33,044
東京都	13305	東京都日の出町	町村IV2	16,594	0.903	0.297	0.045	16,794	50,498
神奈川県	14362	神奈川県大井町	町村IV2	17,285	0.874	0.241	0.067	13,732	45,599
神奈川県	14366	神奈川県開成町	町村IV2	18,154	0.844	0.292	0.069	10,946	34,273
富山県	16322	富山県上市町	町村IV2	19,889	1.116	0.165	0.114	11,758	29,801
石川県	17384	石川県志賀町	町村IV2	19,654	0.942	0.229	0.086	26,261	82,129
石川県	17407	石川県中能登町	町村IV2	17,671	0.664	0.141	0.066	13,919	60,869
石川県	17463	石川県能登町	町村IV2	16,597	1.1	0.276	0.14	34,633	93,482
福井県	18322	福井県永平寺町	町村IV2	18,341	0.798	0.132	0.151	12,071	44,654
山梨県	19346	山梨県市川三郷町	町村IV2	15,538	0.866	0.149	0.097	9,845	31,267
長野県	20323	長野県御代田町	町村IV2	15,887	0.524	0.238	0.086	9,623	40,367
長野県	20361	長野県下諏訪町	町村IV2	19,634	0.865	0.212	0.058	11,385	38,148
岐阜県	21381	岐阜県神戸町	町村IV2	18,587	0.823	0.138	0.082	11,035	39,159
岐阜県	21401	岐阜県揖斐川町	町村IV2	19,535	0.851	0.182	0.036	21,837	72,698
岐阜県	21421	岐阜県北方町	町村IV2	18,148	0.841	0.176	0.03	12,899	43,188
岐阜県	21521	岐阜県御嵩町	町村IV2	17,529	0.692	0.096	0.014	8,245	30,088
静岡県	22344	静岡県小山町	町村IV2	18,133	0.979	0.149	0.013	18,417	51,350
愛知県	23342	愛知県豊山町	町村IV2	15,823	1.096	0.17	0.103	16,825	43,788
愛知県	23445	愛知県南知多町	町村IV2	16,791	1.68	0.135	0.162	29,351	50,629
三重県	24344	三重県川越町	町村IV2	15,227	0.607	0.183	0	6,229	27,957
三重県	24461	三重県玉城町	町村IV2	15,405	0.856	0.228	0.005	11,609	37,358
三重県	24543	三重県紀北町	町村IV2	15,343	1.224	0.121	0.024	39,250	85,161
京都府	26303	京都府大山崎町	町村IV2	16,324	0.636	0.071	0.154	12,525	62,920
京都府	26322	京都府久御山町	町村IV2	15,784	1.233	0.053	0.155	13,067	32,005
大阪府	27321	大阪府豊能町	町村IV2	19,130	0.861	0.259	0.068	16,557	56,255
大阪府	27341	大阪府忠岡町	町村IV2	16,895	0.894	0.182	0.114	24,398	80,415
大阪府	27366	大阪府岬町	町村IV2	15,285	1.074	0.062	0.09	22,530	61,415
大阪府	27382	大阪府河南町	町村IV2	15,415	0.97	0.146	0.12	13,379	40,994
兵庫県	28443	兵庫県福崎町	町村IV2	19,036	1.1	0.082	0.138	10,734	30,352
兵庫県	28501	兵庫県佐用町	町村IV2	16,143	0.907	0.127	0.095	18,394	53,028
兵庫県	28585	兵庫県香美町	町村IV2	17,009	0.841	0.178	0.145	14,496	49,723
奈良県	29342	奈良県平群町	町村IV2	18,683	1.041	0.171	0.083	13,801	37,893
奈良県	29427	奈良県河合町	町村IV2	17,426	1.015	0.179	0.146	21,464	61,214
奈良県	29442	奈良県大淀町	町村IV2	17,169	0.812	0.143	0.089	19,377	67,488
和歌山県	30404	和歌山県上富田町	町村IV2	15,600	0.849	0.194	0.21	6,771	20,645
和歌山県	30428	和歌山県串本町	町村IV2	15,508	1.099	0.144	0.127	25,057	61,293
鳥取県	31329	鳥取県八頭町	町村IV2	16,773	0.661	0.234	0.121	12,258	56,746
鳥取県	31370	鳥取県湯梨浜町	町村IV2	16,752	0.921	0.291	0.043	9,701	27,353
山口県	35343	山口県田布施町	町村IV2	15,017	0.867	0.123	0.071	10,122	33,609
香川県	37386	香川県宇多津町	町村IV2	18,401	0.94	0.138	0.1	13,938	45,160
香川県	37406	香川県まんのう町	町村IV2	18,325	0.528	0.133	0.162	8,043	48,306
福岡県	40384	福岡県遠賀町	町村IV2	19,176	0.919	0.198	0.134	17,359	57,983
福岡県	40402	福岡県鞍手町	町村IV2	15,468	0.816	0.054	0.062	14,109	46,074
福岡県	40503	福岡県大刀洗町	町村IV2	15,772	0.751	0.25	0	12,551	44,330
福岡県	40544	福岡県広川町	町村IV2	19,540	0.776	0.107	0.011	10,112	33,983
福岡県	40605	福岡県川崎町	町村IV2	16,251	0.984	0.059	0.136	7,022	21,307
福岡県	40625	福岡県みやこ町	町村IV2	19,217	0.775	0.042	0.108	19,629	48,645
福岡県	40647	福岡県築上町	町村IV2	18,115	0.859	0.131	0.009	20,600	65,863
佐賀県	41327	佐賀県吉野ヶ里町	町村IV2	16,163	0.775	0.254	0	11,802	39,287
佐賀県	41341	佐賀県基山町	町村IV2	17,408	0.976	0.243	0	16,960	47,598
佐賀県	41401	佐賀県有田町	町村IV2	19,556	0.828	0.156	0.086	16,579	47,895
長崎県	42411	長崎県新上五島町	町村IV2	18,201	1.577	0.076	0.25	31,379	67,680
熊本県	43368	熊本県長洲町	町村IV2	15,823	0.785	0.178	0	13,908	45,529
熊本県	43441	熊本県御船町	町村IV2	16,937	0.736	0.1	0.012	9,009	33,541
熊本県	43482	熊本県芦北町	町村IV2	16,388	0.596	0.396	0.05	23,475	113,459
大分県	44462	大分県玖珠町	町村IV2	15,028	0.85	0.064	0.169	15,382	57,357
宮崎県	45402	宮崎県新富町	町村IV2	17,127	0.836	0.137	0.008	12,730	37,296
宮崎県	45421	宮崎県門川町	町村IV2	17,854	0.975	0.138	0.109	10,421	30,972
沖縄県	47327	沖縄県北中城村	町村IV2	17,852	1.149	0.181	0.005	25,359	55,169

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 平成30年度実績版

3) 課題の抽出

(1) ごみの排出抑制

ごみの1人1日当たり排出量は、全体的に増加傾向にあり、本計画策定時に設定した目標値を達成できていないほか、他都市と比べて多い状況にあるため、いっそうの排出抑制に取り組む必要があります。

ごみ排出量の約6割が可燃ごみのため、生ごみの排出抑制（食品ロスの削減・生ごみ堆肥化の促進など）、可燃ごみとして捨てられる資源（紙類など）の分別徹底などの対策を検討する必要があります。

(2) 資源化の促進

リサイクル率は、本計画策定時に設定した目標値を達成しているほか、他都市と比べて高い水準にあります。今後もこれを維持、向上させていくことが重要です。

一方で、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行され、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化などへ取り組むことが求められています。本町では、プラスチック製容器包装はRDF化処理を行ってきました。そのため、今後は、プラスチック製容器包装、製品プラスチックの資源化について検討する必要があります。

(3) ごみ処理体制・処理施設・処理経費

ごみ処理体制は、ごみの排出抑制対策、資源化促進対策と合わせて今後の状況の変化に応じて見直しを図る必要があります。また、廃棄物のうち、最終処分される割合が高いため、分別区分等を含めた直接最終処分量削減について検討する必要があります。

ごみ処理施設は、施設の老朽化や処理量の減少などの状況を踏まえ、計画的な施設整備や施設の長寿命化を図る必要があります。また、中間処理施設は、奥能登クリーン組合の施設のため、施設整備は組合に協力して行っていく必要があります。

ごみ処理経費は、他都市と比べて非常に高いです。循環型社会づくりに向けた適正な処理体制の構築、施設整備と併せて処理経費の節減を図る必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

4. 1 基本理念

今、世界がめざす持続可能な社会とは、「地球の環境を壊さず、資源も使いすぎず、未来の世代も美しい地球で平和に豊かに、ずっと生活を続けていける社会」のことです。

持続可能な社会の実現には、循環型社会（「廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」のこと）の形成が必要です。

本町では、住民、事業者、町などのあらゆる主体が一体となって3Rに取り組むことにより「循環型社会」を構築し、能登町の良好な環境と資源を未来へ引き継ぐ「持続可能な社会」の実現を目指します。

【3R（スリーアール）】

- ・リデュース（Reduce：廃棄物等の排出抑制）
- ・リユース（Reuse：循環資源の再使用）
- ・リサイクル（Recycle：循環資源の再生利用）
 - ・マテリアルリサイクル（再生利用）
 - ・サーマルリサイクル（熱回収）

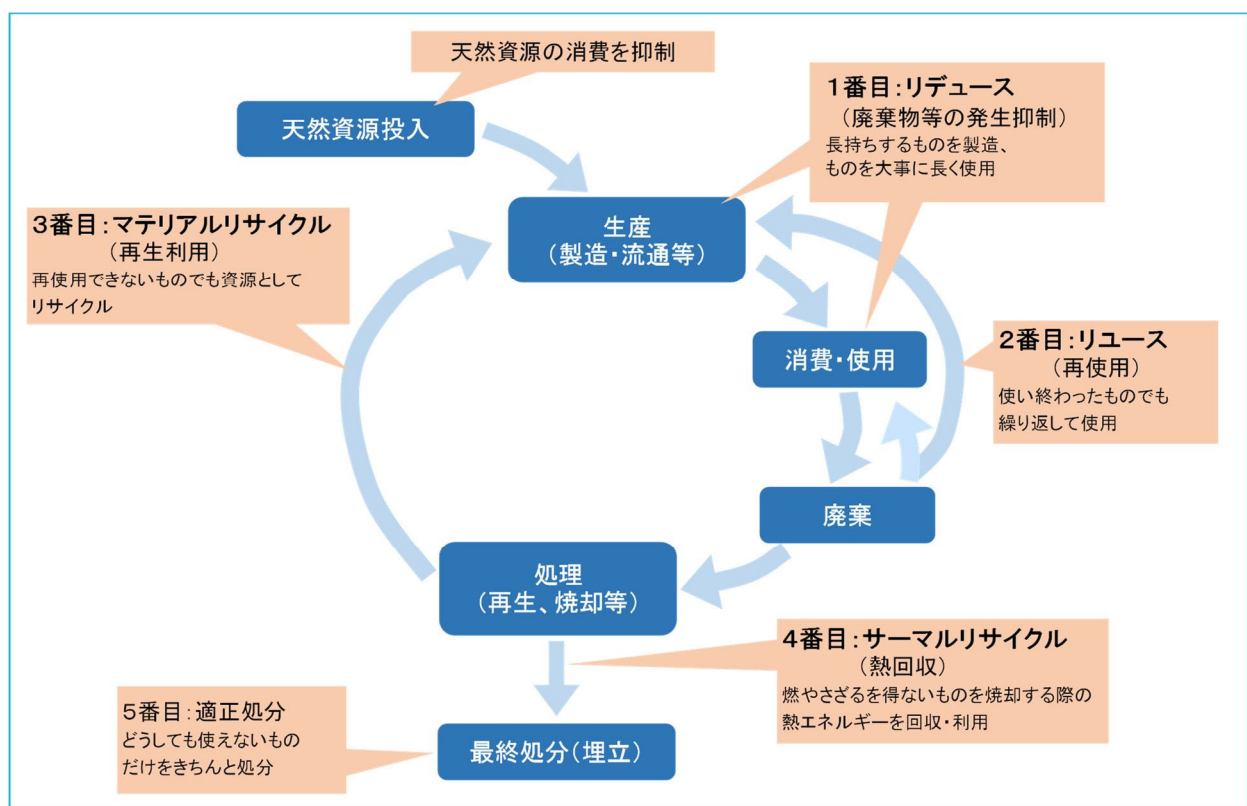


図 4.1.1 循環型社会の姿

4. 2 基本方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の上位法である循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年に第四次循環型社会形成推進基本計画（以下「第四次循環基本計画」といいます。）が策定されています。

第四次循環基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、

- ①地域循環共生圏形成による地域活性化
- ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③適正処理の更なる推進と環境再生

※「地域循環圏」とは、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していこうという考え方です。

などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

本町としても、循環型社会形成の推進を担うため、国の施策に対応した施策等を検討します。

4. 3 ごみ排出量の予測

1) 将来人口

(1) 総人口

ごみ排出量の推計のため、まず将来人口を設定します。

本町では、「能登町創生人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）」を平成 27 年に策定（令和 2 年に時点修正）し、本町の目指すべき将来人口を設定しています。人口ビジョンでは、令和 22 年の人口目標を約 10,000 人、高齢化率約 50%としています。

本計画では、この人口ビジョンの将来人口展望を基に将来人口を設定します。

人口ビジョンは、国勢調査統計人口を基にしていますが、本計画は、住民基本台帳人口を基にしているため、この実績値の差分について人口ビジョンの将来人口を補正したものを本計画の将来人口として用います。

【将来人口の設定方法】

本計画将来人口＝人口ビジョンによる将来人口目標＋補正值※

※補正值＝令和 2 年度住民基本台帳人口－国勢調査統計人口＝904 人

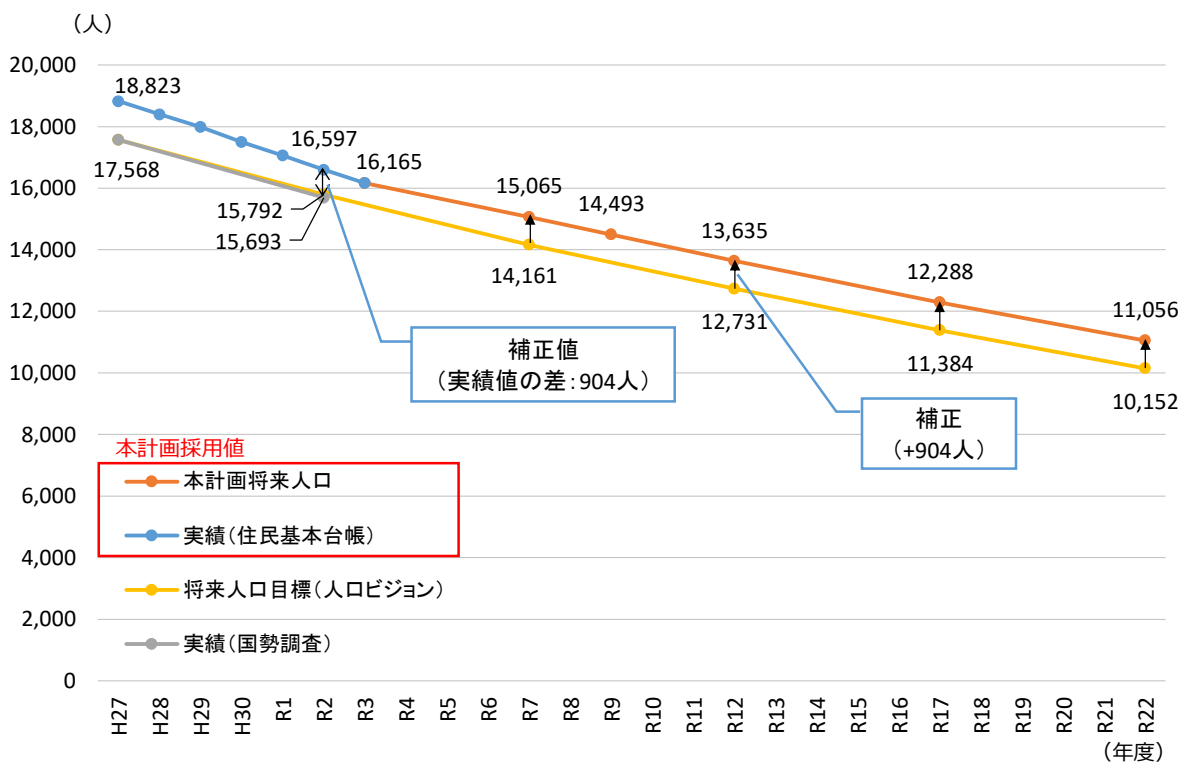


図 4.3.1 将来人口

(2) 地区別人口

地区別の将来人口は、令和3年度の比率が将来的に維持されるものと仮定して算出します。

【地区別将来人口の設定方法】

地区別将来人口＝本計画将来人口×令和3年度地区別比率※

※令和3年度地区別比率：能都地区 47.6%、柳田地区 18.5%、内浦地区 33.9%

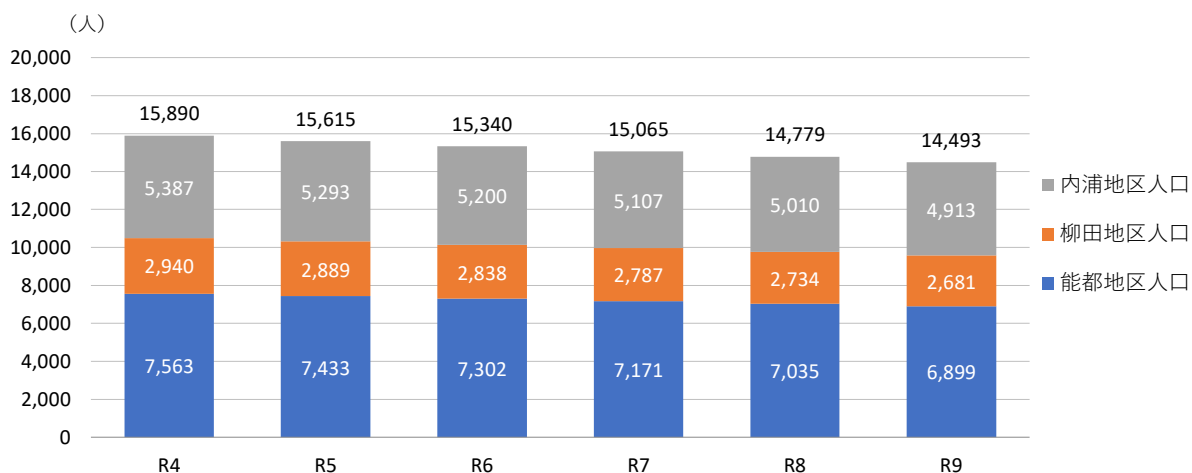


図 4.3.2 地区別将来人口

2) ごみ排出量の予測方法

ごみの排出量は、まず、トレンド法（詳細は、資料編を参照）を用いて1人1日当たりの排出量を推計します。次に、その結果と将来人口を乗じることでごみ排出量を算出します。

なお、トレンド法は、新型コロナの影響を除くため、平成27年度から令和元年度実績を基に行うこととします。

表 4.3.1 ごみ排出量の予測方法（能登町全体）-1

ごみ排出量（搬入量）の概要

No.	項 目	単 位	計 算 式
(1)	総人口	人	$= (2) + (3)$
(2)	計画収集人口	人	将来人口
(3)	自家処理人口	人	$= [0]$
(4)	総排出量（委託収集量+直接搬入量）	t	$= (15) = (34)$
(5)	委託収集量	t	$= (17) + (20) + (23) + (26) + (29) + (32)$
(6)	直接搬入量	t	$= (18) + (21) + (24) + (27) + (30) + (33)$
(7)	総排出量（生活系ごみ+事業系ごみ）	t	$= (34)$
(8)	生活系ごみ	t	$= (36) + (39) + (42) + (45) + (48) + (51)$
(9)	事業系ごみ	t	$= (37) + (40) + (43) + (46) + (49) + (52)$
(10)	1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	$= (53)$
(11)	生活系ごみ	g/人・日	$= (55) + (58) + (61) + (64) + (67) + (70)$
(12)	資源ごみを除く	g/人・日	$= (55) + (58) + (64) + (67)$
(13)	事業系ごみ	g/人・日	$= (56) + (59) + (62) + (65) + (68) + (71)$
(14)	資源ごみを除く	g/人・日	$= (56) + (59) + (65) + (68)$

ごみ排出量（搬入量）内訳（収集、直搬別）

No.	項 目	単 位	計 算 式
(15)	総排出量	t	$= (34)$
(16)	可燃ごみ（もやせる、布・ひも類）	t	$= (35)$
(17)	委託収集量	t	$= (16) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(18)	直接搬入量	t	$= (16) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(19)	不燃・粗大ごみ（もやせない）	t	$= (38)$
(20)	委託収集量	t	$= (19) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(21)	直接搬入量	t	$= (19) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(22)	資源ごみ	t	$= (41)$
(23)	委託収集量	t	$= (22) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(24)	直接搬入量	t	$= (22) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(25)	有害ごみ	t	$= (44)$
(26)	委託収集量	t	$= (25)$
(27)	直接搬入量	t	$= [0]$
(28)	埋立ごみ	t	$= (47)$
(29)	委託収集量	t	$= (28) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(30)	直接搬入量	t	$= (28) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(31)	資源ごみ（許可業者受入）	t	$= (50)$
(32)	委託収集量	t	$= [0]$
(33)	直接搬入量	t	$= (31)$

表 4.3.2 ごみ排出量の予測方法（能登町全体）-2

ごみ排出量（搬入量）内訳（生活系、事業系別）

No.	項 目	単位	計算式
(34)	総排出量	t	$= (35) + (38) + (41) + (44) + (47) + (50)$
(35)	可燃ごみ（もやせる、布・ひも類）	t	能都地区＋柳田地区＋内浦地区
(36)	生活系ごみ	t	能都地区＋柳田地区＋内浦地区
(37)	事業系ごみ	t	能都地区＋柳田地区＋内浦地区
(38)	不燃・粗大ごみ（もやせない）	t	能都地区＋柳田地区＋内浦地区
(39)	生活系ごみ	t	能都地区＋柳田地区＋内浦地区
(40)	事業系ごみ	t	能都地区＋柳田地区＋内浦地区
(41)	資源ごみ	t	能都地区＋柳田地区＋内浦地区
(42)	生活系ごみ	t	能都地区＋柳田地区＋内浦地区
(43)	事業系ごみ	t	能都地区＋柳田地区＋内浦地区
(44)	有害ごみ	t	能都地区＋柳田地区＋内浦地区
(45)	生活系ごみ	t	能都地区＋柳田地区＋内浦地区
(46)	事業系ごみ	t	能都地区＋柳田地区＋内浦地区
(47)	埋立ごみ	t	能都地区＋柳田地区＋内浦地区
(48)	生活系ごみ	t	能都地区＋柳田地区＋内浦地区
(49)	事業系ごみ	t	能都地区＋柳田地区＋内浦地区
(50)	資源ごみ（許可業者受入）	t	$= (51) + (52)$
(51)	生活系ごみ	t	$= (70) \times (2) \times 365 \text{ or } 366 / 1000000$
(52)	事業系ごみ	t	$= (71) \times (2) \times 365 \text{ or } 366 / 1000000$

1人1日当たりのごみ排出量（搬入量）内訳（生活系、事業系別）

No.	項 目	単位	計算式
(53)	1人1日当たりの排出量	g/人・日	$= (54) + (57) + (60) + (63) + (66) + (69)$
(54)	可燃ごみ（もやせる、布・ひも類）	g/人・日	$= (35) / (2) / 365 \text{ or } 366 \times 1000000$
(55)	生活系ごみ	g/人・日	$= (54) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(56)	事業系ごみ	g/人・日	$= (54) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(57)	不燃・粗大ごみ（もやせない）	g/人・日	$= (38) / (2) / 365 \text{ or } 366 \times 1000000$
(58)	生活系ごみ	g/人・日	$= (57) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(59)	事業系ごみ	g/人・日	$= (57) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(60)	資源ごみ	g/人・日	$= (41) / (2) / 365 \text{ or } 366 \times 1000000$
(61)	生活系ごみ	g/人・日	$= (60) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(62)	事業系ごみ	g/人・日	$= (60) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(63)	有害ごみ	g/人・日	$= (44) / (2) / 365 \text{ or } 366 \times 1000000$
(64)	生活系ごみ	g/人・日	$= (63)$
(65)	事業系ごみ	g/人・日	$= [0]$
(66)	埋立ごみ	g/人・日	$= (47) / (2) / 365 \text{ or } 366 \times 1000000$
(67)	生活系ごみ	g/人・日	$= (66) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(68)	事業系ごみ	g/人・日	$= (66) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(69)	資源ごみ（許可業者受入）	g/人・日	予測値
(70)	生活系ごみ	g/人・日	$= (69) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(71)	事業系ごみ	g/人・日	$= (69) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$

表 4.3.3 ごみ排出量の予測方法（地区別）-1

ごみ排出量（搬入量）の概要

No.	項 目	単 位	計 算 式
(1)	総人口	人	$= (2) + (3)$
(2)	計画収集人口	人	将来人口
(3)	自家処理人口	人	$= [0]$
(4)	総排出量（委託収集量+直接搬入量）	t	$= (15) = (34)$
(5)	委託収集量	t	$= (17) + (20) + (23) + (26) + (29) + (32)$
(6)	直接搬入量	t	$= (18) + (21) + (24) + (27) + (30) + (33)$
(7)	総排出量（生活系ごみ+事業系ごみ）	t	$= (34)$
(8)	生活系ごみ	t	$= (36) + (39) + (42) + (45) + (48) + (51)$
(9)	事業系ごみ	t	$= (37) + (40) + (43) + (46) + (49) + (52)$
(10)	1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	$= (53)$
(11)	生活系ごみ	g/人・日	$= (55) + (58) + (61) + (64) + (67) + (70)$
(12)	資源ごみを除く	g/人・日	$= (55) + (58) + (64) + (67)$
(13)	事業系ごみ	g/人・日	$= (56) + (59) + (62) + (65) + (68) + (71)$
(14)	資源ごみを除く	g/人・日	$= (56) + (59) + (65) + (68)$

ごみ排出量（搬入量）内訳（収集、直搬別）

No.	項 目	単 位	計 算 式
(15)	総排出量	t	$= (34)$
(16)	可燃ごみ（もやせる、布・ひも類）	t	$= (35)$
(17)	委託収集量	t	$= (16) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(18)	直接搬入量	t	$= (16) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(19)	不燃・粗大ごみ（もやせない）	t	$= (38)$
(20)	委託収集量	t	$= (19) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(21)	直接搬入量	t	$= (19) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(22)	資源ごみ	t	$= (41)$
(23)	委託収集量	t	$= (22) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(24)	直接搬入量	t	$= (22) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(25)	有害ごみ	t	$= (44)$
(26)	委託収集量	t	$= (25)$
(27)	直接搬入量	t	$= [0]$
(28)	埋立ごみ	t	$= (47)$
(29)	委託収集量	t	$= (28) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(30)	直接搬入量	t	$= (28) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(31)	資源ごみ（許可業者処理）	t	
(32)	委託収集量	t	
(33)	直接搬入量	t	

表 4.3.4 ごみ排出量の予測方法（地区別）-2

ごみ排出量（搬入量）内訳（生活系、事業系別）

No.	項 目	単位	計算式
(34)	総排出量	t	$= (35) + (38) + (41) + (44) + (47) + (50)$
(35)	可燃ごみ(もやせる、布・ひも類)	t	$= (36) + (37)$
(36)	生活系	t	$= (55) \times (2) \times 365 \text{or} 366 / 1000000$
(37)	事業系	t	$= (56) \times (2) \times 365 \text{or} 366 / 1000000$
(38)	不燃・粗大ごみ(もやせない)	t	$= (39) + (40)$
(39)	生活系	t	$= (58) \times (2) \times 365 \text{or} 366 / 1000000$
(40)	事業系	t	$= (59) \times (2) \times 365 \text{or} 366 / 1000000$
(41)	資源ごみ	t	$= (42) + (43)$
(42)	生活系	t	$= (61) \times (2) \times 365 \text{or} 366 / 1000000$
(43)	事業系	t	$= (62) \times (2) \times 365 \text{or} 366 / 1000000$
(44)	有害ごみ	t	$= (45) + (46)$
(45)	生活系	t	$= (64) \times (2) \times 365 \text{or} 366 / 1000000$
(46)	事業系	t	$= [1]$
(47)	埋立ごみ	t	$= (48) + (49)$
(48)	生活系	t	$= (67) \times (2) \times 365 \text{or} 366 / 1000000$
(49)	事業系	t	$= (68) \times (2) \times 365 \text{or} 366 / 1000000$
(50)	資源ごみ（許可業者処理）	t	
(51)	生活系	t	
(52)	事業系	t	

ごみ排出量（搬入量）内訳（生活系、事業系別）

No.	項 目	単位	計算式
(53)	総排出量	g/人・日	$= (54) + (57) + (60) + (63) + (66) + (69)$
(54)	可燃ごみ(もやせる、布・ひも類)	g/人・日	予測値
(55)	生活系	g/人・日	$= (54) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(56)	事業系	g/人・日	$= (54) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(57)	不燃・粗大ごみ(もやせない)	g/人・日	予測値
(58)	生活系	g/人・日	$= (57) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(59)	事業系	g/人・日	$= (57) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(60)	資源ごみ	g/人・日	予測値
(61)	生活系	g/人・日	$= (60) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(62)	事業系	g/人・日	$= (60) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(63)	有害ごみ	g/人・日	予測値
(64)	生活系	g/人・日	$= (63)$
(65)	事業系	g/人・日	$= [0]$
(66)	埋立ごみ	g/人・日	予測値
(67)	生活系	g/人・日	$= (66) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(68)	事業系	g/人・日	$= (66) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(69)	資源ごみ（許可業者処理）	g/人・日	
(70)	生活系	g/人・日	
(71)	事業系	g/人・日	

3) ごみ排出量の予測結果

(1) 1人1日当たりのごみ排出量

①能登町全体の1人1日当たりのごみ排出量

町全体の1人1日当たりのごみ排出量の予測結果は、図4.3.3に示すとおりです。

1人1日当たりのごみ排出量は微増で推移し、令和9年度に1,094gとなる見込みです。

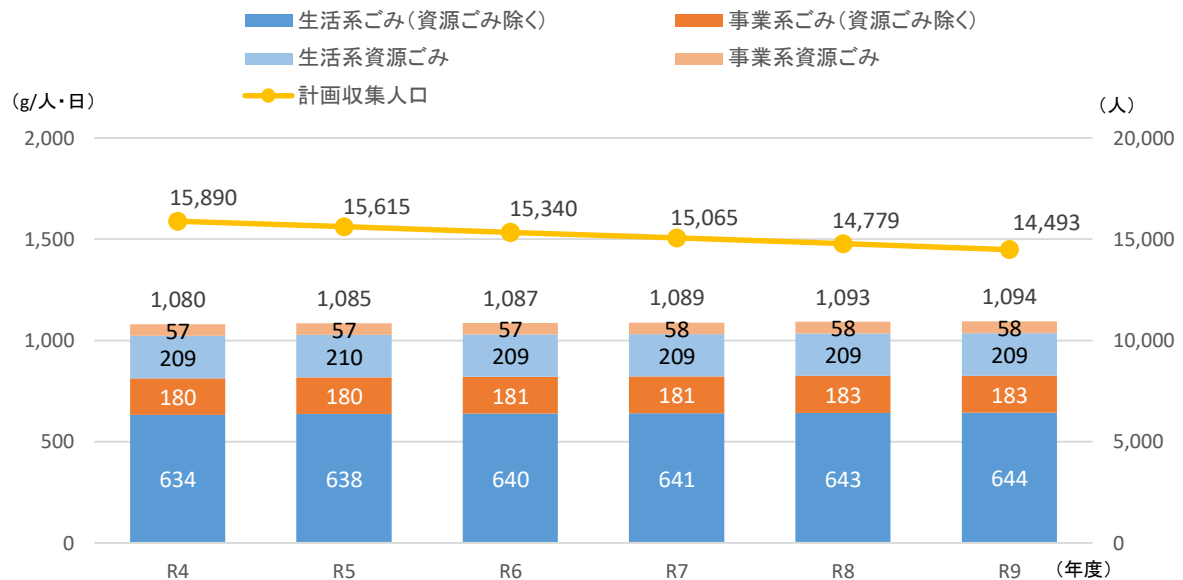
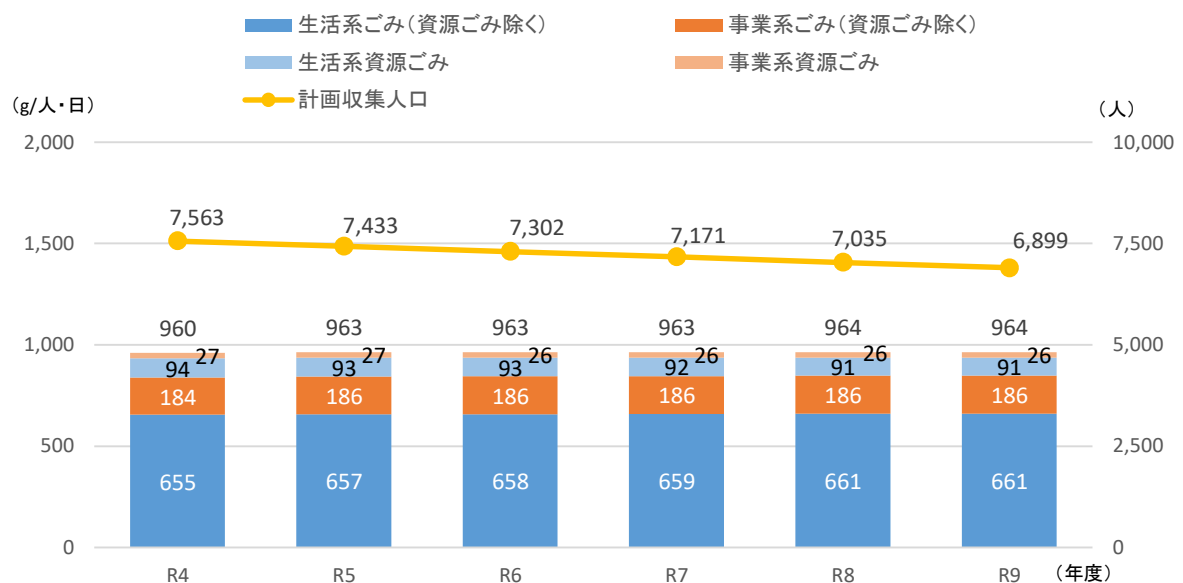


図 4.3.3 1人1日当たりのごみ排出量の予測結果（能登町全体）

②能都地区の1人1日当たりのごみ排出量

能都地区の1人1日当たりのごみ排出量の予測結果は、図4.3.4に示すとおりです。

1人1日当たりのごみ排出量は微増で推移し、令和9年度に964gとなる見込みです。



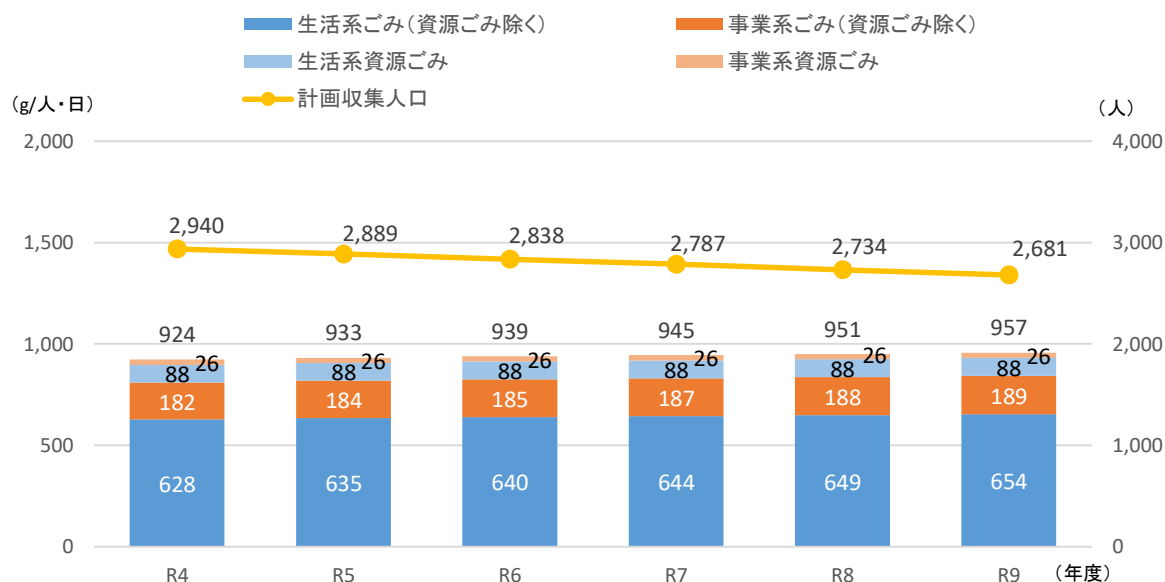
※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図 4.3.4 1人1日当たりのごみ排出量の予測結果（能都地区）

③柳田地区の1人1日当たりのごみ排出量

柳田地区の1人1日当たりのごみ排出量の予測結果は、図4.3.5に示すとおりです。

1人1日当たりのごみ排出量は微増で推移し、令和9年度に957gとなる見込みです。



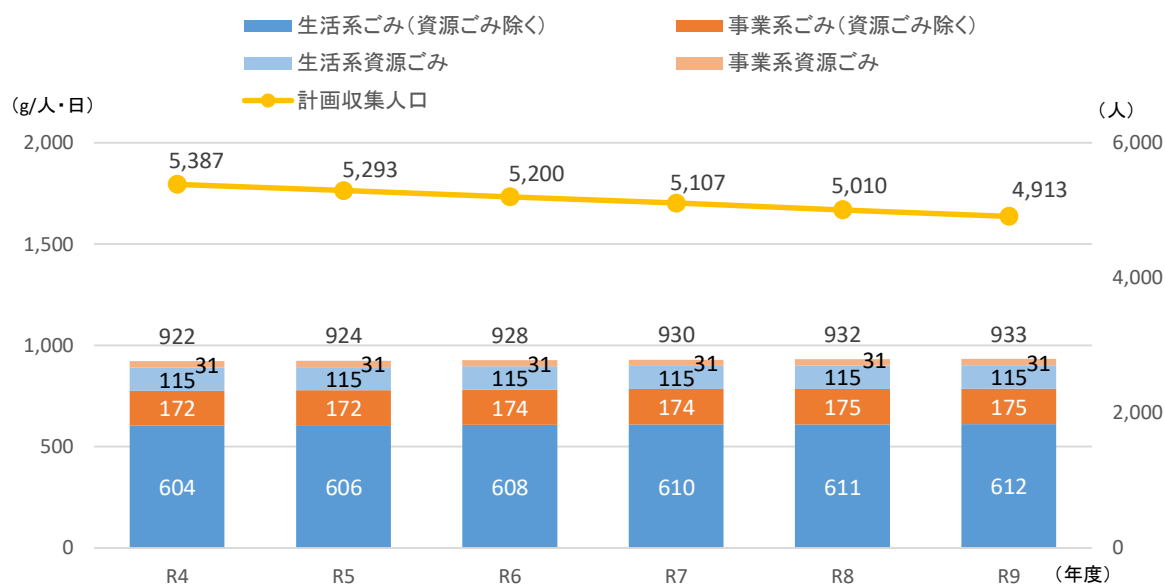
※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図4.3.5 1人1日当たりのごみ排出量の予測結果（柳田地区）

④内浦地区の1人1日当たりのごみ排出量

内浦地区の1人1日当たりのごみ排出量の予測結果は、図4.3.6に示すとおりです。

1人1日当たりのごみ排出量は微増で推移し、令和9年度に933gとなる見込みです。



※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図4.3.6 1人1日当たりのごみ排出量の予測結果（内浦地区）

(2) ごみ排出量

①能登町全体のごみ排出量

町全体のごみ排出量の予測結果は、図4.3.7に示すとおりです。

ごみ排出量は減少し、令和9年度には5,805tとなる見込みです。

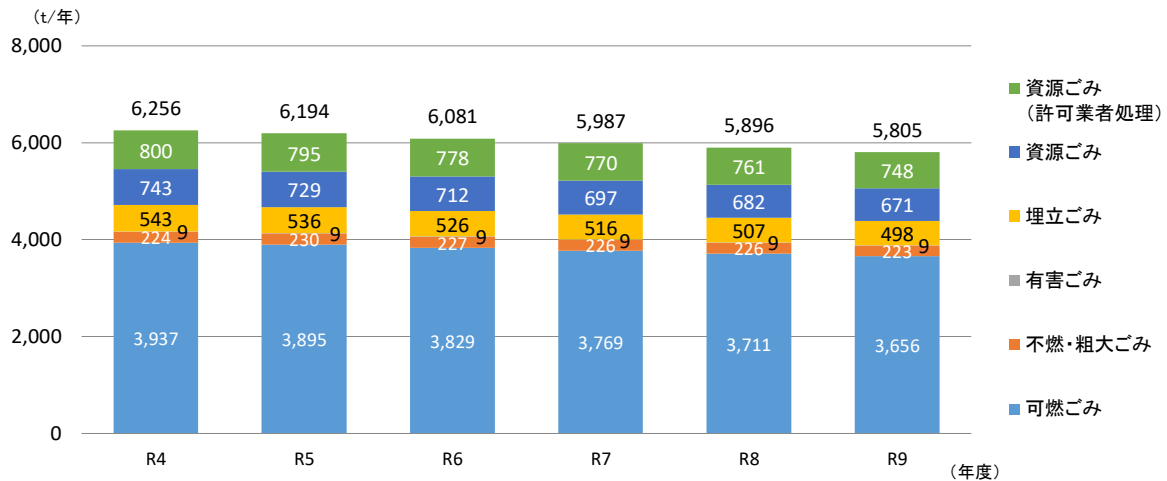
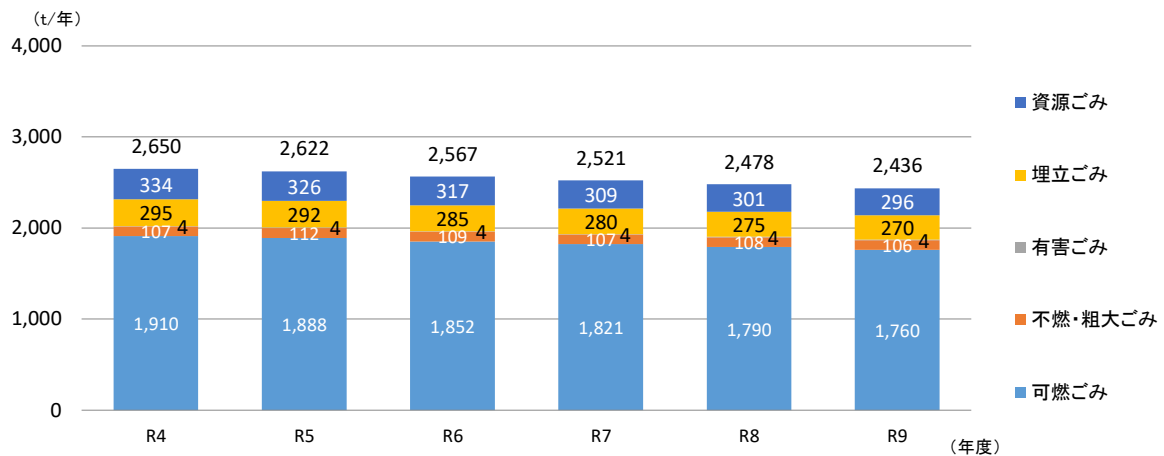


図 4.3.7 ごみ排出量の予測結果（能登町全体）

②能都地区のごみ排出量

能都地区のごみ排出量の予測結果は、図4.3.8に示すとおりです。

ごみ排出量は減少し、令和9年度には2,436tとなる見込みです。



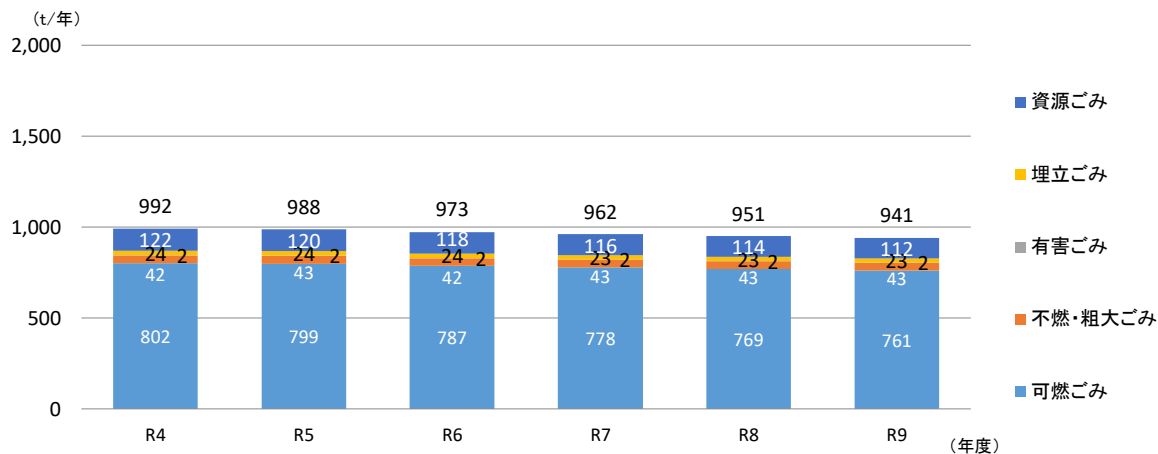
※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図 4.3.8 ごみ排出量の予測結果（能都地区）

③柳田地区のごみ排出量

柳田地区のごみ排出量の予測結果は、図 4.3.9 に示すとおりです。

ごみ排出量は減少し、令和9年度には941tとなる見込みです。



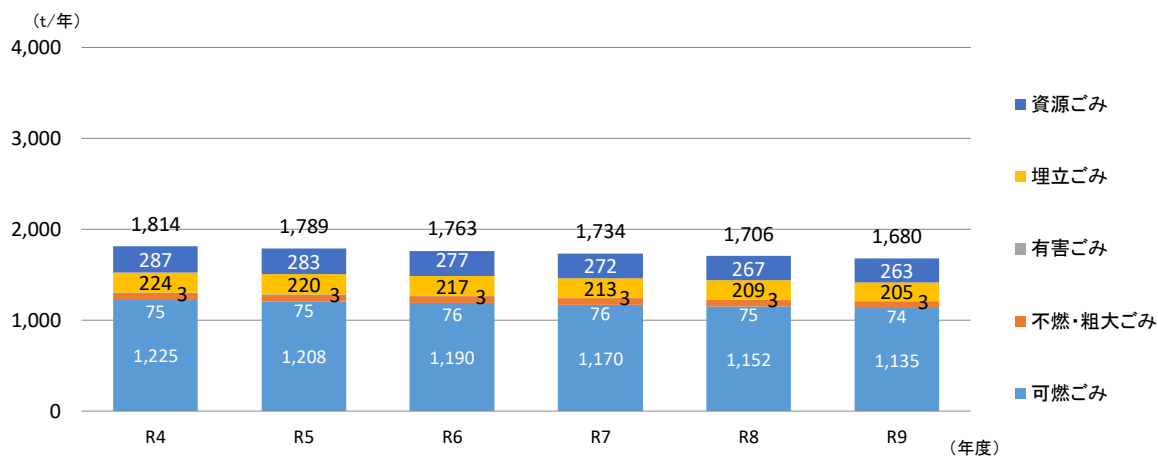
※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図 4.3.9 ごみ排出量の予測結果（柳田地区）

④内浦地区のごみ排出量

内浦地区のごみ排出量の予測結果は、図 4.3.10 に示すとおりです。

ごみ排出量は減少し、令和9年度には1,680tとなる見込みです。



※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図 4.3.10 ごみ排出量の予測結果（内浦地区）

(3) ごみ収集量

①能登町全体のごみ収集量

町全体のごみ収集量の予測結果は、図 4.3.11 に示すとおりです。

委託収集量は減少し、令和9年度には4,461tとなる見込みです。

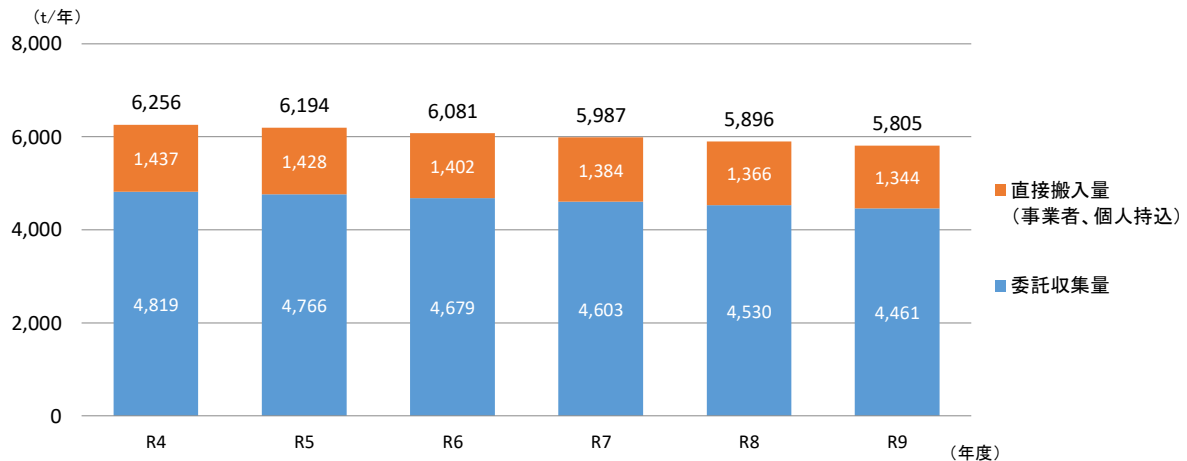
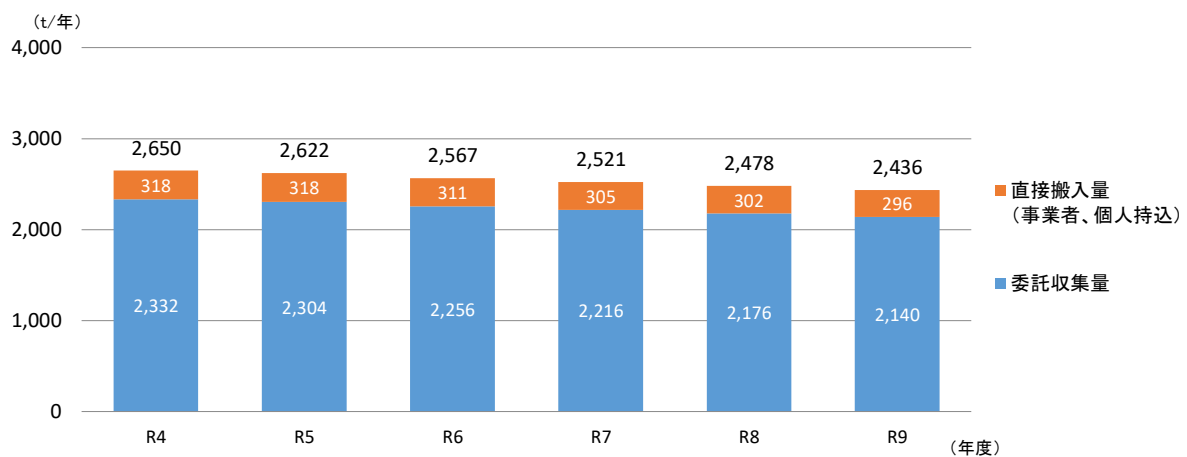


図 4.3.11 ごみ収集量の予測結果（能登町全体）

②能都地区のごみ収集量

能都地区のごみ収集量の予測結果は、図 4.3.12 に示すとおりです。

委託収集量は減少し、令和9年度には2,140tとなる見込みです。



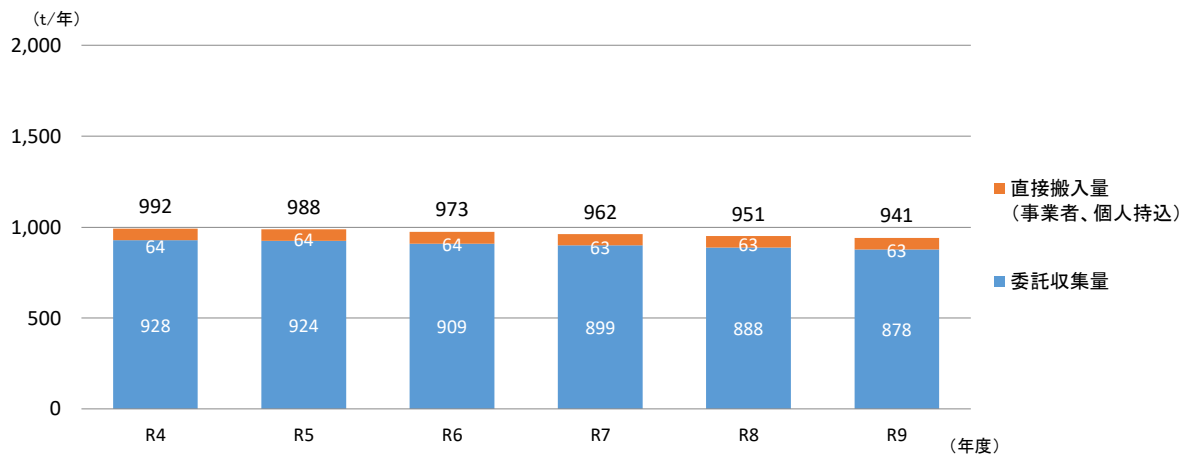
※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図 4.3.12 ごみ収集量の予測結果（能都地区）

③柳田地区のごみ収集量

柳田地区のごみ収集量の予測結果は、図 4.3.13 に示すとおりです。

委託収集量は減少し、令和 9 年度には 878t となる見込みです。



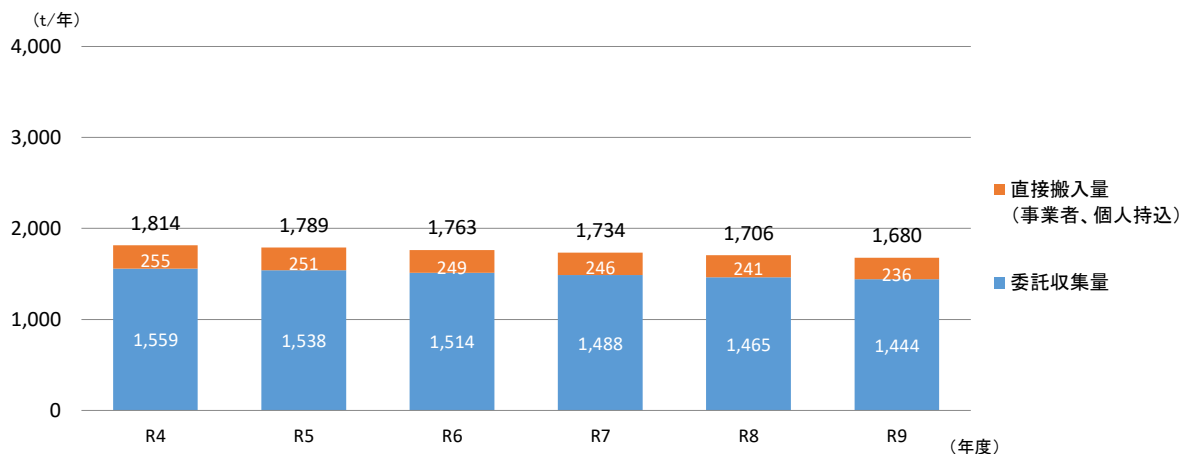
※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図 4.3.13 ごみ収集量の予測結果（柳田地区）

④内浦地区のごみ収集量

内浦地区のごみ収集量の予測結果は、図 4.3.14 に示すとおりです。

委託収集量は減少し、令和 9 年度には 1,444t となる見込みです。



※許可業者回収の資源ごみは含んでいません。

図 4.3.14 ごみ収集量の予測結果（内浦地区）

4. 4 ごみ処理施設処理量等の予測

1) 予測方法

ごみ排出量の予測値より、各ごみ処理施設における処理量・排出量を実績（割合など）に基づき推計します。

表 4. 4. 1 ごみ処理施設処理量の予測方法-1

ごみ処理量の概要

No.	項 目	単 位	計算式
(72)	総排出量	t	= (34)
(73)	ごみ処理量	t	= $\Sigma \{ (74) \sim (76) \}$
(74)	中間処理量	t	= (86) + (97) + (102) + (127)
(75)	直接資源化量	t	= [0]
(76)	直接最終処分量	t	= (136) + (144) + (148)
(77)	総資源化量	t	= (78) + (79)
(78)	直接資源化量	t	= [0]
(79)	処理後再生利用量	t	= (91) + (113) + (127)
(80)	リサイクル率	%	= (77) / (72)
(81)	最終処分量	t	= (82) + (83)
(82)	直接最終処分量	t	= (136) + (144) + (148)
(83)	処理後最終処分量	t	= (140) + (146) + (149)
(84)	減量化量	t	= (74) - (79) - (83)

表 4.4.2 ごみ処理施設処理量の予測方法-2

中間処理量・資源化量内訳

No.	項 目	単 位	計 算 式
(85)	処理量	t	= (86) + (87)
(86)	RDF 可燃ごみ	t	= (35) × 9/12
(87)	RDF リサイクルプラザ可燃残さ	t	= (125) × 9/12
(88)	施設 搬出量	t	= (89) + (90)
(89)	RDF	t	= (85) × [H27～R1平均比率]
(90)	RDF不適物残さ（埋立）	t	= (85) × [H27～R1平均比率]
(91)	RDF 処理量	t	= (92)
(92)	RDF	t	= (89)
(93)	施設 搬出量	t	= (94) + (95)
(94)	スラグ（資源化）	t	= (91) × [H27～R1平均比率]
(95)	飛灰（埋立）	t	= (91) × [H27～R1平均比率]
(96)	ごみ焼却 処理量	t	= (97) + (98)
(97)	可燃ごみ	t	= (35) (R4は × 3/12)
(98)	リサイクルプラザ可燃残さ	t	= (125) (R4は × 3/12)
(99)	施設 搬出量	t	= (100) + (101)
(100)	焼却灰（埋立）	t	= (96) × 0.100 (含水量見込む推定割合)
(101)	固化飛灰（埋立）	t	= (96) × 0.026 (推定割合)
(102)	リサイクルプラザ 処理量	t	= (103) + (104) + (111)
(103)	不燃・粗大ごみ	t	= (19) = (38)
(104)	資源ごみ	t	= (41) × [H27～R1平均比率]
(105)	発泡スチロール	t	= [0]
(106)	缶	t	= [54] (H27～R1平均値)
(107)	ペットボトル	t	= [59] (H27～R1平均値)
(108)	ダンボール	t	= [3] (H27～R1平均値)
(109)	紙類	t	= [(104) - (106) - (107) - (108)] × [H27～R1平均比率]
(110)	びん	t	= [(104) - (106) - (107) - (108)] × [H27～R1平均比率]
(111)	有害ごみ	t	= (25) = (44)
(112)	搬出量	t	= (113) + (123) + (124)
(113)	資源物	t	= (114) + (115) + Σ {(118)～(122)}
(114)	発泡スチロール	t	= [0]
(115)	金属類	t	= (116) + (117)
(116)	缶	t	= [45] (H27～R1平均値)
(117)	処理選別物	t	= (103) × [H27～R1平均比率]
(118)	ペットボトル	t	= [50] (H27～R1平均値)
(119)	ダンボール	t	= [5] (H27～R1平均値)
(120)	紙類	t	= (109) × [H27～R1平均比率]
(121)	びん	t	= (110)
(122)	その他	t	= (102) × [H27～R1平均比率]
(123)	有害ごみ	t	= (111) × [H27～R1平均比率]
(124)	処理残さ	t	= (125) + (126)
(125)	可燃残さ（焼却）	t	= (102) × [H27～R1平均比率]
(126)	不燃残さ（埋立）	t	= (102) × [H27～R1平均比率]
(127)	許可業者 処理量（資源化量）	t	= (128) + (129) + (130) + (131) + (134)
(128)	木くず・草・竹	t	= (50) × [H27～R1平均比率]
(129)	金属くず	t	= (50) × [H27～R1平均比率]
(130)	缶	t	= (50) × [H27～R1平均比率]
(131)	ダンボール	t	= (132) + (133)
(132)	許可業者回収分	t	= (50) × [H27～R1平均比率]
(133)	町収集分	t	= (23) × [H27～R1平均比率]
(134)	紙類	t	= (50) × [H27～R1平均比率]

表 4.4.3 ごみ処理施設処理量の予測方法-3

最終処分量内訳

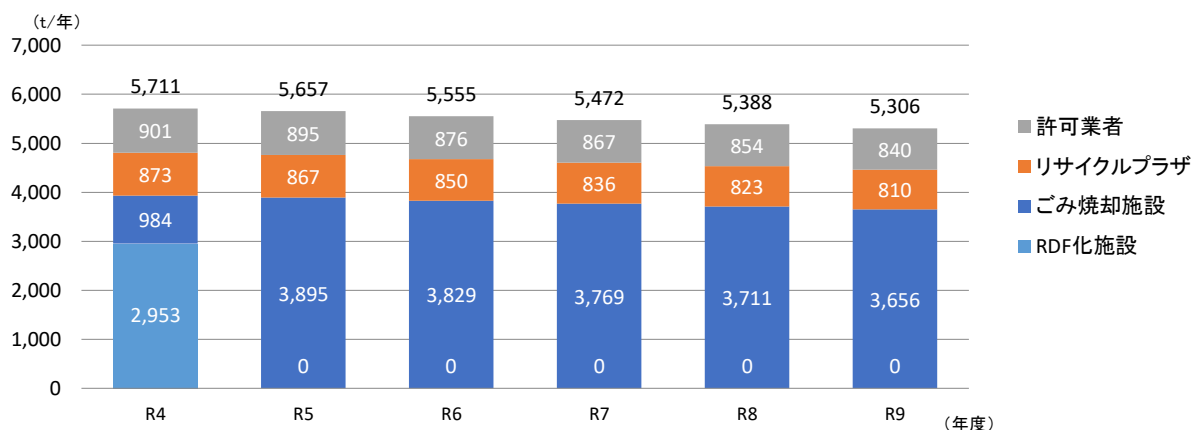
No.	項 目	単位	計算式
(135)	最終処分量	t	$= (136) + (140)$
(136)	直接最終処分量	t	$= \sum \{ (137) \sim (139) \}$
(137)	収集ごみ	t	$= (29)$
(138)	持込ごみ	t	$= (30) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(139)	その他持込ごみ	t	$= (30) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(140)	中間処理残さ最終処分量	t	$= (141) + (142)$
(141)	RDF不適物残さ	t	$= (90)$
(142)	リサイクルプラザ不燃残さ	t	$= (126)$
(143)	最終処分量	t	$= (144) + (146)$
(144)	直接最終処分量	t	$= (145)$
(145)	その他持込ごみ	t	$= (30) \times [\text{H27} \sim \text{R1 平均比率}]$
(146)	中間処理残さ最終処分量	t	$= [0]$
(147)	最終処分量	t	$= (148) + (149)$
(148)	直接最終処分量	t	$= [0]$
(149)	中間処理残さ最終処分量	t	$= \sum \{ (150) \sim (153) \}$
(150)	有害ごみ	t	$= (123)$
(151)	RDF専焼炉飛灰	t	$= (95)$
(152)	焼却灰	t	$= (100)$
(153)	固化飛灰	t	$= (101)$

2) 中間処理量の予測結果

(1) 中間処理量

中間処理量の予測結果は、図 4.4.1 に示すとおりです。また、その内訳は、表 4.4.4 に示すとおりです。

ごみ排出量の減少に伴い、処理量も減少していく見込みです。



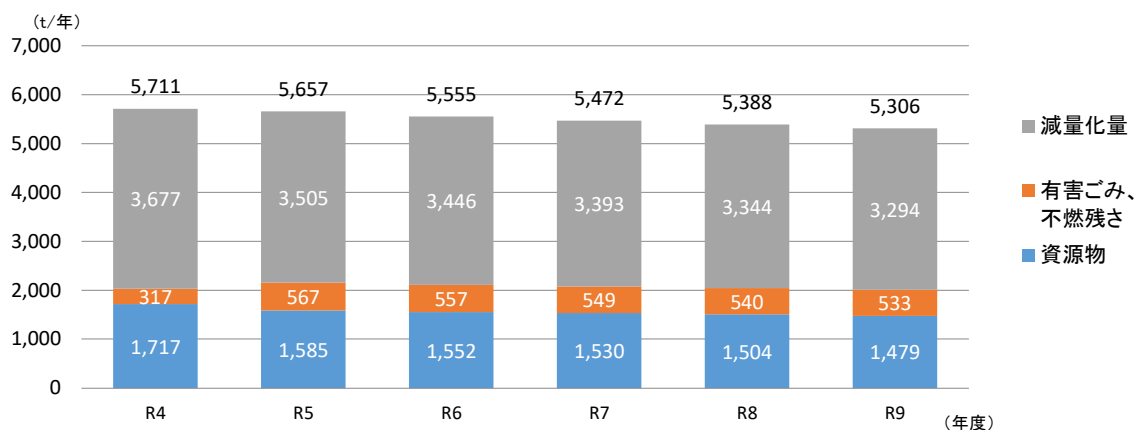
※RDF 化施設及びごみ焼却施設の可燃残さ処理量、石川北部 RDF センターの RDF 処理量は、含んでいません。

図 4.4.1 中間処理量の予測結果

(2) 搬出量及び減量化量

中間処理後の搬出量及び減量化量の予測結果は、図 4.4.2 に示すとおりです。また、その内訳は、表 4.4.4 に示すとおりです。

RDF 化処理から焼却処理への変更に伴い、RDF 専焼炉で発生するスラグ(資源化)がなくなり、ごみ焼却施設で焼却灰(埋立)が発生するため、令和4年度から令和5年度にかけて不燃残さが増加しています。



※RDF 化施設の RDF、リサイクルプラザの可燃残さは、含んでいません。

図 4.4.2 搬出量及び減量化量の予測結果

表 4.4.4 中間処理量の内訳

(t)

項 目		R4	R5	R6	R7	R8	R9
RDF 化施設	処理量	3,002	—	—	—	—	—
	可燃ごみ	2,953	—	—	—	—	—
	リサイクルプラザ可燃残さ	49	—	—	—	—	—
	搬出量	1,555	—	—	—	—	—
	RDF	1,522	—	—	—	—	—
	RDF不適物残さ（埋立）	33	—	—	—	—	—
RDF 専焼炉	処理量	1,522	—	—	—	—	—
	RDF	1,522	—	—	—	—	—
	搬出量	206	—	—	—	—	—
	スラグ（資源化）	116	—	—	—	—	—
	飛灰（埋立）	90	—	—	—	—	—
ごみ 焼却施設	処理量	1,001	3,959	3,892	3,831	3,772	3,716
	可燃ごみ	984	3,895	3,829	3,769	3,711	3,656
	リサイクルプラザ可燃残さ	16	64	63	62	61	60
	搬出量	126	499	490	483	475	469
	焼却灰（埋立）	100	396	389	383	377	372
	固化飛灰（埋立）	26	103	101	100	98	97
リ サ イ ク ル プ ラ ザ	処理量	873	867	850	836	823	810
	不燃・粗大ごみ	224	230	227	226	226	223
	資源ごみ	640	628	614	601	588	578
	発泡スチロール	0	0	0	0	0	0
	缶	54	54	54	54	54	54
	ペットボトル	59	59	59	59	59	59
	ダンボール	3	3	3	3	3	3
	紙類	419	410	398	388	378	370
	びん	105	102	100	97	94	92
	有害ごみ	9	9	9	9	9	9
	搬出量	833	822	806	791	776	763
	資源物	700	690	676	663	650	639
	発泡スチロール	0	0	0	0	0	0
	金属類	122	124	123	123	123	122
	缶	45	45	45	45	45	45
	処理選別物	77	79	78	78	78	77
	ペットボトル	50	50	50	50	50	50
	ダンボール	5	5	5	5	5	5
	紙類	414	405	394	384	374	366
	びん	105	102	100	97	94	92
	その他	4	4	4	4	4	4
	有害ごみ	8	8	8	8	8	8
	処理残さ	125	124	122	120	118	116
	可燃残さ（RDF化）	65	64	63	62	61	60
	不燃残さ（埋立）	60	60	59	58	57	56
許 可 業 者	処理量（資源化量）	901	895	876	867	854	840
	木くず・草・竹	450	448	438	434	428	421
	金属くず	10	10	9	9	9	9
	缶	6	6	6	6	6	6
	ダンボール	413	409	401	396	390	383
	許可業者回収分	311	309	303	300	296	291
	町収集分	102	100	98	96	94	92
	紙類	22	22	22	22	21	21

※端数処理により合計が合わないことがあります。

3) 最終処分量の予測結果

(1) 最終処分量

最終処分量の予測結果は、図 4.4.3 に示すとおりです。また、その内訳は、表 4.4.5 に示すとおりです。

ごみ焼却施設で発生する焼却灰の埋立のため、令和4年度から令和5年度にかけて処理後最終処分量が増加しています。令和5年度以降、最終処分量は減少していく見込みです。

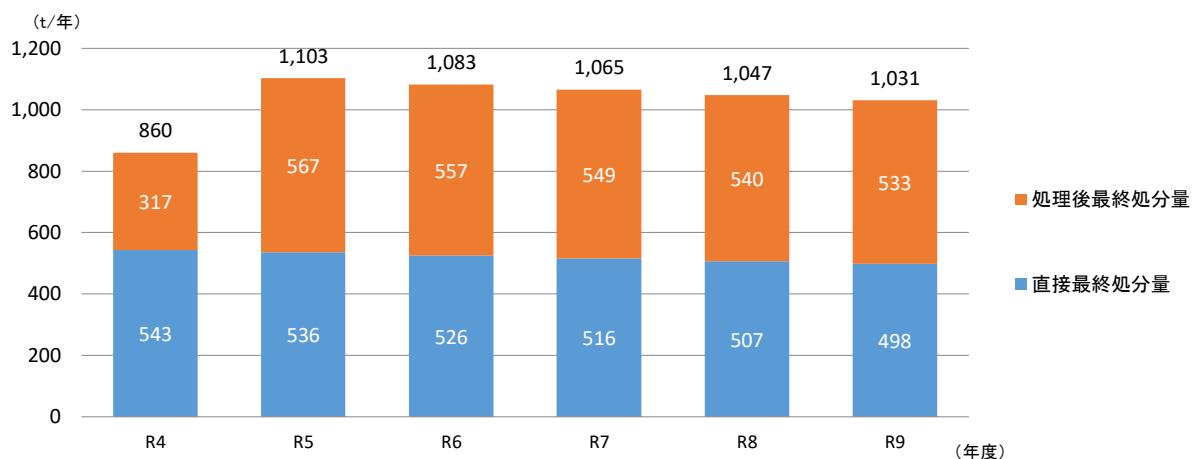


図 4.4.3 最終処分量の予測結果

(2) 施設別の最終処分量

施設別の最終処分量の予測結果は、図 4.4.4 に示すとおりです。また、その内訳は、表 4.4.5 に示すとおりです。

能都埋立処分場と内浦埋立処分場の最終処分量は減少していく見込みです。ごみ焼却施設で発生する焼却灰の埋立のため、令和4年度から令和5年度にかけてその他の施設（民間へ処理委託）が増加しています。

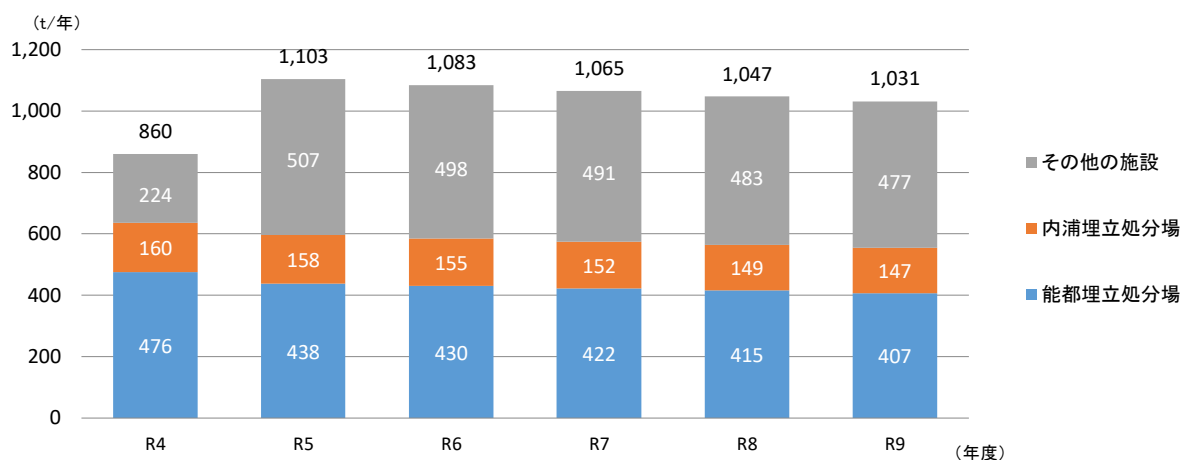


図 4.4.4 最終処分量の予測結果（施設別）

表 4.4.5 最終処分量の内訳

(t)

項 目		R4	R5	R6	R7	R8	R9
能都処分場	最終処分量	476	438	430	422	415	407
	直接最終処分量	383	378	371	364	358	351
	収集ごみ	211	208	204	200	197	193
	持込ごみ	35	34	34	33	33	32
	その他持込ごみ	137	136	133	131	128	126
	中間処理残さ最終処分量	93	60	59	58	57	56
	RDF不適物残さ	33	0	0	0	0	0
	リサイクルプラザ不燃残さ	60	60	59	58	57	56
内浦処分場	最終処分量	160	158	155	152	149	147
	直接最終処分量	160	158	155	152	149	147
	その他持込ごみ	160	158	155	152	149	147
	中間処理残さ最終処分量	0	0	0	0	0	0
その他施設	最終処分量	224	507	498	491	483	477
	直接最終処分量	0	0	0	0	0	0
	中間処理残さ最終処分量	224	507	498	491	483	477
	有害ごみ	8	8	8	8	8	8
	RDF専焼炉飛灰	90	—	—	—	—	—
	焼却灰	100	396	389	383	377	372
	固化飛灰	26	103	101	100	98	97

※端数処理により合計が合わないことがあります。

4) 資源化量の予測結果

総資源化量及びリサイクル率の予測結果は、図 4.4.5 に示すとおりです。また、資源化量等の内訳は、表 4.4.6 に示すとおりです。

RDF 化処理から焼却処理への変更に伴い、RDF 専焼炉で発生するスラグの資源化がなくなるため、令和 4 年度から令和 5 年度にかけてリサイクル率が下がる見込みです。

令和 5 年度以降、リサイクル率は横ばいで推移する見込みです。

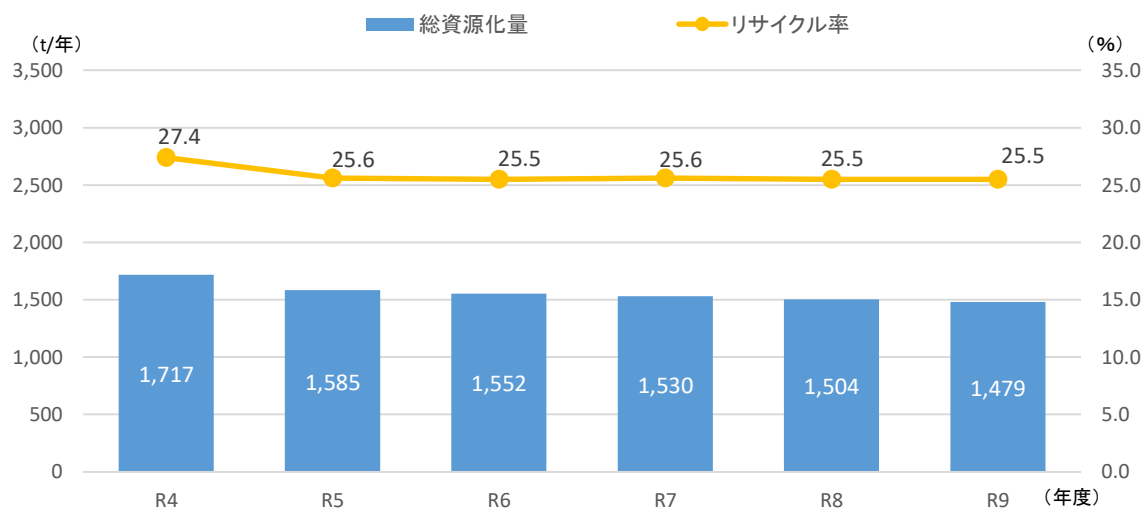


図 4.4.5 資源化量及びリサイクル率の予測結果

表 4.4.6 資源化量等の内訳

		(リサイクル率以外：t) (リサイクル率：%)					
項 目		R4	R5	R6	R7	R8	R9
総排出量		6,256	6,194	6,081	5,987	5,896	5,805
ごみ処理量		6,256	6,194	6,081	5,987	5,896	5,805
中間処理量		5,711	5,657	5,555	5,472	5,388	5,306
直接資源化量		0	0	0	0	0	0
直接最終処分量		543	536	526	516	507	498
総資源化量		1,717	1,585	1,552	1,530	1,504	1,479
直接資源化量		0	0	0	0	0	0
処理後再生利用量		1,717	1,585	1,552	1,530	1,504	1,479
リサイクル率		27.4	25.6	25.5	25.6	25.5	25.5
最終処分量		860	1,103	1,083	1,065	1,047	1,031
直接最終処分量		543	536	526	516	507	498
処理後最終処分量		317	567	557	549	540	533
減量化量		3,677	3,505	3,446	3,393	3,344	3,294

※端数処理により合計が合わないことがあります。

4. 5 ごみ処理に係る目標値

1) 国や県の目標値

国や県の目標値とごみ排出量等の予測値を比較します。

(1) 廃棄物処理法基本方針（H13. 5. 7 環告 34、H28 変更（H28. 1. 21 環告 7））

①国の目標値

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定めた廃棄物処理法基本方針では、一般廃棄物の減量化の目標として平成24年度実績に対する令和2年度の目標が設定されています。

また、その他の目標として、減量化目標の達成に資する取組目標が定められています。

なお、内容に大幅な変更の必要がないとして令和2年度は改訂が行われていません。

表 4. 5. 1 廃棄物処理法基本方針における目標（減量化目標）

指標	目標量（令和2年度）
一般廃棄物排出量	平成24年度比約12%削減
再生利用率	平成24年度の約21%から約27%に増加
最終処分量	平成24年度比約14%減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	500g/人・日とする

表 4. 5. 2 廃棄物処理法基本方針における目標（取組目標）

指標	実績 （平成25年度）	目標 （平成30年度）
家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数	43市町村	200市町村
家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合	約59%	100%
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	約40%	80%

②予測値との比較

廃棄物処理法基本方針の減量化目標値と本町の実績値及び予測値との比較結果は、表 4.5.3 に示すとおりです。

「一般廃棄物排出量」及び「一般廃棄物最終処分量」は、目標達成が見込まれます。

「一般廃棄物再生利用率」は、廃棄物処理法基本方針の目標年度である令和 2 年度の実績では、目標を達成していましたが、本計画の目標年度である令和 9 年度は、目標を下回る見込みです。

「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ（＝生活系ごみ）排出量」は、目標を達成できない見込みです。

表 4.5.3 基本方針における目標値との比較

指 標	目標値※3	実績値	予測値	評価※2
	令和2年度	令和2年度	令和9年度	
一般廃棄物排出量 (t/年)	6,785	6,422	5,805	◎
再生利用率 (%)	約27	28.6	25.5	○
最終処分量 (t/年)	1,296	800	1,031	◎
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量※1 (g/人・日)	500	623	644	×

※1 集団回収量、資源ごみ等を除きます。

※2 評価は、◎：達成できる、○：概ね達成できる、×：達成できない としています。

※3 本町の平成 24 年度実績値を基に算出しています。

(2) 循環型社会形成推進基本計画 (H30. 6)

①国の目標値

第四次循環基本計画では、令和7年度を目標年次とし、廃棄物の排出量等の目標が定められています。

表 4.5.4 第四次循環基本計画における目標

指 標	令和7年度目標 (全国の数値目標)	備 考
1人1日当たりの 排出量	約850g/人・日	計画収集量、直接搬入量、 集団回収量を含む
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	約440g/人・日	集団回収量、 資源ごみ等を除く
事業系ごみ排出量	約1,100万t/年	事業系ごみ量の総量

②予測値との比較

第四次循環基本計画の目標値と本町の予測値との比較結果は、表4.5.5に示すとおりです。

「1人1日当たりのごみ排出量」「1人1日当たりの家庭系ごみ(＝生活系ごみ)排出量」
ともに目標達成は困難と見込まれます。

表 4.5.5 第四次循環基本計画における目標値との比較

指 標	目標値	予測値		評価※2
	令和7年度	令和7年度	令和9年度	
1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	850	1,089	1,094	×
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量※1 (g/人・日)	440	641	644	×
事業系ごみ排出量 (t)	(全国で) 1,100万	(参考) 1,320	(参考) 1,280	—

※1 集団回収量、資源ごみ等を除きます。

※2 評価は、◎：達成できる、○：概ね達成できる、×：達成できない としています。

(3) 石川県環境総合計画

①県の目標値

石川県環境総合計画（令和4年9月一部改訂）は、令和7年度を目標年次としており、循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の排出抑制や、循環資源の再使用、再生利用・熱回収の行動目標を設定しています。

表 4.5.6 石川県環境総合計画における目標

指 標	目 標 (令和7年度)
1人1日当たりごみ排出量	880g
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	440g
一般廃棄物の最終処分量	40千トン（県全体）
美味しいいしかわ食べ切り協力店 の登録店舗数	1,650店舗（県全体）

②予測値との比較

石川県環境総合計画の目標値と本町の予測値との比較結果は、表4.5.7に示すとおりです。

「1人1日当たりのごみ排出量」「1人1日当たりの家庭系ごみ（＝生活系ごみ）排出量」とともに目標達成は困難と見込まれます。

表 4.5.7 石川県環境総合計画における目標値との比較

指 標	目 標 値	予 測 値		評 価※2
	令和4年度	令和4年度	令和9年度	
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	880	1,080	1,094	×
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量※1 (g/人・日)	440	634	644	×
一般廃棄物最終処分量 (t/年)	(県全体) 40千	860	1,031	—
美味しいいしかわ 食べ切り協力店 の登録店舗数(店舗)	(県全体) 1,650	26※3	—	—

※1 集団回収量、資源ごみ等を除きます。

※2 評価は、◎：達成できる、○：概ね達成できる、×：達成できないとしています。

※3 令和4年12月末時点の実績値。県全体では1,420店舗

2) 目標値の設定

現在の国や県の目標値及び本町の状況を踏まえ、平成24年度に設定した目標値の見直し（再設定）を行います。

(1) 減量化目標

第四次循環基本計画及び石川県環境総合計画で指標に設定されている「1人1日当たりのごみ排出量」と「1人1日当たりの生活系ごみ（＝家庭系ごみ）排出量」について、国や県の目標達成は困難です。国や県の目標は、全ての市町村一律の目標となっていますが、本町のごみには木くずや海岸漂着ごみなどの量が相当量含まれることが達成困難な要因の一つと考えられます。しかしながら、本町の1人1日当たりのごみ排出量は近年増加傾向にあることや、他都市と比べてごみ排出量が多いことを踏まえてもごみ減量化が課題となっています。

以上のことから、まずは資源ごみを除く1人1日当たりの生活系ごみ排出量を毎年1%ずつ削減していくことを目標とします。それを達成するため、令和9年度の資源ごみを除く1人1日当たりの生活系ごみ排出量600g、1人1日当たりのごみ排出量1,050gを数値目標として、ごみの減量化に取り組むこととします。

表 4.5.8 減量化数値目標

指 標	実績値 令和元年度※2	予測値 令和9年度	目標値 令和9年度
1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	1,095	1,094	1,050
1人1日当たりの 生活系ごみ排出量※1 (g/人・日)	646	644	600

※1 集団回収量、資源ごみ等を除きます。

※2 新型コロナの影響がない令和元年度の実績値を比較として記載しました。

(2) 資源化目標

「リサイクル率」は、国の目標を達成しているほか、県内でも最も高い水準にあります。しかし、可燃ごみ処理方法の移行等により今後は低下する見込みです。

そのため、現状の水準である27%を維持することを目標とします。

表 4.5.9 資源化数値目標

指 標	実績値 令和元年度※1	予測値 令和9年度	目標値 令和9年度
リサイクル率 (%)	27.3	25.5	27.0

※1 新型コロナの影響がない令和元年度の実績値を比較として記載しました。

4. 6 ごみの排出抑制、再使用、再生利用のための施策

住民・事業者（町を含む）ともに、ごみの発生や排出に関わっています。循環型社会の形成には、まず、①できる限りごみの排出を抑制し、次に、②廃棄物になったものについては、不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うことが重要です。その上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、③適正な処分を確保することが基本です。ごみの排出抑制、循環的な利用を促進するためには、住民・事業者・町が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要なため、それぞれが取り組むべき方策について定めます。

1) 行動目標

(1) ごみの排出抑制

ごみを減量するためには、まずごみの発生や排出を抑制することが大切です。このため、日常生活では不要なものは断り、ごみを出さない消費生活行動やライフスタイル意識の変革が必要です。

①家庭における行動目標

- ・家庭から出るごみ量をチェックしましょう。
- ・家庭でのごみ減量目標（例：ご飯茶碗1杯分約130g削減）を決めて取り組みましょう。
- ・本当に必要なものか考えて、なるべくごみが出ないような買い物をしましょう。
- ・使い捨ての商品ではなく、繰り返し使えるもの、詰め替えできるものを買きましょう。
- ・一度買ったものは、大切に長く使いましょう。
- ・必要のない袋や包み紙はもらわないようにしましょう。（マイバック運動）
- ・食事の作りすぎや食べ残しをしないようにしましょう。（食品ロス削減）
- ・生ごみは、水分を切ってからごみに出しましょう。できれば、生ごみ処理機を活用した減量化（堆肥化）に取り組みましょう。

②事業所における行動目標

- ・自社や事業場内の廃棄物の発生量を把握しましょう。
- ・廃棄物減量化目標を設定し、関係者に知らせるとともに、会社のスローガンとして取り組みましょう。
- ・ペーパーレス化に取り組みましょう。印刷を両面で行い、コピー用紙の使用削減に努めましょう。
- ・環境配慮型（グリーン）商品の利用に努めましょう。
- ・「いしかわ事業者版環境ISO」や「ISO14000」の取得や環境保全活動評価プログラムへの参加により、ごみの管理を含めた環境管理システムを作って、ごみ減量化の取組などを公表しましょう。
- ・飲食店などは、食品ロス削減に取り組み、「美味しいいしかわ食べきり協力店」に登録しましょう。

（２）再使用・再生利用

一度使用したものをごみとして排出せず、繰り返し使用することが大切です。また、不要となったものでまだ使えるものは、必要とする方に利用してもらうことで再使用が可能です。

再使用が出来ないものは、適正に分別することで再生資源として活用できます。ごみの適正な分別を徹底し、再生利用することが大切です。そのため、ものを繰り返し長く使うという意識向上を図るとともに、ごみの分別方法の周知や民間の資源化業者等と連携した資源化促進に努めます。

①家庭における行動目標

- ・マイボトルなどリユース容器を利用し、ペットボトルなどの使い捨てプラスチックの使用を削減しましょう。
- ・衣類は着回しやリフォームを行いましょう。
- ・まだ使える不要品は、知人に譲るなど、リユースに努めましょう。
- ・故障したものでもなるべく修理・修繕して使用しましょう。
- ・地域のリサイクル活動へ参加・協力をしましょう。
- ・その他紙ごみ（本、雑誌、チラシ、包装紙、紙袋類など）は、「もやせるごみ」ではなく、「その他紙」の日に出しましょう。
- ・空き缶、空きびん、ペットボトルは分別し、資源を再生利用できるようにしましょう。
- ・食品トレイは、なるべくスーパーの回収カゴに出しましょう。

②事業所における行動目標

- ・事業活動で生じる廃棄物などは、新たな資源や資材として使用、再生利用できないか考えましょう。
- ・事業所で発生する一般廃棄物は、適正な処理ができるように分別を心がけましょう。
- ・古紙などは、再生処理業者などに依頼し、資源物として適正に排出しましょう。
- ・環境配慮型（グリーン）商品の購入に努めましょう。

2) ごみの排出抑制、再使用、再生利用のための施策

(1) 施策の体系

ごみの排出抑制、再使用、再生利用のための施策の体系は、図 4. 6. 1 に示すとおりです。

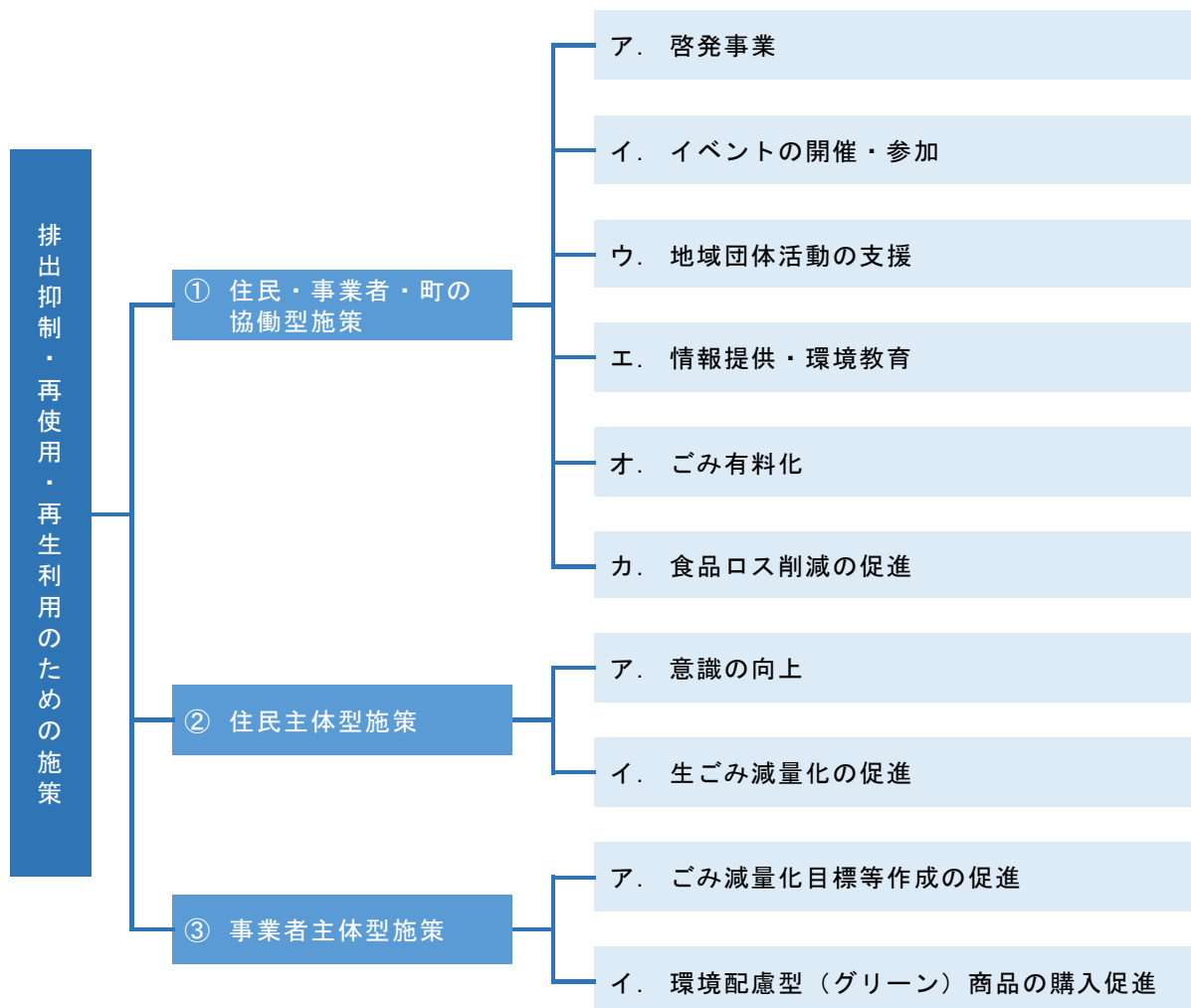


図 4. 6. 1 ごみの排出抑制、再使用、再生利用のための施策の体系

(2) 施策の内容

① 住民・事業者・町の協働型施策

ア. 啓発事業

ごみ減量化とともにリサイクルを身近に感じることができるよう、「広報のと」や有線放送、ホームページなどを利用した啓発を広く行います。

イ. イベントの開催・参加

環境に関する住民の学習会（出前講座）やイベント等の活動機会を充実するとともに、職員も積極的に派遣します。

ウ．地域団体活動の支援

小学校・中学校等による環境に関わる授業を奨励し、環境教育とリサイクルに取り組めるよう支援を検討します。

住民や事業者で組織する団体が行うごみの減量化のための活動や施設整備、不法投棄ごみ回収作業に対して、必要に応じて支援を検討します。

エ．情報提供・環境教育

廃棄物処理法、各種リサイクル法、循環型社会形成推進基本法などについて、住民や事業者の理解を得るため、積極的に広報に努めます。

奥能登クリーンセンターと連携し、資源ごみがどのように再生されているか等資源再生の方法に関する環境教育を行います。

オ．ごみ有料化

ごみ排出者の責任の明確化を図り、排出量に応じた負担の公平化と住民のごみ排出抑制意識の向上のため、ごみ有料化を継続します。また、ごみ処理手数料は、収集体系の変更等に合わせ、必要に応じた見直しを行います。

カ．食品ロス削減の促進

石川県と連携し、「美味しいいしかわ食べきり協力店」への登録を呼びかけ、飲食店等の食品ロス削減を促進します。

②住民主体型施策

ア．意識の向上

ごみ分別冊子「家庭ごみ・資源 分け方・出し方」を作成し、ごみの減量化や正しいごみの排出方法に対する知識を高めます。

イ．生ごみ減量化の促進

「30・10 運動」等やエコクッキングなどの食品ロス削減の取組や生ごみ水きり運動を推進します。

生ごみ処理機の補助制度を継続し、生ごみの減量化、堆肥化など再生利用を促進します。

③事業者主体型施策

ア．ごみ減量化目標等作成の促進

石川県と連携し、「いしかわ事業者版環境 ISO」の登録を呼びかけ、ごみ減量化等の目標作成を促進します。

イ．環境配慮型（グリーン）商品の購入促進

公共施設や公共事業における環境配慮型（グリーン）商品の購入を実践するとともに啓発活動を充実し、民間事業所の環境配慮型（グリーン）商品購入の浸透を促します。

4. 7 ごみの種類及び分別の区分

1) 分別区分と排出方法

分別区分の方法と排出方法は、表 4.7.1 に示すとおりです。

家庭、事業所から排出されたごみを資源化するためには、なるべく排出する段階で再生利用に配慮した区分で分別収集することが必要です。収集運搬や中間処理などの処理体制を考慮した上で、出来る限り資源化に配慮した分別区分を設定し、計画的な分別収集、再生利用を進めます。

なお、令和5年1月より可燃ごみの中間処理方法が焼却処理に変更となったため、令和5年4月より、これに対応した分別区分に変更します。

表 4.7.1 分別区分と排出方法

収集区分		具体例	出し方など	指定袋
可燃ごみ (もやせる)		生ごみ類、食料品や日用品の容器、カップ・パック・トレイ類、衣類、靴、履物、草花・枝類・落葉(少量)など ※プラスチック・木製品	台所ごみは十分に水切りする。 食品トレイ類はなるべくスーパーの回収ボックスへ 附属ボタン・金属類は取り外す。	ピンク色「もやせる」の指定袋 又は収集シール
可燃ごみ (もやせる大型)		50cmを超え1m以内のもやせるごみ プラスチック製品、布団類、シート類、ひも類など	1mを超える物は、直接奥能登クリーンセンターへ	ピンク色「もやせる」の指定袋 又は収集シール
不燃ごみ (もやせない)		金属で出来ているもの 一部にでも金属が付随しているもの 家庭用電化製品類、電球、王冠など	家電製品の電池・灯油類は必ず抜く。	緑色「もやせない」の指定袋 又は収集シール
資源ごみ	新聞・紙パック	新聞紙 牛乳・ジュース・酒類の紙パック	チラシは「その他紙」へ 内側がアルミの物は「もやせる」へ サッと水洗いし開いて水分を切る。	十文字に結束して出す (テープ止め不可)
	ダンボール	ダンボール(間に波形の紙が入っているもの)	ホッチキス等の金具を外す。	十文字に結束して出す (テープ止め不可)
	その他紙	本、雑誌、チラシ、包装紙、紙袋類など	ビニール・フィルム類は取り除く。	十文字に結束して出す (テープ止め不可)
	空き缶	飲料缶、食品缶	サッと水洗いする。 缶の中に異物を入れない。	中が確認できる透明な袋
	ペットボトル	ペットボトルマークがあるもの	サッと水洗いする。 キャップは外す。	中が確認できる透明な袋
	空きびん	飲料・食品用・化粧品の空きびん	サッと水洗いする。 無色透明、茶色、その他の3色に分ける。	中が確認できる透明な袋
	スプレー缶	スプレー缶、カセットガスボンベ	必ずガスを使い切る。	緑色「もやせない」の指定袋
有害ごみ		蛍光灯、乾電池、水銀の温度計、充電電池(リチウムイオンバッテリー)、ライター(全般)	蛍光灯は割れないように必ず紙・箱等に包んで出す。	中が確認できる透明な袋
粗大ごみ		自転車、机、家具類、ロッカー、畳、マットレス・ソファ(全般)など	搬入前に奥能登クリーンセンターへ電話で申込みする。	—
埋立ごみ		ガラス、食器・コップ類、陶磁器など	割れたものは危険の無いように紙等に包んで「危険」と書いて出す。	緑色「もやせない」の指定袋 又は収集シール

赤字：令和5年4月変更箇所

2) ごみの分別に関する検討事項

(1) 小型家電リサイクル

小型家電は、不燃ごみと合わせて収集し、奥能登クリーンセンターにてピックアップ回収することにより資源化を行っています。今後もこの方式を継続することとしますが、必要により奥能登クリーン組合及び珠洲市と見直しを検討します。

(2) プラスチックリサイクル

容り法やプラスチック資源循環法への対応として、プラスチック製容器包装やプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再生利用に関して今後検討していきます。

(3) 町内清掃ごみ等の受け入れ

町の環境を維持するため、町内清掃等により発生するごみ等の埋立ごみとしての受け入れを継続します。

【埋立ごみとして受け入れるごみ】

・ 免除車持込ごみ ・ 町内清掃ごみ ・ 不法投棄ごみ ・ 災害ごみ ・ 海岸漂着ごみ

4. 8 ごみ処理に関する基本的事項

1) ごみ処理の流れ

令和5年4月以降のごみ処理の流れは、図4.8.1に示すとおりです。

本町で排出されるごみは、委託収集、個人持込及び許可業者による運搬により奥能登クリーンセンターや能都埋立処分場へ搬入し、中間処理、最終処分を行います。

可燃ごみ（もやせるごみ、もやせる大型ごみ）は、奥能登クリーンセンターのごみ焼却施設で処理を行います。

資源ごみは、奥能登クリーンセンターのリサイクルプラザ及び民間処理業者により破碎・圧縮・梱包等の中間処理した後、資源化されます。有害ごみは、リサイクルプラザで保管処理した後、民間の最終処分業者にて処理されます。

粗大・不燃ごみは、リサイクルプラザで破碎選別処理を行います。そこで発生する鉄やアルミは資源化、可燃性の残さは可燃ごみと合わせて処理、不燃残さは、埋立ごみと共に能都埋立処分場で最終処分します。

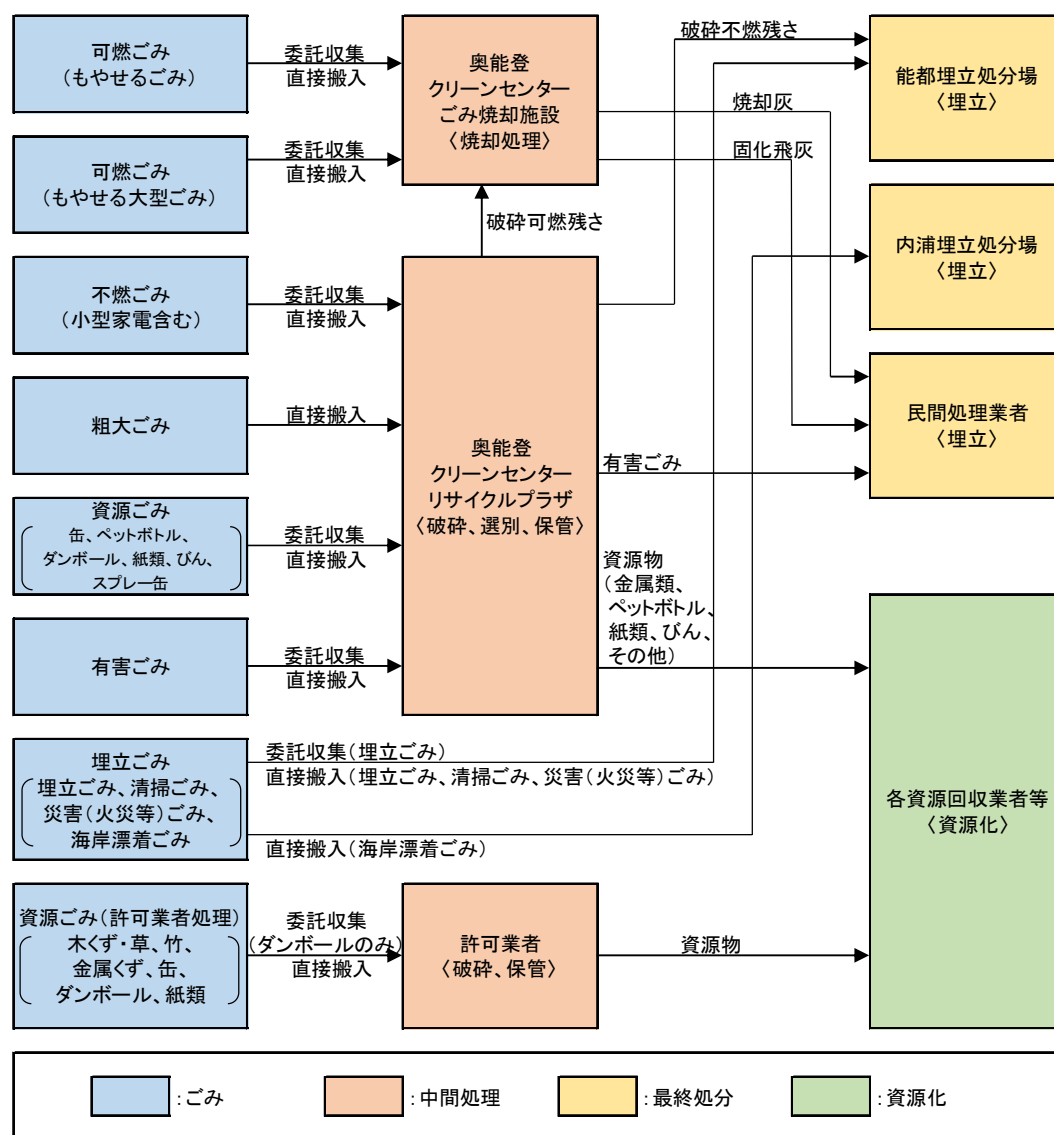


図 4. 8. 1 ごみ処理の流れ

2) 収集運搬計画

(1) 収集方法

ごみの収集方法は、表 4.8.1 に示すとおりです。令和 5 年 4 月からの分別区分の見直しと合わせ、収集方法も一部変更します。

現状のとおり本町の行政区域全体を収集区域とし、生活系の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみはステーション方式により収集します。粗大ごみや可燃ごみなどでステーションに出すことができないごみは、排出者が奥能登クリーンセンターに電話申し込みの上、処理施設に直接持ち込むものとします。

事業系ごみは事業者が自らの責任において適正に処理するものとしますが、町内の体制が整うまでは、生活系ごみと同じ収集方法により、町の委託業者が収集・運搬を行います。事業者が自ら処理する場合は、事業者自ら処理施設に持ち込むか、許可業者に収集・運搬を依頼するものとします。

現在、収集運搬に対するトラブル等の発生や収集能力の不足はないため、当面は現状の収集運搬体制を維持しますが、今後、状況の変化に応じて効率的な収集運搬体制を検討し、コストの削減を図ります。

一方で、高齢化や核家族化といった社会情勢を背景として、ステーションまでのごみ出しが困難な高齢者が増加するものと予想されます。今後、高齢者本人及び地域の生活環境保全のため、福祉部局と協議しながら、高齢者に対するごみ出しの支援のあり方について検討します。

表 4.8.1 収集運搬の体制

ごみの種類		収集方式	収集回数			収集体制
			能都地区	柳田地区	内浦地区	
可燃ごみ (もやせるごみ)		ステーション	週2回	週2回	週2回	委託収集 または直接搬入
可燃ごみ (もやせる大型ごみ)		ステーション	月1回	月1回	月1回	委託収集 または直接搬入
不燃ごみ (もやせないごみ)		ステーション	月1回	月1回	月1回	委託収集 または直接搬入
資源ごみ	新聞・紙パック	ステーション	2か月に3回	月2回	2か月に3回	委託収集 または直接搬入
	ダンボール	ステーション	月1回	月2回	月1回	委託収集 または直接搬入
	その他紙	ステーション	月2回	月2回	月2回	委託収集 または直接搬入
	空き缶	ステーション	月1回	月2回	月1回	委託収集 または直接搬入
	ペットボトル	ステーション	月1回	月1回	月1回	委託収集 または直接搬入
	空きびん	ステーション	月2回 (色で収集日異なる)	月1回	月1回	委託収集 または直接搬入
	スプレー缶	ステーション	2か月に1回	月1回	2か月に1回	委託収集 または直接搬入
有害ごみ		ステーション	3か月に1回程度	月1回	3か月に1回程度	委託収集 または直接搬入
粗大ごみ		—	—	—	—	直接搬入
埋立ごみ		ステーション	月1回	月1回	月1回	委託収集 または直接搬入

赤字：令和 5 年 4 月変更箇所

(2) 民間許可業者による収集・資源化

民間許可業者が行っている、木くず・草・竹などの収集、資源化を推奨し、事業者と協働して資源化に努めます。

【民間許可業者による収集・資源化ごみ】

・木くず、草、竹 ・金属くず ・缶 ・ダンボール ・紙類

(3) 処理できないごみ

主な収集・搬入できないごみは、表 4.8.2 に示すとおりです。

町で収集・処理できないごみは、これまでと同様に排出者自らが販売店や専門業者、メーカー等に依頼することとし、町は主な依頼相談先等の情報を提供していきます。

表 4.8.2 主な収集・処理できないごみ

品 目	主な依頼相談先
消火器	販売店、給油取扱所、 ホームセンター、設備業者
農機具	販売店、 農協等
農業系廃棄物	JAおおぞら（年1回）、産廃処理業者 JA内浦町営農経済課（おくのといち）（年1回11月）
自動車・自動二輪車	販売店、整備工場等
タイヤ・バッテリー	販売店、給油取扱所、整備工場等
テレビ・エアコン・冷蔵（凍）庫・洗濯機・衣類乾燥機 ※家電4品目	販売店 直接指定引き取り場所等へ持ち込み （日本通運(株)七尾営業課）
漁業系廃棄物	販売店 、産廃処理業者等
パソコン	販売店 、各メーカー 直接奥能登クリーンセンターへ持ち込み

赤字：令和5年4月変更箇所

3) 中間処理計画

中間処理は、今後も奥能登クリーンセンター及び民間の資源化業者で行います。

可燃ごみ（もやせるごみ・もやせる大型ごみ）は、奥能登クリーンセンターのごみ焼却施設で焼却処理します。

粗大・不燃ごみは、リサイクルプラザで破碎選別処理を行います。

資源ごみは、奥能登クリーンセンターのリサイクルプラザ及び民間処理業者により破碎・圧縮・梱包等の中間処理を行います。

有害ごみは、リサイクルプラザで保管処理します。

計画処理量は、「4-4 ごみ処理施設処理量等の予測」に示すとおりです。

4) 最終処分計画

最終処分は、今後も町の最終処分場及び民間の最終処分業者で行います。

収集・持ち込みの埋立ごみのほか、町内清掃ごみ、災害ごみ、不法投棄ごみ、奥能登クリーンセンターで中間処理後に発生する不燃残さなどは、能都埋立処分場で最終処分します。

海岸漂着物は、内浦埋立処分場で最終処分します。

有害ごみは、リサイクルプラザで保管した後、民間の最終処分業者にて処理します。

ごみ焼却後の残さ（焼却灰、飛灰固化物）は、民間の最終処分業者にて処理します。

計画処理量は、「4-4 ごみ処理施設処理量等の予測」に示すとおりです。

5) 資源化計画

収集した資源ごみは、リサイクルプラザで種類ごとに選別・保管・圧縮梱包等の必要な処理をした後、資源物として資源化します。

不燃・粗大ごみは、リサイクルプラザで小型家電の選別回収後破碎し、資源物（鉄、アルミ類）を回収します。

木くず・草・竹などは、民間許可業者による中間処理、資源化を継続します。

4. 9 ごみ処理施設の整備等

1) 中間処理施設

中間処理は、奥能登クリーン組合が保有する奥能登クリーンセンターにて行います。そのため、中間処理施設の整備に関しては、奥能登クリーン組合に協力して行っていきます。

(1) ごみ焼却施設

令和5年3月に奥能登クリーンセンターごみ焼却施設が竣工します。本施設は、包括的長期責任管理委託による運営で、竣工後20年間稼働する予定です。

(2) 資源化施設

能登クリーンセンターリサイクルプラザは、平成15年3月の竣工後20年が経過しますが、施設全体は、適正な管理により健全な状態が維持されています。奥能登クリーン組合では、令和2年度に「リサイクルプラザ長寿命化総合計画（計画期間：20年間）」を策定しており、計画に基づく適切な維持管理により施設の長寿命化を図ります。

2) 最終処分場

能都埋立処分場の残余容量は、79,598 m³（令和3年度末）となっており、長期（20年間以上）の埋立が可能です。

内浦埋立処分場の残余容量は、10,257 m³（R3年度末）となっています。現在は海岸漂着物のみの埋立としており、長期（20年間以上）の埋立が可能です。

柳田埋立処分場の残余容量は、2,388 m³（R3年度末）となっていますが。現在埋立処分を休止しています。

これらのことから、本町の最終処分場は、十分な残余容量を有しており、当面の間は新たな施設整備が不要です。そのため、既存の施設の適切な維持管理を行っていくとともに、最終処分量の低減に努めていきます。

4. 10 その他ごみの処理に関し必要な事項

1) 災害廃棄物対策

令和2年3月策定した災害廃棄物処理計画に基づき、地震などの災害時に発生したごみ・し尿・がれきなどを迅速かつ適正に処理することで住民の生活環境を確保し、速やかな復興を行います。

2) 不法投棄対策

不法投棄は、廃棄物処理法に違反する犯罪です。不法投棄は、生活環境だけではなく地域コミュニティにも悪影響を及ぼす恐れがあるため、これを未然に防止、あるいは早期発見するための対策を行っていきます。

(1) 土地所有者等へのお願い

土地所有者、土地管理者等に自己防衛対策や適正な管理をお願いします。

(2) 住民への啓発

地域の生活環境を維持するために、「ごみのポイ捨て」をしないとの認識を持つことが大事です。住民に対し、広報等による啓発を行います。

(3) 早期発見と回収

監視回収業務については、職員だけではなくシルバー人材センターに委託する等、監視回収体制の強化を検討します。また、「広報のと」や地域の代表をとおして、早期発見に対する住民への啓発や協力をお願いします。

(4) 不法投棄者の特定

調査により不法投棄者の特定に努め、現状復帰と適正処理を要請します。

(5) 石川県との連携

初期調査の段階で産業廃棄物の疑いのある場合は、石川県能登北部保健所及び石川県生活環境部資源循環推進課に連絡し、連携して調査を行います。